

ICD NEWS

LAW FOR DEVELOPMENT

INTERNATIONAL COOPERATION DEPARTMENT
RESEARCH AND TRAINING INSTITUTE
MINISTRY OF JUSTICE

No.
105

2026.7

法務省法務総合研究所国際協力部報

巻頭言

- 1 ～法制度整備支援に関わらせていただいて～ 九州大学総長補佐・九州大学前法学研究院長・教授 徳本 穰

外国法制

- 6 [ラオス] ラオスにおけるAccess to Justiceの状況（各論6）
（地方における関連機関の実情・第5チャンパスック） JICAラオス人民民主共和国長期派遣専門家 阿讃坊明孝
JICAラオス人民民主共和国長期派遣専門家 石崎 明人
- 21 [ラオス] ラオス2024年民事訴訟法改正
－「請求権」「要件」概念の導入・「争点」の重視と、改正手続への寄与－
JICAラオス人民民主共和国長期派遣専門家 阿讃坊明孝
- 44 [インドネシア] インドネシア新プロジェクトのこれまでの歩みと展望
～最高裁判所における活動報告～ JICAインドネシア共和国長期派遣専門家 志摩 祐介
- 53 [ラオス] ラオス「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」の成り立ちと活動
（長期派遣専門家としての業務を振り返って）
前JICAラオス人民民主共和国長期派遣専門家（現名古屋地方検察庁検事） 矢尾板 隼
- 66 [キルギス] キルギス基本法制について（3） ～キルギス民事訴訟法～
元国際協力部教官（現UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific (RCAP) Legal Expert） 高橋 一章
- 76 国際機関における法制度整備支援の一事例
UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific (RCAP) Legal Expert 高橋 一章

活動報告

【国際研修・共同研究】

- 82 令和7年度モンゴル共同研究 国際協力部教官 奥 大樹
- 91 令和7年度ウズベキスタン本邦研修 前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補） 樋口 瑠惟
- 104 東ティモール司法大臣招へい 国際協力部教官 奥 大樹
- 111 第1回ベトナムLEAD共同研究 国際協力部教官 鈴木 雄大

【外国出張】

- 121 キルギス出張報告 国際協力部教官 奥 大樹
- 129 インドネシア出張報告 国際協力部教官 石水 佑佳
- 134 カンボジア出張報告 国際協力部教官 石水 佑佳

【その他の活動】

- 138 次世代に向けた持続可能な活動へ
～ラオス「法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2」～ JICAラオス人民民主共和国長期派遣専門家 山下 拓郎
- 143 追想・国際協力の最前線 前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補） 樋口 瑠惟

【講義・講演】

- 155 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 浜田 慧史

【研修等実施履歴】

- 156 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 浜田 慧史

【活動予定】

- 158 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 浜田 慧史

- 160 公益財団法人国際民商事法センター設立30周年記念事業の概要について

専門官の眼

- 162 総務企画部国際事務部門国際専門官 川添 光乃

編集後記

- 166 総務企画部国際事務部門主任国際専門官 浜田 慧史

～法制度整備支援に関わらせていただいて～

九州大学総長補佐・九州大学前法学研究院長・教授

徳 本 穰

1. はじめに

私が法務省法務総合研究所国際協力部の先生方と法制度整備支援に本格的に関わらせていただくようになったのは、今から、約10年前の2017年11月に行われたインドネシア法整備支援第6回本邦研修で講演をさせていただいたときに、遡ります。その後、私の方では、主に、専門としております商法や会社法等の分野において、モンゴルの法制度整備支援に関わらせていただいてまいりました。

私のモンゴルとの出会いや広い意味での法制度整備支援との関わりは、さらに、その前に遡りまして、モンゴル国立大学法学部やモンゴル国立法律研究所やモンゴルの弁護士の先生方等と東京にてお会いする機会のありました、2013年12月のこととなります。そのときの出会いがきっかけとなり、2014年6月に、モンゴル国立法律研究所の招聘により、初めて、モンゴルの地を訪れました。そのとき、当時モンゴル国立法律研究所の副所長でいらっしゃいましたバトボルド・アマルサナー先生（現モンゴル国立大学法学部長）とアマルサナー先生のお弟子さんにあたり当時モンゴル国立法律研究所の政策研究官でいらっしゃいましたサランゲレル・バトバヤル先生（現モンゴル国立大学法学部准教授）に、モンゴルにて大変お世話になりました。

アマルサナー先生やバトバヤル先生が、この間モンゴルの法制度整備支援におけるモンゴル側の中心的なメンバーであることを思いますと、この2013年や2014年の出会いは、大変運命的なものであったと強く感じます（なお、バトバヤル先生は、2013年や2014年の出会いを機縁に、アマルサナー先生のおすすめもあり、その後、九州大学の私のもとに留学をなされ、博士（法学）の学位を取得されました。現在は、九州大学のモンゴル同窓会の会長としても、活躍をしておられます）。

私は、今から30年以上前の大学院生の頃、米国のイェール大学ロースクールに留学をする機会に恵まれました。その際に大変お世話になりました先生のお一人に、国際法の分野で世界的な研究者でいらっしゃいますマイケル・リースマン先生がおられます。リースマン先生は、しばしば、“The world is wide, but the world is small.”と話しておられたのを、大変印象深く覚えておりますが、当時は、この言葉の意味を、なかなか実感をもっては捉えられませんでした。現在は、実感をもって大変よく捉えることができまして、私なりの解釈ですが、この言葉は、「世界は、地理的には、広大である。しかし、世界に住む人々の間柄は、実は狭い。人との出会いや縁を大切に下さい。」という意味ではないかと、解釈しております。

2. モンゴルにおける法制度整備支援

さて、このようなきっかけで、専門としております商法や会社法等の分野において、モンゴルの法制度整備支援に関わらせていただくことになりましたが、その後、基調講演者や講師等として参加をさせていただきました主な国際会議、共同研究、セミナー等を時系列的に御紹介させていただければと思います。

まず、モンゴル側にて企画されました国際会議等について紹介いたしますと、2016年10月のことですが、モンゴル国立大学法学部、モンゴル国家大会議事務局、モンゴル法務・内務省、モンゴル法曹協会等により企画されました「モンゴルにおける私法の今日的課題：諸外国における民法及び商法の法典化」というシンポジウムが開催されました。これは、モンゴルにおいて新たに商法典の立法化が検討され始めました、初めての国際シンポジウムであったかと思います。

次に、2017年9月に、モンゴル国立大学法学部、モンゴル立法協会等により企画されました「モンゴルと日本における近年の立法的展開：商法をめぐって」という国際シンポジウムや、2019年9月に、モンゴル国立大学法学部により企画されました「私法における世界的な傾向：日本国」という国際シンポジウムが開催されました。これらの国際シンポジウムには、法務省法務総合研究所国際協力部の先生方も、講演者として参加してありました。

また、2021年12月には、モンゴル法務・内務省、モンゴル内務省大学、モンゴル国家大会議法務委員会によって企画されました、モンゴル法務・内務省創設110周年を記念しました「モンゴル：私法改革の過程とその挑戦」という国際シンポジウムが開催されました。

次に、法務省法務総合研究所国際協力部によって企画されました共同研究やセミナー等について紹介しますと、まず、2018年8月に、平成30年度モンゴル国共同研究（商取引法関連）が開催されました。

次に、折からのコロナ禍の影響がありまして、オンラインにより実施されたものですが、2021年5月には、「商法に関するオンラインセミナー 日本における商人、事業者、企業等について 日本における一方的商行為について」や、2022年2月には、「商法に関するオンラインセミナー 日本における商業使用人等について」が開催されました。これらのセミナーにおきましては、モンゴル国立大学法学部の御協力もいただきながら、モンゴル国立大学法学部の先生方、モンゴル法務・内務省、モンゴル商法典起草ワーキンググループの皆様方を対象にセミナーを実施させていただいたものでした。

また、コロナ禍の規制がようやく緩和されました2022年10月には、第3回目のセミナーとなります、「商法に関するセミナー 日本における商業使用人等についての続き 日本における商業登記について」が、モンゴル国立大学にて対面形式にて開催されました。

その後、2022年12月には、日本モンゴル外交関係樹立50周年を記念して、記

念講演「日本とモンゴルにおける法の支配の浸透と促進」が開催されました。この記念講演におきましては、モンゴル法務内務省、モンゴル国立大学法学部及び同経済・ビジネス法センター、JICA、国際民商事法センター、日弁連、名古屋大学CALE、九州大学の皆様方の御協力もいただいたものでした。

また、2023年9月、2024年9月、2026年1月には、それぞれ、令和5年度、令和6年度、令和7年度のモンゴル国共同研究（商取引法関連）が開催されました。また、これらの他に、2025年3月には、モンゴル国共同研究（モンゴル国立法律研究所）も開催され、その一部は九州大学等福岡でも行われました。

これらの共同研究やセミナー等で大変お世話になりました、法務総合研究所長の先生方、国際協力部長・副部長の先生方をはじめ、モンゴルを主に担当されました教官の先生方、その他の教官の先生方、事務部門の皆様方に、この場を借りまして、心より厚く御礼を申し上げます。

3. 商法典の立法化

このように、この間、専門としております商法や会社法等の分野において、モンゴルの法制度整備支援に関わらせていただいていたまいりましたが、そこでは、より具体的には、モンゴルにおけます商法典の立法化への支援をさせていただいてまいりました。

そこで、このことについて、ここで紹介をさせていただければと思います。

まず、商法典の立法化ということについては、民法と商法の関係、言い換えますと、商法の地位ということについて、我が国の法制度を参考にしながら、述べさせていただければと思います。

御存知のように、我が国においては、私法における一般法として民法という法域が存在していますが、そこでは、いわゆる民法典をはじめとして多くの関連する法律がみられます。そして、この点について、国によっては、例えば、モンゴルのように民法典と商法典とを特に区別せず、民法と商法とを同一の法典の中で規定している国も存在していますが、我が国においては、民法典とは別に商法典が存在し、民法とは別に商法という法域が存在して、そこには会社法や商業登記法等の多くの関連する法律が存在しています。

それでは、我が国においては、このように民法典とは別に商法典が存在し、民法とは別に商法という法域が存在していますが、何故そのような法体系となっているのか、言い換えますと、我が国における商法の地位とはいかなるものなのか、この点について、述べさせていただければと思います。

まず、我が国の法体系においては、広く市民生活や経済生活一般を規律する私法として民法があり、これに対して、企業生活関係に特有な私法の総体として商法があると考えられています。すなわち、民法と商法とは一般法と特別法の関係に立っています。

そして、この商法という法域を実質的にみますと、そこには商法典のみならず、会社法や商業登記法等の数多くの商事特別法があり、さらには商慣習法も存在しています。

それでは、このような商法という法域の独自性はいずれにあるといえるのでしょうか。

我が国においても、この点をめぐり、これまでに幾つかの考え方が提唱されてきましたが、現在の我が国における通説的な見解は、商法を企業に関する法であると捉え、企業に特有の生活関係を対象とする私法であるという点において、民法と対比して、独自性を有するものと考えられています。

すなわち、企業とは、一定の計画に従い、継続的意図を持って営利活動を実現する独立の経済単位のことですが、このような企業が近年以降飛躍的に発達してきたことから、そうした企業に着目しながら、それを対象として捉え、商法を企業に関する法であると考えようになってきたというわけです。

このように、我が国においては、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えられていますが、企業の活動は不断に新しい領域を作り出していますことから、一般的に、商法固有の領域というものは消滅することなく、民法と商法とは併存し続けるといように考えられています。

この点に関連しまして、商法と民法とを対比しますと、例えば、民法の中でも、物権法や家族法は普遍的な道徳を基礎にしたものが多く、また債権法も近年我が国において改正がなされましたが、取引関係を一般的、抽象的に規律していますため、法の内容と現実とが乖離していくということがそれほど多くはありません。

しかし、商法が規律の対象とします企業の活動は日々絶えず変化し、発展していきますることから、商法においては、現実の変化に応じて進歩・発展していくことが必要となってきました。

また、商法は立法技術としても進歩していくことがあります。例えば、株式会社の運営や資金調達の方法をいかにするののかという課題に対して、商法はその国の企業の国際競争力を向上させることにつながる、新しく合理的な制度を創造していきますが、このような商法の進歩的な傾向は、これまでに、我が国においても、商法改正が民法改正に対比してはるかに頻繁に行われてきたという事実からも明らかであると思われます。

また、民法においては、家族法や相続法は民法の歴史や伝統に基礎を置いていますために、国際的な統一が困難ですが、企業を対象とする商法は、企業活動に伴う経済現象から生じる法則が基本的には人類に共通するものであることから、そこには、多かれ少なかれ、内容を同じくする世界的な傾向がみられ、国際的にも統一しやすいように思われます。

このように、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えていきますと、商法という法域の独自性を認めてゆかざるを得なくなるように思われます。

そして、このような独自性は、民法と対比しますと、商法の内容上の特色としても現れてきます。例えば、営利主義、迅速主義、公示主義、外観主義、厳格責任主義、企業の維持等様々な形にて具体的には現れてくることになります。

このように、我が国における商法の地位とはいかなるものかについて、述べさせてい

ただいてきましたが、大要、我が国においては、企業というものに着目し、商法は企業に関する法であると考えながら、商法という法域の独自性を認めているという状況があるといえます。

この点について、モンゴルにおいては、これまで民法典と商法典とは特に区別されずに、民法と商法とは同一の法典の中で規定されてきましたが、現在、民法典とは別に、新たに商法典を立法化するという作業が行われています。

そこで、私の方では、この間、モンゴルにおける商法典の立法化を支援する機会をいただいてまいりましたが、そこでは、大要、我が国の法体系にみられますように、新たに商法典を立法化した方が、投資家等の関係者に対する予測可能性を高めることから望ましいと考えられますことや、上述しましたように、商法という法域には民法という法域とは異なる独自性や特色がみられますことから、商法という法域を民法という法域とは区別して捉えながら、その立法や解釈、運用等に当たっていくことが有益であると考えられますこと等を提言させていただいてまいりました。

4. おわりに

このように、この間、私の方では、法務省法務総合研究所国際協力部の先生方、モンゴル国立大学法学部のアマルサナー先生、バトバヤル先生をはじめ、モンゴル国立大学法学部、モンゴル法務・内務省、モンゴル国立法律研究所、モンゴル最高裁判所等の関係機関の先生方、皆様方と協力をさせていただきながら、モンゴルにおけます法制度整備支援に関わらせていただいてまいりました。

今日、世界においては、法の支配という人類の普遍的価値をいかに実現していけばよいのかということがあらためて問われている状況があります。そして、その価値を共有します我が国とモンゴルとの協力関係は、両国を含めましたアジア地域全体ひいては世界の平和と安定の観点からも、その重要性が高まっているといえます。そして、今後、将来に向けまして、両国の法学や司法分野のさらなる協力や連携が期待される所といえます。

私は、法務省法務総合研究所国際協力部を中心としました司法外交が、今後、さらに強力に展開されますことを願いますとともに、私自身においても、これまで貴重な機会をいただいてまいりました我が国及びモンゴルの関係機関の先生方、皆様方との協力を基にして、今後とも、モンゴルにおける法制度整備支援に関わらせていただきながら、法学や司法分野における人的及び学術的交流等のさらなる推進に尽力していきたいと願います。

ラオスにおける Access to Justice の状況（各論 6）
（地方における関連機関の実情・第 5 チャンパサック）

JICA ラオス人民民主共和国長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

JICA ラオス人民民主共和国長期派遣専門家

石 崎 明 人

第 1 はじめに

本稿は、ラオスにおける Access to Justice の状況に関し、これまで御報告させていただいたルアンナムター県、サワンナケート県、サラワン県、ボリカムサイ県、首都ヴィエンチャンの関連機関の実情報告（ICD NEWS 第 93、94、96、98、100 号）に続くものであり、ラオス国内各地における Access to Justice の普及の難しい地方の具体的状況について、新たな訪問先も含めて報告する（調査の概要ないしは端緒の詳細については前稿記載済みのため省略する）。

前稿まででは下記 1 から 9 までを取り扱ったが、本稿では、下記 10 から 12 の計 3 機関への視察結果について報告させていただく。

（前稿までの視察先）

- 1 ルアンナムター県司法局 リーガルエイドオフィス
- 2 ルアンナムター県裁判所
- 3 サワンナケート県弁護士会事務所
- 4 サワンナケート県村落調停ユニット（Village Mediation Unit：VMU）
- 5 サラワン県女性同盟
- 6 サラワン県村落調停ユニット（Village Mediation Unit：VMU）
- 7 ボリカムサイ県裁判所
- 8 ボリカムサイ県司法局 執行部門
- 9 司法省及びヴィエンチャン首都内の下記リーガルエイドオフィス
 - ヴィエンチャン首都司法局
 - サイタニー郡司法局
 - チャンタブリー郡司法局
 - シコッタボン郡司法局
 - シサタナック郡司法局

（本稿の視察先）

- 10 チャンパサック県裁判所（本稿第 3 参照）

- 1 1 チャンパサック県村落調停ユニット（Village Mediation Unit：VMU）（本稿第4参照）
- 1 2 チャンパサック県女性同盟（本稿第5参照）

（本稿の視察実施者）

JICA長期派遣専門家（弁護士） 石崎明人、阿讃坊明孝

前稿までと同様の指摘であるが、本件報告の趣旨はあくまでラオス内の Access to Justice に関係しうる機関のうち一部の実情報告であり、これをその他の地域や他の機関全てに同じく当てはめることはできない。また、本件報告は通訳を介した口頭での聴取結果であり、時間的制約もある中で実施された視察であることから、回答された内容の詳細に関する正確性については保証をしかねるという点について注意されたい。

それでも、現地の状況を把握するための具体的な様子を伝えることはできると考えており、ラオスの実情の一端を把握する助けとなれば幸いである¹。

第2 チャンパサック県概要^{2 3 4}

- 1 人口 およそ70～80万人、
そのうち中心都市のパク
セー市は10万人程度
（2019）
（ラオス全体の人口は
765万人／2024）⁵
- 2 面積 15,415 km²（岩手県
と同程度）
- 3 位置 ラオス国内の最南部に位
置する県。

首都からは飛行機で1時間程度
であり、首都からボリカムサイ
県、カムワン県、サワンナケート
県、サラワン県を通過してチャン
パサック県に至る主要道路で結ば



（出典：maps Laos. <https://ja.maps-laos.com/>）

¹ 本書の記載内容は視察先からの聴取内容であり、断定的記載のある点についても視察先の認識内容（伝聞情報）であることを付言しておく。

² パクセー・ジャパン経済特区「地域情報」（<https://pjsez.com/investmentclimate/>、2026年3月19日最終閲覧）

³ PAKSE-JAPAN SME SEZ Development Co., Ltd. 「パクセー・ジャパン経済特区」（https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/la/sezinfo/pakse_japan.pdf、2026年3月19日最終閲覧）

⁴ Wikipedia 「チャンパーサック県」（<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%83%81%E3%83%A3%E3%83%B3%E3%83%91%E3%83%BC%E3%82%B>、2026年3月19日最終閲覧）

⁵ J E T R O 「ラオス概況・基本統計」（https://www.jetro.go.jp/world/asia/la/basic_01.html、2026年6月26日最終閲覧）

れている。また、南はカンボジア、西はタイに国境を接し、東にはアタプー県等を挟んでベトナムがあり、交通の要衝である。

なお、中心都市パクセー市には、パクセー・ジャパン経済特区が設置されている。

第3 チャンパスック県人民裁判所

1 視察先概要

前稿までに既出の情報であるが、ラオスの裁判所の組織としては、①最高人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1か所）、②地域人民裁判所（中部：首都ヴィエンチャン、北部：ルアンパバーン、南部：チャンパスックの計3か所）、③首都人民裁判所及び県人民裁判所（首都ヴィエンチャンに1か所及び全国17県に各1か所の計18か所）、④ケート（地区）人民裁判所（各県内に複数設置）がある。

今回の視察先は、このうちチャンパスック県の中心都市パクセー所在のチャンパスック県人民裁判所（上記10）であり、日本の地方裁判所に相当するものである。

2 視察日：2026年2月23日

この度、チャンパスック県人民裁判所（以下「県裁判所」という）を訪問させていただいた際、同裁判所のプーワン氏（県裁判所長）を訪問させていただいた後、視察に対してはサンティ副所長、裁判官（ないし職員）を合わせて合計7名の方々が対応してくださり、以下のとおりお話を伺った。

3 裁判所について

(1) 県内裁判所

チャンパスック県内には、県人民裁判所のほか、3つの地区人民裁判所が存在する。

(2) 人員

当裁判所における裁判官は12名である。この裁判官が、概ね一度に20件ほどの事件数を担当しており、人数が少ないため非常に大変である。近年、最高裁からの裁判所職員採用は少なく、当裁判所にはここ数年間職員が配属されていない。

なお、今回の視察対応の裁判官は南部出身であり、地元の裁判所に入所してその後裁判官になった方々である。ただし、最近は最高裁長官の考えにより、地方と首都の人事ローテーションがある。

(3) 当裁判所について

当裁判所内にはヴィエンチャン首都裁判所のものよりも大きな法廷が一つだけあり、民事と刑事の双方の手続でこちらを利用している。また、調停や裁判手続、少年事件のための部屋として1部屋がある。

過去の判決書については、特別な書庫はなく、職員の部屋の書棚に収納されている。

4 取扱事件（2025年）及び事件処理

チャンパサック県人民裁判所の取扱件数は概ね以下のとおりである。

(1) 民事商事家事事件

- ・民事商事家事：200件程度／年

民事事件としては、家族、相続、借金、土地問題の件数が多い。例えば土地問題としては、所有者が誰かという所有権の争い、境界の争いなどがある。

(2) 刑事事件

- ・刑事：1000件程度／年

ラオス全体で刑事事件数が2位である。当地は南部4県やベトナム・タイ国境との往来の通過地点なので事件数が多くなっている。そのうち約9割が薬物事件である。メタンフェタミン系（覚醒剤）、コカインなどが多い。

(3) 事件数

2024年民訴法改正により地区人民裁判所の事物管轄の上限が引き上げられた（3億 KIP から10億 KIP へ）⁶ため、県裁判所ではなく地区人民裁判所の事件数が増えてきている。

(4) 弁護士関与率

当地には南部4県の弁護士会のオフィスがある⁷。商事事件と民事事件において弁護士関与率はかなり増えており、約40－50%の事件には弁護士が関与している。なお、家事事件においても関与率は60－70%である。事件によっては、弁護士が4人くらい担当しているようなものもある。

近年における弁護士関与率増加の理由として考えられるのは、法律援助の影響だと考えられている。司法省によるリーガルエイドサービスにより、相談者の費用負担の問題が軽減され弁護士に依頼しやすくなってきたためである。

弁護士関与がある方が、法律の根拠に基づいて当事者の言い分が整理されているため、裁判所にとって対応しやすいし、情報収集もやりやすい。逆に弁護士がいないと、当事者の言い分の整理や連絡が大変だと感じている⁸。

(5) 判決

判決確定後、県の司法局の執行部へ裁判記録は送付する。判決書のみ2つ原本を作成し、一つを裁判所で保管する。

⁶ 2024年民事訴訟法（67号／国民議会）24条2号

⁷ チャンパサック県の弁護士数は18名、サラワン県は9名、セコン県は5名、アッタプー県は0名である（2026年3月時点）

⁸ ルアンナムター県裁判所の2022年当時の状況について、阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論1）（地方における関連機関の実情・第1ルアンナムター）」ICD NEWS 第93号28頁（2022.12）参照。弁護士関与に対する認識の乖離が大きいのが、これが地域に由来するのか、聴取時期に由来するのか不明である。

5 改正民訴法⁹についての対応

(1) 改正への感想

2024年に改正された民事訴訟法は2025年8月上旬から適用が開始されたが、2012年民訴法からかなり変わった印象をもっている。内容が明確化されたと感じ、必要以上に解釈しなくて良く、全体的に意味がクリアになったため事件処理がよりやりやすくなったと感じている。

(2) 訴状と答弁書の書式

もともと、訴状と答弁書について定められた書式があり、裁判所職員が当事者に手渡している。ただ、書面中に記載項目が揃っていれば良いため、決まった書式でなくても訴訟提起はできる。

改正民事訴訟法により請求権や要件を訴状に記載しなければならなくなったが、書式はまだ変更されておらず、最高裁による研究と書式の改訂を待っているところである。

(3) 訴状への記載事項

新民事訴訟法では訴状で請求権や要件を整理する必要があるが、裁判所の職員が当事者に確認して書き直しをさせている。この点も弁護士関与がある方がやりやすい。

6 ITシステム

(1) 判決

判決の検索システムはなく、例えば首都ヴィエンチャンで出された判決について、事件処理の参考にするために見ることはできない。今後はPCで検索するなどのシステム設置がありうるかもしれないが、裁判所にIT職員がいないため、仮に実施されてもこの点に障害がありうる。

当裁判所では、PCは庁舎のものもあるが、同時に個人用のPCも業務で使用されており、共用PCは不足している。ただ単にIT化しても、PCが不足しては使えない。なお、2030年までに裁判所のシステムを電子化する計画が、最高裁の今後の5年計画にはある。

(2) 研修

当裁判所ではオンラインの会議は実施しているが、それを利用しての研修までは実施していない。

また、オンライン会議のため大きなモニターは最高裁により配置されたが、現時点ではITシステムとしての音響やカメラがまだ設置されていないため、そのままでは使えない。個人所有のPCを接続すれば利用できる状況である。

⁹ 2024年民事訴訟法（67号／国民議会）

7 研修及び情報の必要性

(1) 研修の機会

改正民訴法や民法典などの法律の学習や研修については、法改正などがある場合に実施されることがある。最高裁の担当者が当地を訪問して研修が実施されるのが原則だが、現在はラオス北部での研修が実施されており、南部での研修実施はまだである。そのため、当裁判所自身で必要な場合に研修を主催し、自分たちで集まって改正内容の勉強を実施している。

最高裁の年間計画に定められているのは、裁判官法や職員研修などについて、首都へ受講者が訪問して研修を受けるものもある。

(2) 民法典についての研修実績

2018年の民法典制定後は、民法典の内容についての研修は、南部で1回実施されたのみである¹⁰。

(3) 研修の希望

様々な研修の機会がもっとあれば当地にとってより良いと考えている。また、チャンパサック県を含む南部4県の弁護士に対し、新しい改正民訴法の内容を研修して欲しい。

(4) 書籍

改正民訴法の新しい条文はインターネットからダウンロードして使っているが、今後、JICA支援で条文集が印刷・配布される予定であることを聞き、非常にありがたく感じる。データでも見ることはできるが、スマートフォンでは字が小さすぎて見ることができず、不便であり活用しづらい。

なお、JICA支援の成果物である各種法律文献について、例えば「民事判決書



(裁判所外観)

¹⁰ JICA法律プロジェクトによる2022年実施のサワンナケートでの民法典普及会議のことかと思われる。

マニュアル」¹¹は届いているが、2018年民法典に関して解説がなされている「民法典逐条解説書」¹²はまだこちらに届いていない。



(裁判官からの聴取状況)



(裁判所内の法廷)

第4 村落調停ユニット（Village Mediation Unit：VMU）・チャンパサック県プームアン村

1 視察先概要

(1) プームアン村について

今回の視察先は、チャンパサック県最大の都市であるパクセー中心部から車で5－10分程度の場所に位置している、都市部に所在する村である。人口2000名程度（約700世帯）と、村としてはかなり規模の大きい方であるとのことで、2

¹¹ JICA法の支配発展促進プロジェクト『民事判決書マニュアル』（2023）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afldfile/2023/10/13/17_manual_judgment.pdf, 2026年3月19日最終閲覧）

¹² JICA法の支配発展促進プロジェクト『民法典逐条解説書』（2023）（<https://drive.google.com/drive/u/0/folders/lwjgudg-jQMwhHUK3JabPgrViFzU0Y7IX>, 2026年3月19日最終閲覧）。書籍として分厚いため、他の文献と比較して印刷部数が少なく配布数が足りていないためであると思われる。

つの村が1つに統合されてできたという成り立ちがある。

(2) 村と「ターセーン」

ラオスの2025年改正の新憲法では、地方行政が県、郡、ターセーンの三階層で構成されると規定されており、村がターセーンへ置き換えられた（ターセーンは複数の村を統合する行政単位である）¹³。そのため、これまで村が保有していた行政機能がターセーンへと移管すると考えられるが、視察当時ではまだ当該業務移管は実施されていないとのことであった（チャンパサック県内に1つのみターセーンが設置されたとのこと・同村の範囲外の地域）。計画では、チャンパサック県内の8つの村が1つのターセーンへ業務移管されるとの話であり、村としてはその実施にかかる法令の施行を待っている状況であった。そのため、現時点では、村落調停を含む村として必要な情報の業務報告は、同村からターセーンではなく、パクセー市（ナコーン）にされている。

同村として把握している情報では、ターセーン設置後にはターセーンで調停が実施できるはずではあるが、現在の村レベルの村落調停が存続するかはわからないというのが、同村の認識である。

(3) その他村落調停について

その他村落調停についての前提情報は、サワンナケート県及びサラワン県についての前稿参照^{14 15}。

2 視察日時：2026年2月23日

同村のコーン村長のほか、副村長その他の村落調停ユニットメンバー計4名が視察に対応して下さり、県及び郡の司法局立会の下、お話を伺った。なお、村落調停を担当する彼らが回答するに際しセンシティブな部分については、立会人である郡司法局職員に気を遣い、正直な回答が得られていない可能性は考慮する必要がある¹⁶。

3 調停ユニットについて

(1) ユニットメンバーの任期・選任

村によってどのような人がユニットメンバーとして選出されるかは異なっている。以前は、ユニットメンバーの選出方法について特定機関出身者でないと決まりがあった。現在は、「村落における紛争調停に関する首相令」¹⁷が発出されて以降、出身機関の規定はなくなった。ユニットメンバーは、最も初期の構成時においては、信頼できる人を村から選挙で選出したが、その後は終身の身分である。

¹³ 2025年憲法（77号／国民議会）86条1項、87条3項

¹⁴ 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論2）（地方における関連機関の実情・第2 サワンナケート）」ICD NEWS 第94号64頁（2023.3）

¹⁵ 阿讃坊明孝「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論3）（地方における関連機関の実情・第3 サラワン）」ICD NEWS 第96号96頁（2023.9）

¹⁶ 訪問前に事前質問事項開示を求められ提出している。これに対する回答は基本的に立ち会いの司法局員が行った。

¹⁷ 2021年10月22日付村落における紛争調停に関する首相令44条（626号）。この点、上記サラワンの前稿における取り扱いの記載を更新する。

メンバーが死亡したり引退したりして欠員が生じた時に、追加メンバーを村から推薦して郡の司法局に連絡し、郡の長が任命することとなる。

(2) 調停担当

各村には青年、女性、老人、治安維持などに関する業務を担当する団体があり、そのような団体で村民の信頼を得ている人たちが選出されユニットメンバーを担当している。ユニットメンバーとしては5人が選任されるが、調停実施時には3人以上が立ち会う必要がある（2名まで欠席可能）。

また、担当に関する調停申立人の希望（例えば女性同盟出身者の立会い希望）があれば、必ずそのメンバーには調停に参加してもらうようにしている。とはいえ、ユニットメンバーの選出状況次第なので、ユニットメンバーに女性同盟出身者がいるかどうかは村ごとに異なっている。メンバーには、さまざまな経験を積んでいる人、法律の訓練を受けた人など、村人からの信頼の厚い人（調停で当事者に説得力を示せる人物）が選ばれるからである。

4 村落調停ユニットでの事件処理について

(1) 調停事件概況

この村で実施する調停について、口頭で聞き取った昨年2025年（1年間）の主な事件数の統計とその概要は以下のとおりである。

・ 家族・夫婦関係（7件くらい／年）

調停実施後、3ヶ月間程度の仲直り期間を経て、3回目に調停を実施しても仲直りが不可能であれば調停ユニットにて報告書を作成し、離婚手続へ移行する。

・ 相続（3件くらい／年）

話し合いをしても、合意できない事例がほとんどである。

・ 借金（7－8件くらい／年）

銀行、個人からの借入れの事件である。返済期間猶予の交渉、月額返済額の決定などを手伝っている。調停にて解決できなければ調書を作成し、その後当事者において裁判などを行ってもらう。

・ 近隣紛争

近隣同士の喧嘩など。当事者を呼んで仲直りを勧める。

・ 交通事故（2－3年に1件あるかどうか）

この事件類型については、調停による民事賠償もありえるが、実際には交通事故の解決のための調停は減多にない。家族間以外の事故の場合、交通事故には刑事事件として警察が関与しており、彼らの権限で処理するためである。

なお、この点の関連情報としてではあるが、交通警察が交通事故に関して車などを差押えた場合、その後、警察が村落調停を当事者に紹介し、調停にて決められた民事賠償が支払われたとの情報を得て、警察が車差押の解除をするとい

う手続もあり得る。同様に、民事賠償を支払ったという情報を警察に共有してもらうことで、刑事手続時、加害者の有利な事情にもなりうる。

・女性に関する事件

D V事件は女性が村に相談しづらいということもあり得るが、この村では問題があったらすぐ相談に来るため、あまりそのような問題はない。

女性同盟からはD Vについて村人へ知識を普及したり、女性同盟の相談窓口を周知したりしており、郡レベルでの相談窓口もある。女性のみならず子供の問題についても同様である。

D Vが過激な場合は別居させたりするが、これは村レベルの女性同盟で処理している。事件化するものは少ないが、昔に比較しD Vが収まってきたというのが当村の認識である。別居施設として、チャンパサック大学近くに相談窓口と別居させるための宿泊場所が設置されている。

・刑事事件（調停としては存在しない）

家族内での暴行や少年事件を調停することはできるが、当村ではやっていない。

警察が取り扱う事件に関連して話し合いはあると思うが、これは村ではなく治安維持省の方で実施しているのではないかと認識している。

(2) 調停手続

調停手続の1回の開催時間は概ね2時間であり、最大3回まで実施する。ほとんどの事件で3回の調停を実施している。最終的に調停で合意に至る割合は5割程度である。

なお、合意に至らない場合の裁判移行件数については、訴訟提起は当事者次第のため、当村では認識していない¹⁸。

(3) 調停内容

調停のやり方の一例としては、当事者から提示されている契約書などの情報をまず見るようにしている。その上で、どういう話し合いができるかを調停ユニットとして考える。

当事者に対しては、合意できるものは合意した方が費用も時間もかからないという話をするほか、裁判になると裁判費用もかかるという話をし、また、仮に支払不能となれば資産の売却にもなる可能性を伝え、和解の方向で当事者を説得している。

ただし、「もし裁判になると民法典に従ってあなたは負ける可能性がある」などという、法律レベルの話はしない。あくまで和解条件などの話のみである。

¹⁸ 村落調停には執行力がないため、調停が成立しなかった場合だけでなく、調停に基づく合意に従った履行がされなかった場合も訴訟に移行することがある。

5 研修及び情報の必要性

(1) 法律知識

上記の通り調停においては法律レベルの話はしないが、民法典の条文はデータで確認することはある。必要な箇所のみ勉強したいが、必要な条文が探せないため、条文データにせめて目次をつけてほしいと考えている。法律問題の研修を受けて、当事者に法律に関する知識を共有できる程度になれば良いと考えている。

(2) 文献の配布状況

調停実施方法として村落調停のハンドブックが司法省から配布されており（U S A I D、Asia Foundation 等の支援によるもの）、これは利用している。

民法典の条文集などの配布は当村では受けていない。郡司法局でも配布数は少なく数冊程度であり、村レベルまで書物・文献が届くことは難しい。データで参照はなんとかできるものの、スマホでは文字が小さく見えづらい。やはり本当は本があった方が良い。

条文集のほか、J I C A 発行の民法典紹介ポスターなどがあるのであれば、当村にも配布してほしい。

(3) 研修

調停ユニットメンバーへの研修としては、2022年に郡司法局による調停研修が実施されたことがある。当時は予算があったので実施されたが、それ以降はない。

そういうトレーニングは今後も必要であると考えている。特に、調停実施時における当事者の説得方法や、調書作成のための技術は研修を受ける必要を感じている。



(プームアン村役場外観)



(役場外壁の国民議会議員の選挙候補者の掲示)



(プームアン村役場での村落調停委員会からの聴取)

第5 チャンパサック県女性同盟

1 視察先概要

女性同盟は上位から、中央レベル、首都・県（クウェーン）レベル（省庁内・組織内設置の女性同盟と同格）、郡（ムアン）及び市（ナコーン）レベル、グラスルーツ（ハーターン）レベル（村レベルと思われる）に設置されている¹⁹。視察先はこのうち県レベルのチャンパサック県女性同盟であり、チャンパサック県庁の中にオフィスが設置されている。

¹⁹ 2024年女性同盟法12条（65号／国民議会）。改正法に従い、前稿の記載を正確に記載しなおした。

その他女性同盟についての前提情報は、サラワン県女性同盟についての前稿参照²⁰。

2 視察日：2026年2月27日

チャンパサック県女性同盟のシーアムパイ氏、チッタゴン氏、チャンリー氏の3名に当方の視察にご対応頂いた。

3 女性同盟の活動内容

(1) 相談活動

女性同盟は女性や子供に関する相談対応を実施しており、常時相談を受け付けている。相談場所は、かつてはこの建物内にあったが、近年Km7（市内中心部から7km付近）に移転し、現在はそこに相談事務所がある。相談事務所には4人の職員が配置されており、うち1人の職員は法律学部卒業の学歴を持っている。職員に対してはTOTで訓練を実施している。

なお、相談方法としては、対面のみ、ホットライン（電話のみ）はあるがオンライン相談は実施していない。

相談件数の概要は、月10～12人程度。うち3～4人が訪問相談、その余はホットラインである。

相談内容としては、DV、レイプ、浮気、離婚が多い。

子供の麻薬被害に関する相談はないが、そのような被害や相談は警察に行くからだと考えている。その他、児童売春についても直接の相談はないが、ラオスにおいては存在している。自主的に売春を行っている子供であっても、その子供は売春サービスへ勧誘された結果行っているのであり、人身取引下にあると認識している。児童売春の加害者の国籍で最も多いのは、チャンパサック県では中国人である。

(2) 保護センター（シェルター）対応

女性DV被害のみならず人身取引被害者も含め、相談があったのちに被害者を保護センターへ連れて行き保護することもある。

保護センターの設置時期は2023年末頃であり、まだ新しい。チャンパサック大学付近の相談センターと同じ建物内に保護センターが設置されている。保護センターには被害者の夫や親戚などは訪問できない定めとされており、警察も被害者保護のためにそこに滞在している。

保護件数は、まだ設置後新しいこともあるが、2024年5件、2025年3件程度である。

保護の内容としては、通常は7日間の一時滞在であり、父親が娘をレイプすると

²⁰ 阿讃坊・前掲注14）サラワン91

いったような難しいケースでは長期滞在となることもある。

その間に警察が事情聴取し、女性同盟が観察の上で家族のもとに戻せるかどうかを確認している。一時滞在期間経過後、通常は、被害者は家族のもとに戻るようになる。加害者である夫や父親などが警察の身柄拘束下にある状態であれば大丈夫であるとの理由からである。

(3) 普及活動

女性同盟の活動領域の内容については、男女平等法、女性と子供への暴力防止法、人身売買防止法（これらの条文集についてはUNODCなどが支援している）などの法律があり、これらの法律普及も女性同盟の役割となっている。

普及活動の一例としては、重要な祝日（女性の日、こどもの日など）に村を訪問し、スライドを用いて法律普及のプレゼンテーションを実施したり、アニメなどでわかりやすく紹介を実施したりしている。普及時の取り扱い法令については、重要な条文のみをピックアップして紹介を行っている。その他、参加者とのQ & Aセッションや、クイズ正解者にギフトを持参してプレゼントしたりなども実施している。

チャンパサック県は面積が広く人口も多いが、普及時には、市の近郊と遠方をいずれも訪問し普及を実施している。方法としては、女性同盟から1つのエリアを訪問し、そこへ近隣の他地域からも参加者を集め普及活動を実施するというものである。遠方のエリアであるタイ国境（県の西側）・カンボジア国境（県の南側）付近の地域からも参加者を呼び集めて実施している。

ただし、普及には予算が必要でこれが不足していることから、年間で全10郡（ムアン）のうち5郡のみに対してしか訪問し普及ができていない状況である。このように予算不足のため、支援が必要な状況である。UNFPAなどの支援があり、法律普及への予算を提供してくれているが、ドナー支援がない事業もあり、政府予算でも活動を実施している。

4 研修及び情報の必要性

地方の司法局が、多くの法律に関して3ヶ月間のトレーニングを年2回実施しているが、多くのセクターから参加者が集められ組織横断的なものである。そのため、女性同盟からは通常2名のみ、法律相談センター担当者が招待されている。しかしながら、これのみでは不十分であり、可能であれば民法典と刑法典の研修の機会がほしいと考えている。DV、子供の関係、人身取引などに業務が関連しているため、被害に遭った時どのような権利がありどのように対応できるのか、どのような場合に犯罪となりどのような刑罰となるのか、女性同盟の職員も理解することが必要である。

なお、民法典や刑法典の本や条文集は、政府から県女性同盟には配布されていない。ウェブサイトから条文の参照のみを行って業務を実施している状況である。



(女性同盟オフィスのある県庁外観)



(チャンパサック県女性同盟からの聴取状況)

ラオス 2024 年民事訴訟法改正
－「請求権」「要件」概念の導入・「争点」の重視と、改正手続への寄与－

JICA ラオス人民民主共和国長期派遣専門家

阿讃坊 明 孝

目 次

第 1	はじめに	
1	民事訴訟法改正の意義	22
2	本稿の構成	24
第 2	2024 年改正民事訴訟法の概要・「請求権」「要件」「争点」について	
1	法改正前の状況（旧法時点）	24
2	改正内容・「請求権」「要件」概念の導入及び 「争点」の重視及び判決への記載	25
3	関連条文（「請求権」「要件」「争点」に関して）	25
4	改正内容の重要性	30
5	小括・将来の課題（改正前後における未変更部分に関連して）	32
第 3	改正手続と日本側からの寄与	
1	一般的な改正手続の流れ	35
2	今回の民事訴訟法改正手続の流れ	36
3	小括・日本側からの継続支援の成果	41
第 4	結論	
1	日本側からの改正法への貢献	42
2	「請求権」「要件」「争点」の教育・普及の必要性	43

第1 はじめに

1 民事訴訟法改正の意義¹

(1) 2024年改正法の成立

2024年12月11日民事訴訟法の改正が国民議会で承認され、2026年時点では既に施行段階にある（以下「改正民事訴訟法」という）^{2,3}。改正前の旧民事訴訟法は2012年の改正であり^{4,5}、12年越しの改正が実施された。

同法の改正はラオス最高人民裁判所の所管であり、改正にあたっては、その手続の重要部分についてJICA法の支配発展促進プロジェクトフェーズⅠ及びⅡ（以下、「JICA法律プロジェクト」という）⁶から支援を行い、同時に、同プロジェクト所属の長期派遣専門家（弁護士、検察官）や日本の法務省のICD教官（裁判官）も会議に参加し、改正案に対する法的知見や意見の提供を実施してきた。

(2) 改正内容の重要点⁷

今回の改正では、いくつかの重要トピックに関連して改正がなされた。とりわけ、日本側からの知見も取り入れられて、ラオスで初めて民事訴訟法に「請求権」「要件」という重要概念が導入された。加えて「事実」の定義規定が設けられるとともに、判決に「争点」を記載すべきことが明示され、それらに関連する手続が同法に導入された。

なお、争点という概念は旧法から存在していたが⁸、改正民事訴訟法では、民事訴訟手続において判決に至るまで「請求権」「要件」に関連して「争点」を意識して整理する方向性で改正がなされている。

¹ ラオス法日本語訳については下記に掲載されている。
独立行政法人国際協力機構「ラオス六法」

（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/six_codes.html, 2026年4月3日最終閲覧）なお、改正民事訴訟法の内容については、上記日本語訳を前提として本稿を執筆した。改正民事訴訟法の正確な内容についてはラオス語原典に当たられたい。

² 2024年民事訴訟法（67号／国民議会）。正確な施行日は定かではないが、記録によると、承認から官報掲載までの経過は以下のとおりである。

- ・2024年12月11日 国民議会承認（成立）
- ・2025年1月23日 国家主席令により公布
- ・2025年1月30日 2024年民事訴訟法自体（386条）に定められている施行日
- ・2025年3月9日 （公布から45日後・2021年法令制定法108条1項）
- ・2025年8月11日 官報掲載日

³ なお、旧法は「2012年7月4日付民事訴訟法第13号／国民議会」である（以下「旧民事訴訟法」という）。

⁴ 石岡修「ラオス民事訴訟法（2012年改正）(1)」ICD NEWS 第76号60頁（2018.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001298253.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

⁵ 石岡修「ラオス民事訴訟法（2012年改正）(2)」ICD NEWS 第77号36頁（2018.12）（<https://www.moj.go.jp/content/001298254.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

⁶ ラオスにおけるJICA法律プロジェクトの期間と正式な名称は以下の通りである。

- ・2018年7月～2023年7月 JICA法の支配発展促進プロジェクト（フェーズⅠ）
- ・2023年7月～2028年7月 JICA法の支配発展促進プロジェクト（フェーズⅡ）

⁷ 独立行政法人国際協力機構「ラオスの民事訴訟法改正からみる、法の支配の推進について」（2025年9月5日）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/information/2025/1573294_66630.html, 2026年4月3日最終閲覧）

⁸ 例えば、争点に関し、2012年民事訴訟法178条1項が2024年改正以前から存在しており、その内容は下記2024年民事訴訟法194条1項の内容に対応している。その他は下記脚注17参照。

「訴訟手続において、訴状や反訴状の一部について認諾又は否認があった場合、裁判所は未だ認諾していない又は否認している部分を争点として特定し、取り調べを行う。」

(3) 「請求権」「要件」「争点」に関するこれまでの取り組み

これらの点は、JICA法律プロジェクト・フェーズⅠにおいてもその活動の中で取り組まれてきた重要な法的概念であり、前任の日本からの長期派遣専門家を中心として、法務省ICD教官、または日本側アドバイザーグループの研究者らの支援を得ながら、ラオス国内における政府メンバーとの間における研究が進められてきていたところである。従前のラオスにおいては実体法上の要件効果に基づく民事事件の検討が必ずしも厳密になされていなかった為、理論的研究において紆余曲折がありながらも、継続的にこの点の技術向上に力が注がれてきた⁹。

そこでのラオス側の研究成果である「事実認定問題集（民事）」は、事例問題を基にして、請求権・要件・争点という考え方を整理した法律文献であり、2023年にJICA法律プロジェクト成果物としてラオス国内において出版¹⁰（その後2025年に改訂しアップグレード）されている¹¹。また、同様の成果物である「民事判決書マニュアル」においても、事件内容（ヌアーカディ）の部において「請求権を発生させる事実と要件に関する主張」や判断（ヴィニッサイ）の部において「争点」（パデン・カットニェーン）を特定することなどを求めており¹²、2023年以降ラオスの裁判所を含む国内の国家機関や教育機関を中心として配布されている。

(4) 民事訴訟手続の重大な転換点

そして、そこで育まれた「請求権・要件・争点」に関する研究内容は、2023年7月から現在も続くJICA法律プロジェクト・フェーズⅡにおいても民事法分野において発展的に取り組み続けられている。その過程においてこれまでの取り組みの成果が一部取り入れられ、2024年改正民事訴訟法の内容に「請求権・要件」の概念、「争点の定義」及びそれらの特定を重視した手続体系が導入された。これにより、従前からのJICA法律プロジェクトの活動内容と、ラオスにおける法の求める方向性が符号してきている状況にあると評価できる。

この「請求権、要件、争点」を重視する改正民事訴訟法は、ラオスの民事裁判実務においてこれまでと大きく異なる新たな方向性を示すものであり、また、民事訴訟手続の質の向上の観点においても重大な転換点となりうる改正であると考える。

⁹ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」ICD NEWS 第85号7頁（2020.12）（<https://www.moj.go.jp/content/001338564.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）。

¹⁰ 教育研修改善（民事）サブワーキンググループ『事実認定問題集（民事）』（JICA J-ROL Project, 2023）（<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/index.html>, 2026年4月3日最終閲覧）。

¹¹ 教育研修改善（民事）サブワーキンググループ『事実認定問題集（民事）・主張・争点整理の手順』（JICA J-ROL Project, 2025）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afldfile/2026/04/01/20260401_1.pdf, 2026年4月3日最終閲覧）。

¹² JICA法の支配発展促進プロジェクト『民事判決書マニュアル』（2023）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afldfile/2023/10/13/17_manual_judgment.pdf, 2026年4月3日最終閲覧）第3章「事件内容の部」、第4章「判断の部」参照

2 本稿の構成

(1) 本稿第2（改正民事訴訟法の概要「請求権・要件・争点」について）

上記の通り、改正民事訴訟法の中でも「請求権・要件・争点」に関する部分が特に重要であると考えられる。そのため、本稿の第2では、これらに関する部分の改正点を概観し、改正の意義を検討する。

(2) 本稿第3（法改正手続と日本側からの寄与）

この「請求権・要件・争点」概念を重視する方向性については、その研究のみならず法改正手続に関しても、JICA法律プロジェクトをはじめとして日本側が継続的に関わってきている。その結果、法改正手続の進捗状況をその都度把握することができたからこそ、そこへ継続的に貢献できた反面、時間的・人的制約からタイムリーかつ十分な対応をすることには困難性も感じられた。

そのような経験は、今後、各種法改正への関与の機会において、最大限効率的かつ実効的な支援と関与を行うために重要なことだと考えた。

そこで、法改正における実際の時系列や国会審議、法律の施行までの大まかな流れとその速さを把握して提示する目的で、今回の法改正手続全体において、改正に至る経緯と、日本側が寄与した活動内容を取り上げ整理し、記録を残したい¹³。

(3) 「請求権・要件・争点」等以外の改正事項について

改正民事訴訟法の改正箇所は多岐にわたっており、本稿記述外のものについても重要と思われる部分があるが、紙面の関係で本稿では改正の全てに触れることはできないため、これらの点については、筆者または他の専門家による別稿においての解説に委ねたい。

第2 2024年改正民事訴訟法の概要・「請求権」「要件」「争点」について

1 法改正前の状況（旧法時点）

旧民事訴訟法においては、「請求権」という概念は存在せず、裁判所は後見的に当事者が主張していない請求内容を含めた紛争を一括管理していた状況であった。すなわち、裁判所は事件の全体像を把握しようと努め、貸金返還請求訴訟（元本請求）において、当事者の主張の有無を問わず利息や保証人の有無を審理していたという状況であると、前任の専門家から報告されている¹⁴。

同様に、裁判所において実体法上の要件効果に基づく検討が必ずしも厳密にはなさ

¹³ JICA法律プロジェクトの支援について

同法改正とそれに対する日本側からの寄与にあたっては、JICA法律プロジェクト内で、法改正のあるべき内容とそのラオス語表現については専門家間で検討を続けてきており、また、法務省ICD教官とも適切な支援の方向性について継続的に協議を重ねてきた。

また、本稿の記載はJICA法律プロジェクトのうち、現行プロジェクト・フェーズII（2023年以降）の支援内容に限っているが、先行プロジェクトの時期においても前任の専門家らによる支援がなされてきている経緯がある（ただし、コロナ禍によりラオス側の法改正手続が中断され、その間におけるラオス側の各種事情により、2023年以降新たにはじめから法改正手続支援を開始したという経緯がある）。

そのため、今回の法改正は、下記会議参加者以外にも2022年以前の日本側の多くの方の支援の結果であるということとを付言しておく。

¹⁴ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」ICD NEWS 第85号 13頁（2020.12）（<https://www.moj.go.jp/content/001338564.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

れていなかったという実態がある^{15 16}。

これについて、争点という概念は旧法から既にいくつかの条文上存在していたものの¹⁷、条文上の「争点」の概念と実務との乖離も見られ、実際の判決文において明確に争点を意識した記載がされていなかったとの評価がされていた（また、民事訴訟の手續上付された「事件名」が「争点」として取り扱われてきた経緯も指摘されている）¹⁸。

この点、改正法では、下記のとおり、民事訴訟手續において「請求権」「要件」と関連づけられた「争点」を整理する方向性が示されている（改正民事訴訟法3条28号「争点」の定義及び本稿下記3項(1)参照）。

2 改正内容・「請求権」「要件」概念の導入及び「争点」の重視及び判決への記載

今回の改正民事訴訟法においては、既述の通り、ラオスで初めて、民事訴訟に「請求権」「要件」という重要概念が導入された。また、「争点」の定義が定められるとともに、判決にも「争点」を記載すべきことが明示され、それらに関連する手續が整理され同法に導入された。

これは、民事訴訟手續における審理対象である「請求権」を中心として、それを発生させる「要件」を整理し、それを裏付ける事実に対する当事者間の争いの有無である「争点」を特定し、その判断に必要な「事実」を検討していくという民事訴訟の方向性が採用されたものと評価できる。この点、「争点」を適切に明示するためには、その前提として原告が求める請求内容に着目することが必要であり、その根本である「請求権」及び「要件」の特定と「争点」とは必然的な関係性にある¹⁹。この点からも、旧法に比較して「争点」の概念が整理されてきたと言えよう。

以下、これに関する関連条文をピックアップし、改正内容を概観したい。

3 関連条文（「請求権」「要件」「争点」に関して）

改正民事訴訟法の内容を概観するため、「請求権・要件・争点」に関する一部の条

¹⁵ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」ICD NEWS 第85号7頁（2020.12）（<https://www.moj.go.jp/content/001338564.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

¹⁶ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か」ICD NEWS 第92号75頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381636.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

¹⁷ 「2012年7月4日付民事訴訟法第13号／国民議会」

・178条1項（認諾又は否認があったときの手續）

訴訟手續において、訴状又は反訴状の一部に認諾又は否認があったときは、裁判所は争点を明らかにし、未だ認めていない部分又は否認している部分について取調べを行う。

・191条1項（証拠収集）

裁判官は、各争点を明確に解決しかつ事件において現実に起きた出来事を確定するために、事件に関係する証拠を収集しなければならない。

・193条柱書（事件の概要報告）

当事者の取調べ及び調停を行ったのち、事件を担当する裁判官は、行われた手續、事件にかかる出来事、事件における争点、各争点を形成する証拠をまとめた事件の概要報告を書面で作成しなければならない、もって対応する人民検察院に報告し、併せて裁判部が以下の各場合に依りて検討、判断するうえでの情報とする。

¹⁸ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か」ICD NEWS 第92号71-72頁, 77頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381636.pdf>, 2026年2月6日最終閲覧）

¹⁹ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か」ICD NEWS 第92号78頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381636.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

文を摘示していく。なお、以下の引用条文については関連部分のみの抜粋である。

(1) 定義規定

ア 旧民事訴訟法 3 条

旧法 3 条には、「請求権」「争点」「事実」などの定義規定は存在しなかった。

イ 改正民事訴訟法 3 条

これに対して、改正法では、以下のように規定された。

特に「争点」については、従前の民事訴訟手続では適切に整理されてこなかったと指摘されていたところ²⁰、「争点」が明確に「請求権の発生をもたらす事実」に関しての争いである旨が示されたことの意義は大きい。

・ 改正民事訴訟法 3 条（定義）

この法律において使用される用語は、以下の意味を有するものとする：

27号 事実（コーテートチン）とは請求権の発生要件に関係し、当事者が裁判所に提示した出来事（ヘートガーン）であり、これは詳細に反論（ガーン・トーニエーン）、弁論（ガーン・トーティエン）の過程を経なければならず、情報・証拠（コームーン・ラクターン）による立証及び確認の過程を終え、現実に適したと認められるものである。

28号 争点（パデンカットニエーン）とは請求権の発生をもたらす事実に関係する当事者間で意見が一致していない問題点であり、裁判所が情報・証拠を探し、証明すべきものである。

33号 請求権（シットトゥアン）とは契約又は法に基づいて、一方の当事者が他方に義務の履行を求める権利である。

(2) 訴状の記載事項

ア 旧民事訴訟法 166 条

旧法 166 条には、下記の通り、訴状の記載事項には「請求権」「要件」に関する記載は存在しなかった。旧法によれば、訴状を提出するに至る原因である「出来事」が重要視されていた。

なお、ここで言う「出来事」（ヘートガーン）とは、日本語で言う「事実」よりも広い「事実の集合」というニュアンスがあると指摘されている²¹。そのため、請求権や要件に該当するような狭い意味での事実に限定せず、事件全体の状況やストーリーを審理対象としていたと思われる²²。

・ 旧民事訴訟法 166 条（訴状）

2 項 訴状は、以下の内容を主たる要素として記載する。

²⁰ 本稿第 2, 1 項参照。

²¹ 石岡修「ラオス民事訴訟法（2012 年改正）(2)」ICD NEWS 第 77 号 41 頁（2018.12）脚注 298 参照（<https://www.moj.go.jp/content/001298254.pdf>, 2026 年 4 月 3 日最終閲覧）

²² この点は明確ではないが、JICA 法律プロジェクトの関係者らや法律通訳者らの認識では、概ねこのような内容で理解がなされていた。

3号 訴状を提出するに至った原因たる出来事及び裁判所が判決する上でその裏付けとなる証拠。

5号 原告の求める事項

イ 改正民事訴訟法 172条

これに対し、改正法では下記のように「請求権」（及びその根拠条文）、「請求権を発生させる要件」、「事実」（要件を裏付けるもの）を含めて訴状に記載しなければならない旨を規定する、3号・4号が付け加えられた。

なお、「出来事」（ヘートガーン）について定める改正法172条2項5号は旧法166条2項3号とラオス語においては同内容であり、翻訳者の違いによる表現の記載の差があるのみである。

そして、改正民事訴訟法177条によれば、「請求権」、「要件」等が適切に訴状に記載されていない場合には、訴状が受理されないこととなる。そのため、訴状作成とその後の裁判所における訴状審査においても、これらの点が重視されている。

・ 改正民事訴訟法（関連部分のみ抜粋）

・ 172条（訴状）

2項 訴状には、以下の内容を含む：

3号 請求権及びその請求権の根拠となる法律の条文。

4号 請求権を発生させる要件（グアンカイ）及びそれを裏付ける具体的な事実（コエトチン）。

5号 訴訟を提起する原因となった出来事（ヘートガーン）、及び裁判所が判決する上でそれを証明する証拠。

7号 原告の求める（ガーン・ホーンコー）事項。

・ 177条（訴状の不受理）

裁判所は、以下の場合には訴状を検討のために受理しない。

5号 訴状が、本法172条に定めるところに従って作成されていないとき。

(3) 事件整理（改正民事訴訟法180条、196条、207条など）

上記のような定義規定や訴状の記載事項に対する改正を受けて、裁判所の事件整理についても要旨下記の通りの方向性の改正がなされている。

すなわち、上述の通り、旧民事訴訟法においては、「請求権」という概念は存在せず、裁判所は後見的に当事者が主張していない請求内容を含めた紛争を整理していたため、「請求権」の発生に繋がる「要件」という概念も存在しなかった。しかしながら、改正民事訴訟法においては、裁判官の事件処理として、「請求権」、その発生する「要件」、「争点」、「争点に関連する証拠」を整理していかなければならな

いことが明示された。これは、のちに示す判決の記載事項にも繋がるものである。

ただし、条文内にも示しているが、「出来事」についても同時に整理することが求められている。

なお、「争点」については旧民事訴訟法においても、複数の条文で触れられていた。この点、上述の通り、従前は条文上の「争点」の概念と実務との乖離も見られ、明確に争点が意識されては来なかったり、民事訴訟の手續上付された「事件名」が「争点」として取り扱われてきたりしたという経緯がある。しかしながら、改正民事訴訟法3条28号にて、「争点」が明確に「請求権の発生をもたらす事実」に関しての争いであることが定義された以上、今後、この「争点」は「請求権」に関連するものでなければならない。

・改正民事訴訟法（要点を要約して記載）

- ・180条（訴状の要点整理）において、裁判所が訴状を受理した後は、担当裁判官は、請求権を含めた訴え事項（パデン・ホーンフォーン）を整理すべきことが指摘されている（ただし、「出来事（ヘートガン）」の整理も含まれている）。
- ・196条（事件の検討）においては、訴訟が提起された後、裁判部の部長は、いずれかの裁判官に対して一定の点（請求権およびその請求権が発生する要件を特定すること、争点を特定すること）に重点を置いて事件調査を行わせることが規定されている（ただし、「事件の出来事の特定」も含まれている）。
- ・201条（事件の調査における初回の出頭（参加））
裁判官は、出来事、請求権、その請求権が発生させる要件、争点を確認させるために、当事者を裁判所に呼び出す（ただし、「出来事（ヘートガン）」も含まれている）。
- ・202条（事件の調査計画の作成）
原告、被告が出来事、請求権、争点を確認してから、裁判官が事件の調査計画を作成する（ただし、「出来事（ヘートガン）」も含まれている）。
- ・207条（事件調査結果のまとめ）においては、担当裁判官は事件調査結果を文書で一定の点（調査の過程、請求権、事件の争点、各争点に関連する証拠）を整理しまとめなければならないとされている（ただし、「事件の出来事（ヘートガン・コンカディ）」の整理も含まれている）。

(4) 尋問手續（改正民事訴訟法221条）

上記整理手續を受けて、尋問手續も下記の方方向性で争点の影響を受けて実施されることとなる。すなわち、尋問手續においては、少なくとも上記のとおり整理された争点について実施されることが明記されている。

なお、この点は旧民事訴訟法232条でも争点に従って尋問が行われることは規定されていた。ただし、改正民事訴訟法3条28号にて、「争点」が明確に「請求

権の発生をもたらす事実」に関しての争いであることが定義された以上、今後、この「争点」は「請求権」に関連するものでなければならない。

- ・改正民事訴訟法221条1項（尋問手続・タイスワン カディ）

第一審裁判の尋問手続は、出席した当事者の質問、聴取、申し出により行われなければならない。争点及びその他の事件に関連する問題点の情報・証拠の検査（クワッドガー）、立証（ピスト）のために行われる。

(5) 判決書の記載事項

ア 旧民事訴訟法249条

旧法においては、下記の通り、判決記載事項の核心部分としては、「法的意味を持つ出来事」、「事実としての出来事」という規定がなされていた。

加えて、「請求権」や「要件」については当然規定されておらず、「争点」についての記載も要求されていなかった。

- ・旧民事訴訟法249条（第一審裁判所の判決）

4項 事件内容の部には、原告の訴状並びに被告及び第三者（いれば）の答弁書又は反訴状の概要を、その法的意味を持つ出来事、違反及び問題に関して裁判所に求める事項を取り上げつつ、記載しなければならない。

5項 判断の部には、事実としての出来事を詳細に確定し、原告、被告及び第三者が提起する各問題に、情報、証拠に基づいて且つ関連法を適用することによって、明確な理由付けを行う。

イ 改正民事訴訟法262条

この点、判決書の記載事項については、以下のとおりの改正がされている。比較するとわかるように、旧法では、判決書記載内容の中心が事件全体の「出来事」であったのに対し、改正法では、「請求権」及びこれを発生させる「要件」、そしてその「争点」に変更されている。

なお、旧法においても「争点」の概念は存在していたものの、判決書の記載事項とはなっていなかったため、「争点」を中心とした整理の位置付けが強化されたと考えられる。

ただし、「出来事」についての記載も引き続き要求されている。

- ・改正民事訴訟法第262条（第一審裁判の判決）

4項 事件内容の部（パークヌーアカディー）には、原告の訴え及び被告の答弁、さらに反訴や第三者の請求を含み、請求権、請求権の発生要件、法律と関係する出来事、法令違反（ガンラムート）の事実及び裁判所が審理すべき点をすべて含む。

5項 判断の部（パークウィニッサイ）には、事実として認定された出来事の詳細、争点

及びその他裁判所の判断（ウィニッサイ）すべき事項が完全に記載され、完全な情報・証拠により最終的な反論の結果に基づいて各問題点（パデン）について詳細かつ明確に理由が記載され、関連法令の条文が適用される。

(6) 小括

以上のとおり、今回の改正民事訴訟法においては、「請求権」「要件」「争点」について規定が整理された。そして、訴訟の開始から事件の整理、尋問、判決に至るまで、民事訴訟手続の流れの全体として、それらの概念が重要視されていることがわかる。

4 改正内容の重要性

(1) 新たな概念の導入による実務の変化

上記のとおり、改正民事訴訟法では、「請求権」を特定させた上で、これを発生させる「要件」を特定し、それに関する「争点」に絞って検討を進め、判決にも明示させるという方向性が示されている。これまでの実務と比較し、今後の民事訴訟の方向性を大きく変えるものであり、その意味での重要性がある。

(2) 民事訴訟の質の向上

この点、旧民事訴訟法では、第249条のように、「出来事」を裁判官が調査し検討するという手続であったが、どの範囲が「法的意味を持つ出来事」なのか不明確であり、事件の背景事情全てであるとも捉えうる状況であった。そのためか、裁判所は後見的に当事者が主張していない請求内容を含めた紛争を一括管理していたとも指摘されている（上記第2、1項参照）²³。

これに対し、改正民事訴訟法では、上記「請求権」「要件」「争点」といった重要概念の導入や整理により、訴訟の審理対象が特定されやすくなったと言える。

これは、裁判所及び訴訟当事者が紛争解決において法的に必要な点に集中して検討できる土台となるものである。加えて、手続の迅速化や当事者への不意打ちの防止等を図ることができるという意味で、裁判手続の質の向上に資するものである。そして、「要件」「争点」の前提となる「請求権」の特定が明確に求められたことは、ラオスの民事訴訟において大きな変革であると期待される²⁴。

ただし、これらのメリットの実現には、法律家が改正民事訴訟法を適切に理解して手続に対応することが前提である。

²³ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題『請求権を生じさせる基礎原則』とは何か」ICD NEWS 第85号13頁（2020.12）（<https://www.moj.go.jp/content/001338564.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

²⁴ 鈴木一子「ラオスにおける民事上の問題2 争点とは何か」ICD NEWS 第92号78頁（2022.9）（<https://www.moj.go.jp/content/001381636.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧）

(3) 法学教育・研修需要への影響

また、大学や国立司法研修所（N I J）の学生への授業、裁判所等を含む若手法律実務家への研修に際し、法改正された上記重要条文は、法学教育を通じて「請求権」「要件」「争点」という概念が教育されるきっかけとなると考えられる。それに関連し、これらの概念に関する学習や研究活動がラオス全体で進むのであれば、将来的な民事法関係理論の発展において非常に重大な価値を有することとなる。

この点、既に大学教員や法律実務家から、改正民事訴訟法による民事訴訟実務の変化へ対応するため、これらの研修が必要であるという声が聞かれるようになって²⁵。このような要望に対する普及研修は、ラオス側のみならず、J I C A 法律プロジェクトの活動自体もその一端を担うものである。これに加え、日本弁護士会連合会においても、J I C A 法律プロジェクトと協働の上、ラオス弁護士会に対する同様のテーマの継続的研修の実施を決めており、民事訴訟法改正を契機に様々な活動が既に動き出している²⁶。

ただし、このような新たな概念については、現時点では十分な知見を有する者がラオスには多いとは言えず、ラオスの法律実務家全体の理解向上や法学教育への導入には時間がかかると思われる。今後のラオス国内における適切な普及と教育活動が重要となる。

(4) 法律家への信頼や地位の向上

この点、既にラオス弁護士会の一部の弁護士からは、「請求権」「要件」概念の導入は、民事訴訟における弁護士代理の必要性を推し進める契機になるため、今後のラオス弁護士の地位向上の非常に重要なターニングポイントであるという指摘がなされている²⁷。

すなわち、旧民事訴訟法では審理の対象は「出来事」であったため、必ずしも弁護士でなくとも訴訟対応し得たのであるが、今後はそれだけではなく、整理された「請求権」「要件」を裁判所へ主張し、議論していくという法的な対応が必要となる。そのためには法的な知見が必須であり、訴訟活動及びそのためのアドバイスは、弁護士でなくてはできない業務となり弁護士の地位向上に繋がり得るだろう。当該指摘は弁護士に限らず、他の法律実務家にとっても同様である。

²⁵ 一例として、阿讃坊明孝・石崎明人「ラオスにおける Access to Justice の状況（各論6）（地方における関連機関の実情・第5チャンパサック）」ICD NEWS 第105号（2026.7）において、2026年2月時点において、チャンパサック県人民裁判所からも改正民訴法の研修の必要性が指摘されている。

²⁶ 2026年1月26日、同年3月12日実施のラオス弁護士会における日本弁護士連合会所属弁護士による連続セミナー。本稿執筆時点で全7回のセミナー実施が予定されている。

²⁷ 上記注26記載の1月セミナー会場にて。

5 小括・将来の課題（改正前後における未変更部分に関連して）

(1) 「出来事（ヘートガン）」の取り扱い

ア 現状

既に改正民事訴訟法と旧民事訴訟法の条文の説明において指摘したところではあるが、訴状の記載事項として、「請求権」や「要件」を明示することが要求されるようになった反面、「訴訟を提起する原因となった出来事」（172条5号）のように、「出来事（ヘートガン）」という概念については、改正法においても依然として維持している条文が多い。例えば、事件の整理や判決書についても「出来事」という概念は同様に維持されており²⁸、旧法の「出来事」概念については引き続き民事訴訟手続において審理の対象として扱われ続けることとなる。

このように、改正後の民事訴訟手続においても、「請求権」「要件」「争点」以外の点についても幅広く検討する必要性が残されている。

イ 現状への考察

この点の理由は定かではないが、推察するに、この点は従来手続の部分的維持がなされている箇所であり、この点を含めて民事裁判実務の変更がなされると極めて大幅な変更となるため、抜本的な法改正を行うことが難しかったのだろうと思われる（もしくは、このような点を考慮して、あえて「出来事」概念を残したのだと思われる）。

このような状況からすれば、現在の改正民事訴訟法の内容は、完全に「請求権」「要件」「争点」のみを中心とするものではなく、そのような民事訴訟手続への過渡期的な状況にあると考えられる。

ただし、将来の民事訴訟法が、必ずしも「請求権」「要件」「争点」の考え方を徹底する方向性へ向かい続けるとも限らない点に注意が必要である。今後のラオスが「請求権」「要件」「争点」を中心とする民事訴訟手続への完全移行を選択し洗練させていく可能性もあれば、改正法のメリットに対する理解が得られず旧民事訴訟法の規定へ逆向する可能性も、将来のラオスの法改正時の選択としてあり得ると考えられる。

この点、今後、時間を経て「請求権」「要件」「争点」型の整理がラオスにとって馴染むのか、適切にラオスの法律家全体へと普及されて理解され選択され得るのか、注視していく必要がある。

なお、このように過渡期にある現在の改正民事訴訟法は、①「請求権」「要件」「争点」を中心とする法的検討と、②「出来事」についての従来型の検討が同時に要求されていることから、現場の裁判官にとっても負担が大きいのではないかと想像され、この点が懸念である。

²⁸ 上記3項記載の通り。

(2) 主張立証責任の取り扱い

ア 現状

今回の法改正においては、民事訴訟手続における当事者の主張責任・証明責任の考え方は明示的に導入されていない。

この点、当事者において証拠の提出や事実の立証に関する責任を負うと規定する、当事者主義的な条文も一部導入されているが²⁹、例えば証明に失敗し真偽不明となった場合に関する責任分配や敗訴負担に関する明文規定はない。

そもそも、改正民事訴訟法に基づく法実務はまさにこれからラオスにおいて普及し、広がっていく段階であり³⁰、現時点で仮に「争点」について真偽不明が発生した場合にどのように処理されるのかについては、未だ実務の蓄積はない（または統一的取り扱いはされていない）と思われる。

イ 現状への考察 1（主張立証責任の必要性）

このような状況を前提とすると、今後においては、改正民事訴訟法が「請求権」「要件」「争点」の考え方を導入した以上、その「争点」に関して真偽不明が発生しうる事態は避けられないのであり、それに対処するためには客観的証明責任の概念は必須である³¹。また、証明責任は、訴訟過程において当事者の訴訟活動や裁判所の訴訟運営の指標となるのであり³²、当事者の主観的証明責任がないままの民事訴訟の進行は方向性を失う。すると、やはり「証明責任」及び証明責任を負う者が負担する「主張責任」という方策³³は必須ではないかとも考えられる。

そのような論理的背景を基に、証明責任の存在しない状況での「要件」概念の導入は不十分であり意味がないのではないかという意見も耳にする。確かに、このような意見は理論的な面のみに着目すれば首肯し得るものである。私見ではあるが、仮に真偽不明が発生した場合、裁判所の審理事項や判決記載事項等として

²⁹ 2024年民事訴訟法

・第12条（証拠提出及び事実の立証に関する責任）

原告、被告又は第三者は、それぞれが事件に係る情報・証拠を調査し、収集し、裁判所に完全に提出する責任を有し、また、出来事（ヘートガン）、争点（パデンカットニェーン）、あるいは裁判所に提出する主張について証明し、事実（コーテートチン）と法的根拠を示す責任を有する。

個人又は組織は、自らの管理下にある情報・証拠を裁判所に提供することに協力しなければならない。また、事件に関する事実（コーテートチン）について説明を行わなければならない。

・第101条（当事者及び第三者の証拠提出義務）

各当事者及び第三者は、事件に関する証拠を収集して、人民裁判所に提出する義務を負う。

原告は、自身の訴状、非訟申立の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

被告は、自身の答弁書又は反訴状の根拠となっている出来事を明らかにするためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。

第三者は、自身の権利、利益を守るためのあらゆる証拠を提出する義務を負う。（以下省略）

・第102条（事実（コーテートチン）立証（ビスート）における責任）

原告、被告及び第三者は、信頼できる情報・証拠及び法律上の論点を裁判所に提出しなければならない。これは、訴え、非訟申立て、答弁又は反訴の各主張点（パデン）や問題点（パンハー）の事実（コーテートチン）あるいは現実（クワームペンチン）を立証するためである。（以下省略）

³⁰ 上記注25参照。

³¹ 伊藤眞『民事訴訟法（第3版）』321頁（有斐閣、2004）

³² 上田徹一郎『民事訴訟法（第3版）』366-370頁（法学書院、2001年）

³³ 伊藤眞『民事訴訟法（第3版）』266頁（有斐閣、2004）

事件の全体像である「出来事」が残されている³⁴ことから、その観点に基づき明確な理由づけなく結論が裁判所により導かれ、真偽不明の場合の処理が理論の裏付けなく行われる懸念がある。

ウ 現状への考察2（ラオスの法実務における許容性）

では、ラオスにおいて直ちに主張立証責任の導入が可能であろうか。

この点、日本の民事訴訟法においても客観的証明責任を明示的に定めた規定はなく、法解釈及び法理論により支えられているのであるから、この明文のないラオスにおいても、客観的証明責任等を想定した実務を模索したり法改正を進めたりしていく方向性は、取り得ないわけではない。

しかしながら、民事訴訟手続における弁護士関与率が低い現時点でのラオスにおいて、当事者主義的訴訟構造による主張責任・証明責任の負担を当然に当事者に課すことは、未だハードルが高い。現時点で仮にこのような責任制度を導入したとしても、実務上適切公平な主張立証責任の運用実現は困難であろうと推測され、将来における弁護士数の増加、弁護士への信頼と弁護士の質の向上、弁護士への依頼率の向上（これには経済発展や司法アクセス向上などによる依頼の容易化も考えられる）などが前提となると考えられる。

また、それ以前の問題として、上述の通り「請求権」「要件」「争点」概念による訴訟手続の整理が未だラオスの法律実務家において新規な知見であることを考えると、その基本的技術が法律家に浸透しないまま複雑な主張責任・証明責任を唱えても、理解が得られないとも推測される。そもそも、「請求権」「要件」「争点」概念のラオス国内における普及は未だ不十分であり、今後の進展に期待される状況である³⁵。そのような状況に鑑みれば、弁護士のみではなく、民事訴訟を運営し事件を審理する主体である裁判官自身も「請求権」「要件」「争点」概念を身に付ける途上にあるのであって、その土台の理解なくして主張立証責任が実務家に受け入れられることは困難であると推測できる。

この点は、現時点では「請求権」「要件」「争点」概念の普及浸透段階であると捉え、今後、この点に関するラオスの法律実務家の知見や技術が向上し、さらなる民事訴訟手続の発展が社会的に望まれた段階で、ラオス側が主体的に主張責任・証明責任を採用するという次の選択を取るかどうかの問題であろう。

(3) 小括

このように、改正民事訴訟法にはさらなる発展のために理論的に検討の余地がある点が見受けられる。

この点、この度の法改正後に時間が経過し、「請求権」「要件」「争点」概念の普及浸透、成熟、社会の変化などを経て、将来的に改正がありうる領域であると考えられる。まさに過渡期にある民事訴訟法である。

³⁴ 上記3項及び5項(1)記載の通り。

³⁵ 上記注25参照。

それでは、改正内容と理論的な問題はここまでとし、ここからは改正民事訴訟法の改正手続面についてまとめていく。

第3 改正手続と日本側からの寄与

1 一般的な改正手続の流れ³⁶

2021年法令制定法（及び憲法）によれば、ラオスにおける法律制定手続の概要は以下のとおりである³⁷。

- (1) 法律の改正計画立案・意見収集・改正計画（同法第三編 第1章：20条、25条、26条等）
- (2) 法令の草案起草（同法第2章：33条等）
 - ア 草案起草委員会任命
 - イ 新たな政策についての情報収集、研究
 - ウ 草案執筆
 - エ 意見聴取（同法39条）：関係分野部局、地方行政組織、関連組織に意見聴取を実施する。
 - オ 法案提案書作成
- (3) 司法省による法案整合性審査（同法第3章：43条等）
- (4) 内閣による草案検討・防御委員の任命（同法第4章：46条、48条等）
- (5) 国民議会常務委員会による草案検討（同法第5章：52条、54条、55条等）
 - ・法務委員会等への委任
 - ・公聴会等の実施
- (6) 国民議会による法案採択（成立日）（同法第5章：57条から59条）
 - ・本会議参加の議員過半数の賛成による採択
- (7) 国家主席による法律公布（同法第6章：60条、61条）³⁸
 - ・国民議会の採択後20日以内に国家主席に対し公布の提案
 - ・国家主席において、法律を受け取った日から10日以内に公布の検討（その後、国民議会常務委員会へ再検討の提案、又は国民議会常務委員会から受け取った日から15日以内に公布）

³⁶ JICA 法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ II）「ラオス六法の読み方（追記）」（2025年9月9日）（https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/laos/_icsFiles/afldfile/2025/09/09/20250909_howtoread.pdf, 2026年4月3日最終閲覧）

³⁷ 2021年11月16日法令制定法（第06号／国民議会）

³⁸ 2025ラオス人民民主共和国憲法（第77号／国民議会）61条

1項「国会が採択したすべての法律は、採択から数えて30日以内に国家主席により公布しなければならない。同期間中は、国家主席は、国会に対し、法律の再審議を求めることができる。国会が従前の議決を維持したときは、国家主席は15日以内にその法律を公布しなければならない。」

2項「国家主席が公布した法律は、官報（オフィシャルガゼット）に掲載されなければならない。ただし、法律に規定された特例を除く。」

なお、この2項の点について、2015年憲法（第63号／国民議会）は以下の通り規定していたが、期間と発効日の点が削除されている。

2項「国家主席が公布した法律は、15日以内に官報（オフィシャルガゼット）に掲載されてのち発効する。ただし、法律に規定された特例を除く。」

- (8) 官報（同法第Ⅵ編：106条、107条）³⁹
- ・採択または公布された法律を官報掲載⁴⁰
（採択又は公布から5日以内に官報担当組織へ法令原本を送付。その後、同組織は受領日から10日以内に官報掲載）
- (9) 法律の発効（同法108条）⁴¹
- ・発効日は該当法令中に定められる。
（「少なくとも、中央レベル組織の法令の場合は採択又は公布された日から数えて45日間ののち」に発効する）
 - ・ただし、官報掲載がなされていない限り効力は発生しない（同法107条3項）。

2 今回の民事訴訟法改正手続の流れ

上記のような法律制定手続のうち、JICA法律プロジェクトは、草案起草前における地方意見聴取、その後の知見提供及び法案検討、及び国民議会による法案採択前後における最終局面における法案検討を支援し関与した。

これにつき下記において時系列で整理する。なお、これ以前にも最高裁による地方意見聴取や意見交換は実施されていたが、一旦、おそらくCOVID-19によるパンデミックの影響により、ラオス側の法改正手続が事実上中断していた。そのため、下記は同手続再開後に限った活動であることを付記しておく。

(1) 民事訴訟法改正のための地方調査会議（ラオス北部）

開催日：2023年1月23日、24日

場 所：ルアンパバーン県・ルアンパバーン農林局

参加者：ラオス側 ブンクワン最高裁副長官、最高裁（チャンタリー）、その他北部各県からの参加者（地域及び県裁判所裁判官・裁判官補佐、県司法局職員、弁護士、各村から村長・副村長、警察）（合計100名程度）

日本側 （JICA）阿讃坊明孝、パイパディット（日ラ通訳）

概 要：法改正案起草に先立つ、地方における現場からの意見聴取である。

日本側の寄与：地方会議開催支援のほか、今後の改正作業へ向けての情報を収集した。

(2) 民事訴訟法改正のための地方調査会議（ラオス南部）

開催日：2023年3月1日、2日

³⁹ 2025 ラオス人民民主共和国憲法（第77号／国民議会）憲法61条

⁴⁰ Ministry of Justice 「Lao Official Gazette」 (<https://laofficialgazette.gov.la/index.php?r=site/displaythemostrecentxx&category=Legal%20Document%20Consultation>, 2026年4月3日最終閲覧)

⁴¹ なお、「少なくとも」の正確な意味は不明だが、司法省職員からの情報では、遅くとも45日の経過後に法令の効力が発生するとの見解が述べられていた。

場 所：チャンパサック県・パクセーホテル

参加者：ラオス側 ブンクワン最高裁判長官、最高裁（カンパイ、ブンミー）、
その他南部各県からの参加者（地域及び県裁判所裁判官・裁判官補佐、
県司法局職員、弁護士、各村から村長・副村長、警察）（合計１００名
程度）

日本側 （JICA）澤井裕、ブンタノム（日ラ通訳）

概 要：同上。

日本側の寄与：同上。

(3) 民事訴訟法改正セミナー（第１回）

開催日：２０２４年１月１７日

場 所：首都ヴィエンチャン・ラオプラザホテル

参加者：ラオス側 ブンクワン最高裁判長官、最高裁民事訴訟法改正委員等（合
計２２名）

日本側 （ICD・オンライン参加）坂本達也

（JICA）矢尾板、澤井、阿讃坊、マノデート（日ラ通訳）

概 要：改正案起草中の最高裁からJICA法律プロジェクトに対し、民事訴訟
法改正委員会メンバーへの日本の訴訟実務の知見提供依頼があり、これ
に対応した。ラオス側の要望は、主として裁判手続の効率化や迅速化で
あり、この点に関して根本的に重要であると思われる事項を、２回の民
事訴訟法改正セミナーで取り扱うこととした。

日本側の寄与：ラオス側の要望内容に応じ、下記２つのプレゼンテーションを実
施し、日本の知見を提供しつつラオス側の改正案へ意見を提供した。民
事訴訟における訴訟遅延と証拠収集の充実、主張と証拠に関する手続の
効率化が一つの懸案事項として提示されていたことから、日本における
民事訴訟構造と証拠収集について紹介した。

①（澤井）民事訴訟法の構造と争点（請求段階、主張段階、証明段
階）

②（阿讃坊）民事訴訟法上の証拠収集活動（請求権、要件を裏付ける
証拠提出）

会議において、旧民事訴訟法１６６条の訴状記載事項につき、請求権を
特定する記載とすべき点について、意見交換が実施された。ブンクワン
副長官からも、訴訟の冒頭段階で、判断対象を明らかにすることの重要
性が指摘された。

(4) 民事訴訟法改正セミナー（第2回）⁴²

開催日：2024年2月9日

場 所：首都ヴィエンチャン・ラオプラザホテル

参加者：ラオス側 最高裁民事訴訟法改正委員（合計20名）

日本側 （ICD）坂本 （JICA）澤井、阿讃坊、パイパディット
（日ラ通訳）

概 要：上記第1回に同じ。

日本側の寄与：下記のプレゼンテーションを実施し、日本の知見を提供しつつラオス側の改正案へ意見を提供した。主張と証拠に関する手続の効率化に寄与する内容として、整理手続を紹介した。

・（坂本）争点及び証拠の整理手続

(5) （JICA法律プロジェクト）意見書提出（第1回）

提出日：2024年5月10日

作成者：矢尾板、阿讃坊、澤井

概 要：改正案のうち、訴状記載内容について、請求権、要件等を記載する内容の改正案に加え、裁判官の役割について、要件、争点を中心として整理を行うべき内容の改正案を作成し、意見書を最高裁民訴法改正委員会へ送付した。これ以降、ラオス語表現について通訳とも相談しつつ、細心の注意を払って随時プロジェクト側の意見を伝えてきている。

(6) ドラフト検討会議前 準備会議

開催日：2024年5月14日

場 所：首都ヴィエンチャン・最高人民裁判所

参加者：ラオス側 ブンクワン最高裁副長官

日本側 （JICA）矢尾板、阿讃坊、澤井、ユア（英ラ通訳）

概 要：最高裁の民訴法改正委員会の起草した改正法案について、日本側へ下記ドラフト検討会議への参加依頼と、個別条文への意見提供の依頼がなされた。

日本側の寄与：十分な検討時間と資料翻訳時間がないという制約された条件下、裁判の迅速化に寄与でき、争点整理（主張や証拠の整理）にとって重要な点（請求権、要件、争点等）を中心として、最大限知見提供を行うという方向性について、最高裁とJICA法律プロジェクト間での意思統一を実施した。

⁴² 坂本達也「ラオス：現行プロジェクトに関する現地セミナー及び民事訴訟法改正セミナーの実施」ICD NEWS 第98号173-175頁（2024.7）(<https://www.moj.go.jp/content/001422788.pdf>, 2026年4月3日最終閲覧)

(7) ドラフト検討会議（地方意見聴取前）

開催日：2024年5月15～17日

場 所：ヴィエンチャン県タラート・ケムグムゲストハウス

参加者：ラオス側 カンパン最高裁副長官、最高裁民事訴訟法改正委員及び国民議会職員（合計25名程度）

日本側 （JICA）阿讃坊、澤井、パイパディット（日ラ通訳）

概 要：国会への改正法案提出を目指し、最高裁の民訴法改正委員会の起草した改正法案ファーストドラフトの質の向上及び完成へ向けた検討会。

日本側の寄与：改正案の細部も含め、多数の改正条文の内容及び構造の改善に向けた意見を提供した。

特に、これまでの民事訴訟においては事件全体の膨大な「出来事」中心に事件検討がなされていると思われるところ⁴³、検討の中心を請求権とそれを裏付ける要件等へと変更すべきではないかとの観点を指摘した。加えて、「長期的視点で見れば、これが裁判の迅速化や裁判官の負担軽減につながると信じている」と伝えている。

(8) （JICA法律プロジェクト）意見書提出（第2回）

提出日：2024年5月17日

作成者：矢尾板、阿讃坊、澤井

概 要：従前の意見書（第1回）の内容とこれまでの会議を踏まえ、重要な点（請求権、要件、争点等の明示）について、具体的な追加改正案を書面で提出した。

(9) 意見聴取会議（首都及び中部）（プロジェクト関与なし）

開催日：2024年8月12～13日

(10) ドラフト検討会議（国会提出前）

開催日：2024年8月27～28日

場 所：首都ヴィエンチャン・タートルアンドールホテル

参加者：ラオス側 ブンクワン最高裁副長官、シニアローヤー（ケート、ダボン）、最高裁民事訴訟法改正委員及び国民議会関係者（合計30名程度）

日本側 （JICA）阿讃坊、澤井、パイパディット（日ラ通訳）

概 要：8月末の国会への改正案提出に向け、改正案全体の条文、修正内容の細

⁴³ 2012年民事訴訟法（13号／国民議会）（旧民事訴訟法）の下記部分が関連する。

起訴状記載事項として、166条2項3号（訴状）「訴状を提出するに至った原因たる出来事」。

判決記載事項として、249条（第一審裁判所の判決）4項「事件内容の部には、（中略）その法的意味を持つ出来事（中略）を記載しなければならない」5項「判断の部には、事実としての出来事を詳細に確定」。

部についての完成へ向けた意見交換を実施。

日本側の寄与：従前からのJICA法律プロジェクトの意見の通り、改正案へ「請求権、要件、争点」という概念を関連条文へ入れることを再度提案し、最終的に会議において採用され、具体的な訴状の記載事項や手続に関連する複数条文の記載内容が整えられることとなった。

(11) 国会提出（2024年8月～9月頃）（プロジェクト関与なし）

(12) 国会議員からの指摘事項検討会議

開催日：2024年12月9～10日

場 所：首都ヴィエンチャン・ラオプラザホテル

参加者：ラオス側 ブンクワン最高裁副長官、最高裁民事訴訟法改正委員及び国民議会関係者（合計20名程度）

日本側 （JICA）矢尾板、阿讃坊、石崎、マノデート（日ラ通訳）

概 要：改正案の国会提出後、国会議員から提出された数十条に対する詳細な個別意見について、検討の上で採否を決定し、最高裁から国会議員へ提供する意見の内容を精査した。国会の改正案承認へ向けた最終会議である。

日本側の寄与：JICA法律プロジェクトから、「事実（コーテートチン）」と「争点（パデンカットニェーン）」の定義規定について、不正確であると改正法全体で整合せず、また、実務と教育現場における混乱が予想されるため、この点についての指摘を行った⁴⁴。

加えて、判決記載事項の「争点ないしは事柄（パデーン）」に関する表現が不明確であったため、ブンクワン最高裁副長官とJICA法律プロジェクトで協議し、最高裁が受け入れられる表現へと変更し、記載が加えられた。

なお、これらのラオス語表現については、意図する正確な内容をできる限り表現するため、事前及び現場において、日本側専門家全員とラオス語通訳者との間で綿密な検討を行い、その上で最高裁に相談を持ちかけ、検討をお願いする形で実施された。

(13) 国民議会による改正法案承認（2024年12月11日）・可決
2024年改正民事訴訟法の成立日である。

⁴⁴ この点例えば、「事実という用語について、請求権を裏付ける事実と一般的な事実の両方が民事訴訟法に同じ用語で規定がなされていると、混乱を生じる」との意見を伝えている。

(14) 国会承認後調整手続

開催日：2024年12月18～19日

場 所：ヴィエンチャン県タラート・ナパクワンリゾート

参加者：ラオス側 チャルーン国会副議長、国民議会常任委員会委員カンペン、ブンクワン最高裁副長官、首相府副大臣、コンチー司法副大臣、国民議会法務委員会局長、同副局長、その他局長副局長級、その他機関（最高裁、最高検、警察、弁護士会）、シニアローヤー（ダボン、ブンカム）（合計70名程度）

日本側（JICA）阿讃坊、石崎、マノデート（日ラ通訳）

概 要：国民議会による改正法案承認後、公布へ向けた国家主席への提出前における、政府側ハイランクとの協議・調整の場である。国会からの指摘事項への対応方法についての意見聴取の他、全体的な条文の体裁の確認修正がなされた。この段階で重要な内容に修正が加えられることもあり得る。

日本側の寄与：これまでの会議において、「事実（コーテートチン）」と「争点（パデンカットニェーン）」という重要概念の定義規定が完成されていなかった（または不正確な定義が残されていた）ところが最終的な懸念として残っていた。不正確な表記にて定義化されると、実務と法教育の双方に混乱が生じ得るため、プロジェクト専門家内及び最高裁副長官との間で慎重な検討が行われた。

この点、ブンクワン最高裁副長官とJICA法律プロジェクトは事前及び会議時間中に協議を重ね、日本側の提案内容を踏まえ、現状で採用され得る最善の内容を会議に提出し、最終的に採用された。

(15) 国家主席令により公布（2025年1月23日）

(16) 改正民事訴訟法386条記載の施行日（2025年1月30日）

(17) 官報掲載日（2025年8月11日オフィシャルガゼット掲載）

3 小括・日本側からの継続支援の成果

以上の通り、改正民事訴訟法に関する改正手続において、特に中盤から後半にかけての主として2024年中には、最大限日本側からの支援を継続してきたものである。

その結果として改正された民事訴訟法は、上記のような法改正手続支援のみならず、本稿第1にて述べたようなJICA法律プロジェクトとしての長期的支援の成果の一つであると言える。

第4 結論

1 日本側からの改正法への貢献

(1) 「請求権」「要件」「事実」「争点」の整理

JICA法律プロジェクトはラオス最高人民裁判所からの協力依頼に基づいて、民事訴訟法改正に関する知見提供と改正手続への協力を継続してきた。各会議における検討事項は改正案全体に及ぶため、改正内容の各部分についても随時意見提供を行ったが、主たる貢献は上記の通り、民事訴訟手続に「請求権」「要件」という重要概念及び「事実」の定義を導入し、「争点」に基づく整理を発展させたという点である。

確かに、完成した条文のみを見れば、更に多くの点、詳細な点についての貢献の可能性があったことは否定できず、日本側と協議研究する時間的余裕があればより法案の質を高めることができたかもしれない。

(2) 制約条件下での対応

しかしながら、当時の状況下においては、予算の制約があったこと、先方からの協力依頼や情報提供が常に会議の直前であったことなどから、日本側とじっくり協議したり翻訳資料を準備したりすることは後半に行くにつれてより困難となった。そのような中、JICA法律プロジェクトとしては、受領したラオス語による改正案について、限られた期間内に必要不可欠な点のみ緊急で英語へと翻訳を行い、ポイントを絞って専門家内で検討を重ね、会議へ出席し意見提供をするということを繰り返してきた。

このように限られた時間と予算という制約が加えられていたが、重要事項に限定して、可能な限りの寄与ができたと考えている。

(3) 日本の長期的関与の成果

なお、このような重要な法改正が実現できたのは、フェーズⅠから続くJICA法律プロジェクトにおける政府側と長期専門家で実施してきたワーキンググループ活動としての研究・執筆活動の賜物である。そして、当該研究に長期的に関わってきたラオス側政府関係者への人材育成の結果として、この度、重要な改正内容が受け入れられるに至ったと評価できる。

(4) 今後の計画的支援の必要性

なお、上述の通り法改正手続は長期にわたり継続的に関与が必要となる反面、政府側の進捗に影響され、出席予定の会議へ提出される法案の内容に会議直前まで目を通せないことも多かった。また、それらの膨大な書面を瞬時に翻訳することは現実的には不可能であった。文字で伝えるのは難しいが、突然の会議開催通知と、大量の文書と、検討時間や翻訳予算のなさ、会議本番における議論の流れを読みながらの対応など、困難な状況に阻まれながらの対応が継続していた。

その中で有益であったのは、現地専門家間で法改正の核となる点について共通認識を持ち、常に協議をし、会議開催が決まればその点に焦点を絞ってラオス側へ意

見提供ができた点である。ラオス側とも、日本側の視点を常に共有し続けていた。それができたのも、断続的ではありつつも、比較的継続的に法改正手続への関与が見込まれていたためである。仮に関与が単発的であれば、膨大な改正案の情報にのまれて対応不可能であっただろう。

このように、法改正手続へは部分的な支援や関与では、法律の内容面への充実した事前検討や準備が困難となる。また、法改正手続には様々な機関からの参加があり、有益な意見が直ちに受け入れられるとも限らず、会議での有益な発言が直ちに法案に取り込まれるとも限らない。そのため、一度の意見提供やセミナー実施、会議参加程度では、改正手続に反映されるほどの実効性には乏しいと感じられる。今後、真に支援が必要な法改正がある場合に関しては、法律の改正計画や草案段階という早期から、計画的に関与していくことの必要性が感じられた。

2 「請求権」「要件」「争点」の教育・普及の必要性

今回の法改正で導入された「請求権」「要件」「争点」に基づく民事訴訟手続の整理は、JICA法律プロジェクトにおいて従前から今日に至るまで、日本側の専門家らによって導入され研究されてきたものである。プロジェクトメンバー及びその経験者であるラオス側法律実務家には、最高裁ブンクワン副長官を含め、これらの考え方に對して高い知見を有する人もいる。現時点のJICA法律プロジェクトのフェーズⅡにおいてもこの考え方の定着と技術向上の方向性を継続し、若手中堅も含めて研究を続けているところであるが、ラオス全体においてはその理解は未だ序盤または向上の過程にある。

この点の知識や法技術の向上を図りつつ、その成果をプロジェクト内外の法律実務家や法学教育活動へと普及していくことが、法改正後の民事訴訟手続の質の向上に直結するため、非常に重要である。

特に、将来の法律実務家の裾野を広げ、基礎的な法学の素養を持った実務家が幅広く育つよう、大学等による法学教育における「請求権」「要件」「争点」に基づく民事訴訟手続の整理に関する教育が、これからのラオスにおいて非常に重要であると考えている。

インドネシア新プロジェクトのこれまでの歩みと展望 ～最高裁判所における活動報告～

JICAインドネシア共和国長期派遣専門家

志 摩 祐 介

第1 はじめに

JICAは、令和7（2025）年10月、インドネシア共和国において、「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を開始した。本プロジェクトは、同国法務省法規総局（以下「DGL」という。）及び最高裁判所（以下「最高裁」という。）をカウンターパート（以下「CP」という。）とするプロジェクトであり、JICA長期専門家として検察官出身のチーフアドバイザー1名及び裁判官出身のアドバイザー1名が各機関に派遣されている。筆者は、プロジェクト開始とともに、長期専門家として最高裁に派遣され、現在本プロジェクトに従事している。

本稿は、本プロジェクトのうち、主に最高裁関係の活動に焦点を当て、その概要やプロジェクト開始後約6か月の歩み、今後の展望等をまとめたものである。

なお、本稿のうち、意見等にわたる部分は専ら筆者の私見である。

第2 JICAとインドネシア共和国における司法分野の協力の歴史

JICAは、これまで同国において、以下の法制度整備支援プロジェクトを行ってきた。

平成19（2007）年4月～平成21（2009）年3月

インドネシア和解・調停制度強化支援プロジェクト

平成27（2015）年12月～令和3（2021）年9月

ビジネス環境改善のための知的財産権保護・法的整合性向上プロジェクト

令和3（2021）年10月～令和7（2025）年9月

ビジネス環境改善のためのドラフター能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト

令和7（2025）年10月～令和10（2028）年9月

本プロジェクト

初代プロジェクトは、後述のとおり、和解・調停に関する支援を目的としたプロジェクトであった。同プロジェクトの終了後、期間を置いて平成27（2015）年に開始したJICAプロジェクトは、DGL¹と最高裁をCPとするもので、以後、

¹ DGLの正式名称は、法務人権省法規総局であったが、令和7年10月、現在の名称に変更となった。

継続して両機関をCPとするプロジェクトが実施されてきた。同年以降10年間にわたり、最高裁をCPとするプロジェクトにおいては、専ら知的財産分野にフォーカスした活動が行われてきた。

本プロジェクトは、令和7（2025）年9月に終了した前プロジェクトに引き続き開始したものであるが、後述のとおり、知的財産分野の活動だけでなく、初代プロジェクトで取り扱った和解・調停等にも活動範囲を広げていくことを想定している。本稿においては、主に、本プロジェクトにおいて新たに取り扱う活動項目について概観する。

第3 本プロジェクトの概要

本プロジェクトのPDMにおいて定められた上位目標は「OECD及び世界銀行のBusiness Ready等の国際標準に照らし、包摂的かつ持続可能な経済発展のためのビジネス環境が向上する。」であり、プロジェクト目標としては「経済分野における司法法制度の改革が促進される。」ことが設定されている。このプロジェクト目標を達成するための成果のうち、最高裁関係の成果として「裁判の予測可能性及びその実効性、裁判所の社会からの信頼が向上し、紛争解決機能が強化される。」（以下「成果1」という。）が挙げられている。

成果1との関係では、PDM上、以下の活動項目が定められている。

- 1-1 インドネシア及び日本における、通常裁判所で扱う民事事件（知財事件やその他のビジネス関連事件を含む）に関する判決の質の向上、適正な裁判手続及び判例の理解の重要性の向上や、適切な調停の活用といったテーマについて共同研究を実施するためのワーキンググループ（以下「WG」という。）を設置する。
- 1-2 WGは、上記1-1で実施した共同研究の結果を執務参考資料（ガイドライン等）として取りまとめる。
- 1-3 上記1-2で取りまとめた執務参考資料の活用を促進するため、司法研修所及び／又はその他の関連部署と協力して、研修やセミナーを実施する。

その他、本プロジェクトでは、DGLと最高裁の共同の成果として、「法司法分野における実務を改善するための知見が強化される。」（以下「成果3」という。）が挙げられている。その活動の要旨としては、成果1やDGL関係の成果（成果2）には含まれないテーマについて、両CP合同で研究を実施することなどが挙げられている。

第4 本プロジェクトのこれまでの歩み

1 本プロジェクトの開始と活動内容の具体化について

(1) プロジェクト開始後の状況

本プロジェクトの活動の対象は、前記第3記載のとおり、PDM上、広範に設定されている。そのため、プロジェクト開始後の最優先課題は、主軸とすべき活動の内容を絞り込み、活動計画を策定することであった。他方、インドネシアでは、12月末が会計年度末に当たり、プロジェクトが実質的に始動した頃からCP側が繁忙期に入ったため、双方で議論を深めていくことに苦慮した。

この点については、DGL派遣の菊地英理子専門家とも協議の上、翌年（令和8（2026）年）1月に本プロジェクトの合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」という。）を実施し、これに向けて各CPと協議を進めていくこととした。このようにJCCという明確な目標を設定したことで、CP側との議論を実効的に深めることができた。

(2) プロジェクト開始後の議論

ア 活動内容の絞り込みについて

筆者は、着任後、CPのトップであるシャムスル・マアリフ准長官（以下「シャムスル准長官」という。）との間で、プロジェクトの具体化に向けた協議を開始した。プロジェクト側からは、当初、PDMに基づき、裁判の予測可能性向上のため、WGを設置し、判決の質の向上に向けた取り組みを実施することなどを検討していた。他方、最高裁の関心は、プロジェクトの上位目標として挙げられている世界銀行のBusiness Ready²（以下「B-READY」という。）の分析指標に沿った司法サービスの改善に置かれていた。そこで、活動の候補としては、B-READYの指標に沿って、インドネシアのMediasi（インドネシアのメディエーション制度。以下「メディエーション」という。）の改革を主軸としつつ、商事紛争や破産分野の改革等が挙げられた。

上記のとおり、日本側で当初想定していた活動と最高裁側の要望には大きな隔たりがあり、当初案をそのまま実施することは困難であると考えられた。そこで、プロジェクトとしては、最高裁の最大に関心事項であるB-READYの指標に沿いつつも、PDMの成果にも合致する活動を実施するべく、B-READYの検討を行った。その結果、B-READYにおけるインドネシアの“Dispute Resolution”（紛争解決）の項目の分析において、“Holding a Pre-Trial Conference”の指標が未充足である点に着目し、これに関する活動を代替案として協議を行った。

このPre-Trial Conference（以下「Pre-Trial」という。）は、アメリカ等において、Trial（審理）の前段階において、ケースマネジメントやSettlement（和解）の促進等を目的として実施される準備手続である。この点、日本では、アメリカ

² 世界中のビジネス・投資環境を定量的に評価する、世界銀行グループの公表するレポート。

等の制度とは異なる面があるものの、弁論準備手続が広く活用されており、同手続において、争点及び証拠の整理（以下、単に「争点整理」という。）や和解の勧誘等が行われている。他方、インドネシアの一般民事訴訟においては、こうした準備手続が実施されておらず、これがB-READYの評価に繋がっているものと推察された。

このように、ケースマネジメントや和解・メディエーションの促進等を目的とする手続を活動として取り扱うことは、B-READYの指標の改善という最高裁の関心事項に合致し、さらに、そのプラクティスの一例として、日本の弁論準備手続について共同研究を実施することは、争点整理等に関するプラクティスの改善につながり、ひいては判決の質の向上等（第3の1－1参照）という成果1に繋がる結果が期待できると考えられた。

この代替案については、それ自体のみならず、メディエーションの改革にも繋がり得るものとして、最高裁からも強い関心を示していただき、その結果、最高裁において各種のリサーチ等を実施する機関である、Pusat Strategi Kebijakan Hukum dan Peradilan（以下「リサーチセンター」という。）が調査を実施することとなった。プロジェクトは、最高裁からの依頼を受け、本プロジェクトの活動として、この調査に対して、知見の共有等を通じた協力を行うこととなった。

イ メディエーションについて

最高裁では、メディエーションの改革が喫緊の課題となっており、本プロジェクト開始時点において、既に最高裁規則の改正に向けたWGが始動している状況であった。そこで、プロジェクトへの要請事項としても、上記アのとおり、一貫してメディエーションの改革の点が強く、プロジェクトとしても、この点を主軸の一つに据えるべきであると考えた。他方、ここで課題となるのは、インドネシアと日本の制度の違いである。

インドネシアのメディエーションは、近隣国のオーストラリアの支援により、平成15（2003）年に「裁判所におけるメディエーション手続に関する最高裁判所規則2003年第2号」を制定している。その後、上記第2のとおり、初代JICAプロジェクトが実施され、「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2008年第1号」を制定した。もっとも、同プロジェクトの終了後、再び、オーストラリアの支援により、「裁判所におけるメディエーション手続に関するインドネシア共和国最高裁判所規則2016年第1号」が制定されるに至っている³。

インドネシアのメディエーション制度は、上記のとおり、オーストラリアの支援から始まったところからも分かるとおり、英米法系の国である同国の影響を色濃く受けている。一方、日本は大陸法系の法体系に属するのみならず、和解自体

³ 草野芳郎「和解制度への取り組み」、島田弦編「アジア法整備支援叢書インドネシア」（旬報社・2020）425頁

も、日本独自に発展をしてきた面もあり、インドネシアやオーストラリアとは異なるアプローチを採用している。実際、初代プロジェクトにおいても、日本とインドネシアの違いを前提とした支援が実施されている⁴。

以上のとおり、メディエーションに関する改革は、最高裁からの要望も強く、活動の主軸として据えるべき事項と考えられる一方、初代プロジェクトにおいて2年間にわたって、和解・調停に特化したきめ細やかな支援が実施された中で本プロジェクトにおいて行うべき活動内容については更なる協議が必要な状況であった。この点については、令和8（2026）年2月末にFocus Group Discussion（以下「FGD」という。）を合宿形式で開催して更に議論を深めることとした。

(3) 本プロジェクトの活動の枠組みについて

以上のように、本プロジェクトでは、成果1との関係で、①Pre-Trial・争点整理手続に関する活動、②メディエーションに関する活動及び③知財判例集や執務参考資料の作成と普及活動の3つの活動を柱として据えていくことで、CPとの間で整理をし、JCCの場において発表を行った。この3つは、PDMに挙げられている「判決の質の向上、適正な裁判手続及び判例の理解の重要性の向上や、適切な調停の活用といったテーマ」について網羅するものであると思料する。

すなわち、①の点については、適切な争点整理に関する研究を行い、それを踏まえたプラクティスの改善を図ることで「判決の質の向上、適正な裁判手続」の実現が期待される。②は「適切な調停の活用」に関する直接的な活動である。また、③についても、判例集・執務参考資料の作成を通じた執務の改善による「判決の質の向上」はもちろん、その作成過程における議論や普及活動を通じた「判例の理解の重要性の向上」に繋がるものと考えている。

その上で、倒産法をはじめとするその他の最高裁の関心事項については、DGLと共同で、成果3として、単発のセミナー等を実施し、フォローしていく方針である。なお、成果3に関する活動としては、令和8（2026）年3月に、DGL及び最高裁において、国際倒産手続に関するセミナーを実施している。

2 JCC前後の活動の状況について

(1) メディエーションに関する活動

メディエーションについては、上記1記載のとおり、最高裁の喫緊の課題となっていたことから要請を受け、令和7（2025）年11月末に開催されたメディエーションWGによる最高裁規則のドラフト検討会議にオブザーバーとして参加をするとともに、日本の和解・調停制度について説明を行った。この説明においては、特に日本とインドネシアの制度の違いや、日本の裁判上の和解の実務等につい

⁴ 草野前掲注3 425-451頁

て説明を行った。

その後、前記のとおり、翌令和8（2026）年2月末にF G Dを実施し、本プロジェクトにおける今後の協力の方針について議論した。その結果、最高裁からは、日本の制度等も踏まえて、WGにおいて規則の改正案を作成するので、その改正案について日本側からコメントをもらいたいとの提案があり、この方向で今後活動を進めていくこととなった。

(2) Pre-Trial・争点整理手続に関する活動

Pre-Trial・争点整理手続については、F G Dにおいて、プロジェクト側から日本の弁論準備手続の概要について説明をするとともに、調査活動の計画や予算配分等について議論を行った。その結果、ジャカルタのほか国内数か所において、F G Dや裁判官への実情のインタビューなどを実施し、その調査結果を取りまとめることとなった。これを受け、令和8（2026）年3月に調査の準備会議を開催し、翌4月にはジャカルタ、5月にはスラバヤでそれぞれF G D及び裁判官、弁護士、学者らとの意見交換等を実施した。プロジェクト側からは日本の弁論準備手続について改めて説明を行い、現地の裁判官と議論を行った。



リサーチセンターとの活動（ジャカルタ）



リサーチセンターとの活動の様子（スラバヤ）

第5 活動の課題と今後の展望

現在の活動としては、上記第4の2記載の整理に沿って活動を進めている状況である。

1 Pre-Trial・争点整理手続に関する活動について

Pre-Trial・争点整理手続の関係では、上記のとおり、リサーチセンターの主導の下、国内でのプラクティスの調査や意見聴取等を実施している状況である。本プロジェクトもこの活動に協力をしており、各地の裁判官に争点整理手続の一例として日本の弁論準備手続を紹介し、これに基づいたディスカッションを行っている。このリサーチ活動の完了後には、具体的な制度設計やプラクティスの構築に向けた活動が行われるものと思われるところ、これらについても引き続き協力をしていきたいと考えている。

本活動の課題としては、インドネシアの制度設計等の在り方にもよるところではあるものの、日本のように争点整理手続を本格的に導入しようとする場合、最終的には民事訴訟法において規定すべき事項が生じることが見込まれる。この点、インドネシアの民事訴訟では、オランダ統治時代の規則が未だに活用されている状況であり、民事訴訟法の制定に至っておらず、この点が一つの課題・障壁になることが考えられる。

もっとも、この点については、日本でも民事訴訟法改正による弁論準備手続導入以前にプラクティスとして、争点整理を実践していた経緯があり（いわゆる弁論兼和解）、このプラクティスが日本の弁論準備手続の基礎になったものと考えられる⁵。そこで、インドネシアにおいても、現状の実務上の工夫や、日本等のプラクティスを参考に争点整理の在り方を検討し、プラクティスとして実践をしていくことは将来の本格的な法改正の礎となるものと考えられる。そこで、本プロジェクトでは、インドネシアにフィットする Pre-Trial・争点整理の在り方やプラクティスの構築に向けて、協力をしていきたいと考えている。

現状、インドネシアの裁判官からは、日本の制度や実務について非常に好意的に捉えていただいている状況で、インドネシアの制度設計に日本の知見が相応に影響を与える可能性があるのではないかと考えている。プロジェクトとしては、このような影響の大きさに鑑み、本プロジェクトにアドバイザーグループ（AG）を設置し、研究者や実務家の先生方のご支援をいただきながら進めていきたいと考えている。

2 メディエーションに関する活動

上記のとおり、メディエーションに関する活動としては、最高裁規則へのコメント等を通じて、メディエーションの成立率向上に向けた協力を行っていくことが当面の

⁵ 高橋宏志、井垣敏生、西口元、小山稔、小松初男「新民事訴訟法の10年 その原点を振り返って」判例タイムズ1286号（2009）13頁

活動となる見込みである。この点については、1の活動同様に、A Gの支援もいただきつつ、活動を進めていきたいと考えている。

課題としては、上記のとおり、初代プロジェクトにおいて、インドネシアと日本の制度の違いを踏まえた支援が実施されており、本プロジェクトとして、新たに何ができるかというところは課題となる。この点については、今後、最高裁と更に議論をしていく必要があるが、裁判所における争点・証拠の整理の促進による和解的解決の促進というところを一つの方向性として現状検討している。

インドネシアのメディエーションは、現在、証拠等の提出もない訴訟の初期段階にのみ実施するプラクティスとなっている旨うかがっている。もっとも、訴訟手続の初期の段階では当事者においても裁判の見通しが立たず、紛争の終局的解決に向けた意思決定が困難であると思われる。そこで、争点整理手続に関するプラクティスが始まり、争点が整理され、争点と証拠の関係が明らかになった段階で、当事者が意思決定をできるとすれば、メディエーションによる解決のインセンティブが従前よりも高まるとと思われる。

いずれにせよ、この点については、争点整理手続の議論の状況や、最高裁規則のドラフトの内容等も踏まえ、WGとも協議をしながら引き続き検討していきたいと考えている。

3 知財判例集や執務参考資料の作成と普及活動

最後の知財判例集（著作権）の作成については、前プロジェクトにおいて作成中であったものを継続して取り組んでいる。この書籍は、日本の主要な著作権関連判例・裁判例とインドネシアの著作権関連判例を掲載するケースブックであり、WG活動では、最高裁判事であるラフミ判事、アグス判事の主導の下、担当者が掲載候補の判例を紹介し、質疑応答を経て、判例集への採用の有無を検討している。最近のWG活動の状況としては、WGのメンバーからも積極的に意見が出るようになってきており、非常に良い議論ができている状況である。このWG活動は、単なる判例集の作成にとどまらず、最高裁判事の知見をメンバーである高裁や地裁判事に共有したり、裁判官と共に判例を分析したり、検討することを促進することにつながっており、「判決の質の向上」や、「判例の理解の重要性の向上」に資するものと感じている。

4 まとめ

上記のとおり、JICAプロジェクトと最高裁の協議の結果、インドネシアの民事訴訟の大きな転換点ともなり得る、重要な改革が進められようとしており、インドネシア側も現状、争点整理の実施に前向きな意見が多い状況である。この点、メディエーションに関する改革や、争点整理手続に関する改革は、制度それ自体はもちろん、それを運用するプラクティスの定着や習熟が不可欠であると思われるところ、これには日本の経験に照らしても、一朝一夕で達成できるものではない。特に、上記の

とおり、メディエーションについては、長年インドネシアが取り組んできた課題であり、この改革は非常に難しい作業になるものと思われる。本プロジェクトは、3年という短いプロジェクトになっているところ、PDMの成果も意識しながら、活動内容も日々ブラッシュアップさせつつ、インドネシアの裁判実務の改革に向けて、できる限りの協力をしていきたいと考えている。



著作権ケースブックのWG活動の様子

第6 最後に

筆者は、本プロジェクトの立ち上げに携わらせていただいているが、法制度整備支援プロジェクトについては、一般的な手法を前提としつつも、具体的には何か決まった正解があるわけでもなく、これまで、プロジェクト内で相談をしながら、手探りで進めてきたのが実情である。今後、他のプロジェクト等でも同様の場面に直面される専門家の方々もいらっしゃると思われるが、本稿が一つの例として何らかの形で、ご参考になれば幸いである。

最後になるが、インドネシアの最高裁判事の方々は、多くの事件を担当されるだけでなく、いわゆる司法行政事務についても広く担当されており、大変多忙な状況にある。そのような中で、シャムスル准長官やJICAプロジェクトに長年協力してくださっているラフミ判事、アグス判事をはじめとする最高裁判事の皆さんや、判事を支えるスタッフの方々には、本プロジェクトのためにも多くの時間を割いていただいている状況である。筆者としては、これらのご尽力に少しでもお応えできるよう、インドネシアの裁判官、そして、裁判手続を利用するインドネシアの方々にとって、少しでも有益な活動ができればと考えている。

ラオス「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」の成り立ちと活動 (長期派遣専門家としての業務を振り返って)

前 J I C A ラオス人民民主共和国長期派遣専門家
(現名古屋地方検察庁検事)

矢尾板 隼

第1 はじめに

私は、2022年9月29日から2026年3月29日まで¹長期派遣専門家としてラオスに派遣されており、JICAの技術協力プロジェクトとしては、「法の支配発展促進プロジェクト」の終盤とその後継の「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」の前半を専門家として務めた。3年半の任期を無事に終えたので、その業務を振り返り、今後の各国専門家あるいは関係者の皆様にとって何がしかの参考になるものを残せればと思うが、これまで私の怠惰により「法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2」については本誌でその概要等を紹介することができていなかった。

そこで、私自身の専門家任期の多くを占めた同プロジェクトの成り立ちから前半の活動内容を紹介し、そこに若干の教訓等を加えることで、私の専門家業務の振り返りとさせていただきたい。

なお、「JICA」による法の支配(Rule Of Law)の発展を目指すプロジェクト、ということから、ラオス現地では法の支配発展促進プロジェクトを「JROL」、同プロジェクト・フェーズ2を「JROL2」などと略称している。本稿でもこの略称を用いて紹介する。また、本稿中の意見にわたる部分は筆者の個人的見解であり、過去の所属を含む組織の見解ではない。

第2 JROL2の成り立ち

1 ラオスで5つめのプロジェクト

JROL2は、2023年7月11日、ラオスにおける法整備支援分野の5つめの技術協力プロジェクトとして開始された。前身にあたるJROLが同月10日に終了し、切れ目なく翌日から開始されたもので、2010年に開始した「法律人材育成強化プロジェクト・フェーズ1」から数えると連続して4つめのプロジェクトが実施されたこととなる²。プロジェクトの体制、カウンターパートの構成などは従前同様で、2026年5月現在、折り返しに入ったところだが、前記のとおり、本稿ではその策定過程や内容、私の任期における進捗を概観したい。

¹ 専門家としての任期。「派遣期間」は任期を終えて帰国までの日程を含むため、派遣期間は3月31日まで。

² 過去の4つのプロジェクトを概観したものとして、拙稿「ラオス法整備支援のこれまで」ICD NEWS第87号64頁。

2 プロジェクトの策定過程

(1) 時系列

技術協力プロジェクトとしての案件採択から開始までは以下のような時系列である。

2021年度	ラオス政府より要請を受け案件採択
2022年 5月頃～	プロジェクトの具体的な内容について調査、検討開始
同年 8月	JICA本部、ICD調査出張
同年11月	拡大MC ³ 会議
同年12月	詳細計画策定調査
2023年 2月	JCC ⁴ が合意文書に署名
同年 7月11日	JROL2開始

以下、時系列に沿って、どのように検討を進めていったか詳述する。

(2) 案件採択まで

JROL2についての要請を受け、案件として確定したのは前記の通り2021年度であった。要請書がラオス側から提出されたのが2021年6月なので、いまだJROLも残り約2年のプロジェクト期間を残しているところでの要請だったが、これは2023年7月10日にJROLが終了した後、切れ目なく次のプロジェクト（JROL2）を開始するためのスケジュールであり、ラオス側からも支援の継続を求める意向が強かったことから、早期の要請が行われることとなったためである。

他方、要請書提出の段階で次期プロジェクトの内容について詳細な検討ができていたわけではなかったため、今後の調査によって内容は更に精査されることを前提として案件が採択されたものであるが、大きな方向性として従前通りの4機関（司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院、ラオス国立大学）をカウンターパートとし、法の支配を発展させるため法司法分野の人材育成に力点を置くという目標に向けた活動を実施していくことは確認された。

(3) プロジェクト内容の検討・当初案

年度が変わった2022年5月頃から、ICD及びJICA本部の担当者レベルでまず、たたき台となるプロジェクト目標や成果についての本格的な検討を開始した⁵。ラオスから日本に留学中の弁護士に対するインタビューなども行って浮かび上がってきたラオス法司法分野の課題は、法適用の場面に困難があるのではないか、ということである。すなわち、具体的な条文が典型的に適用されるのがどのような場合かを理解し、紛争の社会的事実の中から法的に意味のある事実を抽出して条文

³ 運営委員会（Management Committee）。カウンターパートの局長級からなる、プロジェクトの運営を担当する委員会。

⁴ 合同調整委員会（Joint Coordination Committee）。カウンターパートの副大臣級及びJICA事務所長で構成されるプロジェクトの最高意思決定機関。

⁵ 当時私自身がICD教官としてラオスを担当していた他、澤井裕元専門家がJICA本部において特別嘱託としてラオスを担当していた。

に当てはめること、典型的な場合以外のいわば例外的な事例に対して条文が適用できるか否か、法の趣旨を踏まえた解釈を行うこと、といった法律実務家が備えるべき能力⁶が必ずしも浸透していないのではないか、この点を解決すべき中心的な課題として想定すべきではないかと考えたのだ。

そこでプロジェクト目標を、実務家としての能力を備えた法律家を育成する基盤を作ること、と設定した。もちろん、基盤作りというだけではその内容が明らかではないが、このとき想定したものの一つは理論面での基盤である。純粋な法理論研究というより、実務を意識し、実際の事例でどのように法が適用されるのかの過程を明らかにできるような成果物⁷の作成を柱の一つとして考えたのだ。

もう一つの柱として考えたことは、研修教育の制度としての基盤という意味で、過去の成果物（当初意識されていたのは模擬事件記録教材であった。）を実際の教育・研修の現場で使う際に講師の補助資料となるような指導書の作成である。これは以下のような問題意識から生まれたアイデアであった。JROLの最後に完成する成果物（検討当時は未完成。）を除いても、20年以上に及ぶ支援の歴史の中で多くの重要な成果物が完成していたが、それらの成果物が十二分に活用されていれば、法の適用についてももう少し前進が見られていてしかるべきではないか、前記のような課題が未だ見受けられるということは、過去の成果物が、当初日本側が想定していたような方法では活用されていないのではないか。このような問題意識があったため、指導書の作成に関して特に意識したのは、作成過程におけるアウトプットの重要性であり、例えばワーキンググループのメンバーがワーキンググループ外の第三者に説明するという機会などを意識的に設けることでアウトプットを通してメンバー自身の理解を深めていく、ということである⁸。作成にあたってまずドラフトを行い、当該ドラフトを試験的に運用し、メンバーの理解を深めるとともにそれに基づいてドラフトを改良していく。このような過程を経れば、プロジェクトに関与していない者にとっても使いやすい指導書を作成できると考えた。

これらを踏まえた、当初PDM案の大まかな内容をまとめると以下の通りである。

- ・上位目標

法の解釈・適用能力を身につけた法律実務家が継続して育成される。

- ・プロジェクト目標

基本的な実務能力を身につけた法律家を育成する基盤が形成される。

⁶ 最終的に確定したPDMのプロジェクト目標においては、事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力（capable of finding the facts, and properly interpreting and applying laws）、と表現したが、それを噛み砕いていえばここに記載したような能力を指す趣旨であり、当初はこれを「基本的な実務能力」と仮に呼んでいた。

⁷ 全ての条文についてこうした適用過程を示すのは時間的制約などから困難であるので、重要な論点に絞った成果物の作成を目指すという意味で「論点集」と仮に名付けた。

⁸ もちろん過去のプロジェクトにおいても、議論を重ねてWGメンバーの理解を深め、その理解に基づいてメンバー自身が成果物を執筆するという手法をとっており、作成過程を重視してきているが、さらにこれを拡充しようというものである。「他人に説明することによって、自分自身が理解しているか否かがはっきりわかる。」と考えたのだ。

・成果

- ① 中核人材が基本法令に関し、実務での運用を踏まえて法の理解⁹を深める。
- ② 法学教育・実務研修機関において、法の理解を深めるための効果的な研修が実施される。

・活動

- ① 実際の事例などを題材に法律を適用する手法を明らかにするような論点集の作成
- ②-1 過去の成果物を活用するための指導書の作成
- ②-2 指導書に基づく研修・教育の実践
- ②-3 ②-2を踏まえた指導書の改訂

(4) 調査出張及びその後の検討

前記(3)で記載した当初PDM案を携え、2022年8月にJICA、ICDで調査出張を実施し、私もICD教官としてこれに参加した（コロナ禍の中でICDに赴任した私にとって初めてラオスを訪問する機会となった。）。日本側で想定した現在の課題や活動方針についてはカウンターパート側にも賛同を得られたところであるが、他方、各機関からより現場の実務改善につながる活動にも取り組んでもらいたいという声が挙がった。すなわち、判決書の改善や民事訴訟法の改正、検察の意見書の改善、近年始まった行政事件への対応方法、司法省における判決執行の改善等である。

ラオスにおける法整備支援関連のプロジェクトの、おそらく最も大きな特徴は、4つのカウンターパートが混成のワーキンググループを構成し、4機関が合同で共通の課題の解決に取り組むということであろう。これは司法関係機関が理解を同じくしながら発展できること、機関相互の関係性を強固にできることなどの利点があり、ラオス側にも高く評価されている上、他国・他機関が支援を行うときの参考になっていると評されたこともある¹⁰。

他方、共通の課題に取り組むことを目指すため、各機関固有の課題解決には取り組みづらいことが弱点であることは否めない。前記の通りカウンターパートから示された課題は（行政事件への対応を除き）、かねてより懸案となっていた課題であり、その重要性は明らかであるから、これら機関固有の課題に取り組んでもらいたいという意向は非常によく理解できる場所であった。

出張から戻り、日本側でさらに検討することとしたが、ラオス側もこれまでのプロジェクトの構成（4機関混成のワーキンググループで活動を実施）を変更したいという意向があるわけでも、法適用のための能力強化という当初PDM案の方向性に異論があるわけでもなかった。そこで、大きな方向性としては当初案から変更す

⁹ ここでいう「法の理解」とは、法の趣旨、主要な原理とその例外、規定の解釈・適用場面の理解などという内容のものとして想定していた。

¹⁰ 2025年10月に実施されたJCC招へい時のケッサナー司法省副大臣（当時）のコメントより。

ることなく、ラオス側から提示された課題の解決にも資する活動が加えられないかという方針で検討を進めた。そのような検討の中で、目指すべき成果の一つとして加えようと考えたのが、判決書・意見書のサンプル集である。いうまでもなく判決は実務における法適用の結果を端的に示すものであり、検察の意見書も犯罪の構成要素や事件に関係する法律を示すものとされており¹¹、やはり法適用の方法を論述すべきものである。当初PDM案では、法適用のための能力（「基本的な実務能力」と前述したもの）の向上のみに焦点を当てていたが、想定通り能力向上が図られれば判決書・意見書の質も改善するはずであり、改善した結果としての判決書・意見書のサンプル集を作成することができれば、能力向上の成果が具体的に見えやすくなる上、実務家にとって執務の参考にもなって各機関の要望にも（一部ではあるが）応えられると考えたのだ。言い方を変えれば、当初PDM案で考えていた成果としては、①中核人材の法の理解を深め、②研修によってそれを広める、という2点であったところ、③そのような法の理解を実践していく、という3つめの成果を加えることとしたのであった。なお、当初案より目指すべき成果を増やすことで、当然活動も増えることになるが、②の成果に関する活動は既存の成果物を前提にした活動であるため、5年間のプロジェクト期間全てを使うのではなく、その前半で一定の成果を上げ、その後③の成果に関する活動へ重点をシフトしていく、ということ想定していた。

このような方針のもと、私の専門家としての赴任時期をはさみつつ、プロジェクト専門家、JICA本部、ICDで議論を重ねながら、プロジェクトの具体的な活動や成果の指標についても内容を煮詰めていった。

これらの検討の結果、修正されたPDM案の概要は下記の通りである。

・上位目標

法の解釈・適用能力を身につけた法律実務家が継続して育成される。

・プロジェクト目標

基本的な実務能力を身につけた法律家を育成する基盤が形成される。

・成果（③が当初案から加わったもの）

① ワーキンググループメンバーの基本法令の理解が深まり、解説書が作成される。

② 基本法令の理解と実践のための効果的な研修等が実施される。

③ 研修を受けた実務家等の理解が深まり、判決書集・意見書集が作成される。

・活動（概要のみ）

① 実務の調査を踏まえた論点の抽出、ワーキンググループの検討会を経て論点集を作成

¹¹ ラオス刑事訴訟法（2017年）156条。日本の刑事手続における検察官の論告に近いものと思われる。

② 過去の成果物を念頭に、効果的に活用するための指導書作成、それに基づく研修の実施

③ 上記②の活動による研修を受けたメンバーによる、判決書・意見書の優良事例集作成

(5) 拡大MC会議及び詳細計画策定調査

前述のとおり、私が専門家としてラオスへ赴任したのは2022年9月29日だが、その後ほどなく、同年11月下旬に拡大MC会議が実施された。

通常プロジェクト専門家とMCとして任命されたカウンターパートの局長級で実施しているMC会議に、JICA本部、ICDがオンラインで参加して実施されたこの会議において、(4)の修正PDM案の内容についてラオス側に説明をした上、更なる意見を求めた。同年8月の調査を踏まえて再検討したものであるとしてその内容を評価し、賛同する意見が述べられた上、改めて各機関から、より多くの実務家、とりわけ地方の実務家への普及が極めて重要で、プロジェクト活動の中でも普及活動を拡充してほしいという声が上がった。また、前回調査時にラオス側から提案された民事訴訟法改正や判決執行の改善についても改めて議論をしたが、いずれも支援の必要性は認められるもののそれまでに議論をしてきたPDM案の中で、これらの課題解決を直接的に目指すワーキンググループを組成することは困難であることなどから、必要に応じてセミナーを実施するなどの方法によって支援をしていく方向が確認された。

こうして、PDMのうち、上位目標、プロジェクト目標、成果、活動について概ね合意ができたことを踏まえ、同年12月下旬、JICA本部及びICDの調査団がラオスを訪問し、詳細計画策定調査が実施された。同調査におけるMCとの議論では、若干の修正を施したPDMの内容を確認した上、まだ未確定だった指標の部分や、PDMに書ききれない、ミニッツのメインポイント¹²として記載すべき内容についても議論を行った。まず、前記拡大MC会議以降の修正点として、4つ目の成果として「成果1から3の活動により、基本法令の理論を十分に理解し、他者に指導できる中核人材が育成される。」を加えることが日本側から提案された。この成果は、過去のプロジェクトでも一貫して重視されてきたものだが、論点集の作成や研修の実施という結果だけでなくそこに至るプロセスを重視するという趣旨を明確にするため、あえて成果として明記すべきという観点で追加されたものである。また、ミニッツのメインポイントには、プロジェクトのメンバー構成（カウンターパート職員以外に弁護士や警察官にも参加してもらうこと）、民事訴訟法改正支援など各機関のニーズにも可能な範囲で協力することなどが記載されることとなった。

¹² 詳細計画策定調査においては、その調査の最後に会議録（Minutes of Meetings。単に「ミニッツ」などと呼称することもある。）を作成し、調査団の代表と、ラオスの場合はカウンターパートのMCで署名をする。この「ミニッツ」にはメインポイント（Main Points Discussed）として議論された主要な点が記載された上、添付資料としてPDM等が添付される。

これまでの議論の甲斐もあって、詳細計画策定調査は短時間ではあったが集中した議論を実施することができ、無事に各機関がミニッツへ署名してPDMの内容が確定した。

第3 JROL 2の内容と活動の進捗

1 プロジェクト内容

前記の経緯で策定されたJROL 2だが、最終的に合意された内容を改めて概観すれば以下の通りである¹³。

- ・上位目標

事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家が継続して育成されることで、法律実務が改善され、法の支配が促進される。

- ・プロジェクト目標

事実認定と法令の解釈適用を適切に行う能力を身に付けた法律実務家を育成する基盤が形成される。

- ・成果

- ① 基本法令の理論の理解を促進する論点集が作成される。
- ② 基本法令の理論の理解と実践のための効果的な研修等が実施される。
- ③ 法律実務家が実務で参照できる判決書・意見書サンプル集が作成される。
- ④ 成果①から③の活動により、基本法令の理論を十分に理解し、他者に指導できる中核人材が育成される。

- ・活動（概要のみ）

- ① 実務で課題となっている論点を抽出し、ワーキンググループでの検討を踏まえ論点集を作成する。
- ② 既存の成果物を念頭に、効果的な研修を行うための指導書を作成し、それに基づく研修を実施する。
- ③ 前記②の研修を受けたメンバーが判決書・意見書サンプル集をとりまとめる。

なお、成果②に関する活動はプロジェクト前半の概ね2年間に集中して実施し、3年目以降成果③に関する活動を実施していく予定とされた¹⁴。また、成果④については、その内容に記載されているとおり、成果①から③の活動を通じて達成されるべき成果として整理されたものであり、成果④のための独立した活動が設けられたわけではない。

¹³ 成果までの内容は <https://www.jica.go.jp/oda/project/202108122/index.html> に紹介されている。

¹⁴ ただし、この点は、後述するメンバー選定に苦慮した問題もあって2年間で成果②を達成することは実際は困難であった。

2 ワーキンググループのメンバー選定について

JROL 2は2023年7月11日に開始された¹⁵が、その時点で活動を実施すべきワーキンググループのメンバーが選定されていたわけではなく、各カウンターパートで人事の決定をしてもらう必要があった。そして、このメンバー選定はプロジェクトを遂行する上で非常に重要な意味を持つ（とりわけ成果②に関する活動については、既存の成果物に対する指導書作成を検討していたので、従前のプロジェクトの活動内容をよく知っているメンバーが含まれることが必須であった。）ことから、専門家チームでメンバー選定についての意見をまとめ、カウンターパートへの訪問・説明を実施した。

もちろん、カウンターパート内部において、こういった人材をプロジェクトに参加させるかというのは人事の問題であり、各機関が専決すべき事項である。他方、プロジェクト活動の円滑・効果的な遂行のために必要な人材も当然想定されていたので、専門家からの提案という形で各機関のMCと協議を行なったのだ。しかし、各MCからの理解は得られたものの、人事についてはより上層部の判断も入ることから、結果的には一部のメンバーがJROLから引き続きプロジェクトに関与することになったのみで、かなり多くのメンバーが入れ替わることとなった。

このことは、特に成果②に関連する活動についてかなりの困難を生じさせたものの、他面においては、ラオス側の期待の表れと捉えることもできる。すなわち、カウンターパートの多くの関係者からたびたび寄せられる声として、「JICAプロジェクトに参加したメンバーは大きく能力を向上させており、人材育成に高く貢献している。」というものがあり、より多くの職員をプロジェクトに関与させたい、という意向が各機関にあるのだ。日本人専門家の視点からすると、より長い時間をかけてじっくりと人材育成を図っていきたいという発想に陥りがちだが、ラオス側が、プロジェクトへの参加を非常に貴重な機会と捉え、一部の職員に限定することなく多くの職員にその機会を与えたいと考えているということは、それだけプロジェクトを評価し、信頼しているからこそということもできよう。

3 プロジェクト前半での進捗（主に刑事法ワーキンググループについて）

(1) ワーキンググループ活動の開始

以上のような経緯で、2023年11月までにはプロジェクトへ参加するメンバーが各機関で決定された。プロジェクト期間の前半は成果①と②の活動に集中することとされており、①の論点集作成に関する活動は民法と刑法の2つに分かれ、②の活動はこれまでの経緯に照らし民事に関する活動に限定するという方針のもと、3つのワーキンググループが構成された。同月15日、キックオフの全体会議

¹⁵ なお、JROL 2開始直前の2023年7月6日、7日に、ASEAN及びG7の法務大臣を日本に招へいする司法外交閣僚フォーラムが実施され、ラオスから参加されたパイヴィー司法大臣（当時）の代表団に私も随行として参加した。これも私の専門家業務の中で非常に大きな経験の一つとなったが、紙面の都合上割愛する。

を開いた後、実質的に活動が始まったのは同年12月頃で、以降、3人の法律専門家がそれぞれワーキンググループを担当して着実に活動を進めている。ここでは、私自身が担当した、刑事法ワーキンググループについて、私の任期における進捗を簡単にまとめたい。

(2) 刑事法ワーキンググループの活動内容

刑事法ワーキンググループでは、刑法各則を対象としていくつかの条文をピックアップし、条文を適用するために効果的な解説書を作成することとした。

ラオス刑法12条には、犯罪の構成要素というものが定められており、客体的要素、客観的要素、主観的要素、主体的要素の4つが犯罪の成立には必要とされている¹⁶。刑事事件の判決書においてもこれを前提に、4要素が備わっていることを摘示して具体的な犯罪が成立する旨を判断している。この構成要素はあくまで総論的に犯罪の成否を論じたものに過ぎず、個別具体的な犯罪の要件を論じたものではないはずだが、「構成要素」論に引っ張られてしまい各犯罪の要件論はこれまであまり意識されてこなかった。他方、実務家を対象に調査を実施すると、「こういった場合は詐欺罪に当たるのか。」「こういう事件はマネーロンダリング罪として処理して良いのか。」など、個別の犯罪の成立要件を検討しなければ結論を導けないような疑問が当然のように出てきた。そこで、ピックアップした一部の犯罪であっても各犯罪の成立要件を検討し、解説書を作成することで、犯罪の成否を検討するに当たっては総論的に構成要素を摘示するだけでなく各犯罪の成立要件を検討することが不可避である、という思考を体得してもらうことを目指したのである。

具体的な活動としては以下の流れで進めていった。

- ・研究対象として12か条の条文をピックアップする¹⁷。
- ・グループ全体を3つの小グループに分け、小グループごとに4か条を担当することとし、1つの条文につき2名の担当者¹⁸を当てる。
- ・成果物の内容として書くべき項目立てを議論し、合意する。
- ・地方の実務家に対し調査を行い、課題を把握する。
- ・担当者が起案してきた成果物のドラフトに対し、小グループでの議論、その後全体グループでの議論という流れを繰り返し、ドラフトをブラッシュアップする。

活動を実際に進めていく中で最も意識したことは、とにかく自分の手を動かさなければ理解は進まない、ということだった。専門家として赴任した最初の頃は、JROLの終盤で活動のとりまとめを行ったが、そこでの経験則として、ワーキング

¹⁶ 日本の刑法に則して考えれば、客体的要素は保護法益、客観的要素は客観的構成要件、主観的要素は故意・過失、主体的要素は責任能力に相当すると思われる。

¹⁷ 途中変更もあったが、最終的に研究対象としたのは、マネーロンダリング罪（刑法130条、なおその後特別法が制定）、事故を招く交通規則違反罪（刑法145条）、重大危険な病気の拡散罪（刑法199条）、人身売買罪（刑法215条）、窃盗罪（刑法231条）、詐欺罪（刑法233条）、横領罪（刑法234条）、強姦罪（刑法248条）、児童を相手にする性的観光罪（刑法262条）、偽造品の製造販売罪（刑法288条）、職権濫用罪（刑法359条）、違法な決定罪（刑法390条）の12か条である。

¹⁸ ワーキンググループ全体の人数が23名であったため、1か条のみ1名の担当者となった。

グループの会合で口頭で議論できるということと、成果物として文章にまとめられるということは全く別、ということを感じていた。そこで、JROL2の活動では、まず書くべき内容の項目立てだけ合意して決定し、各担当者に対して、「わからなくてもいいからとにかく書いてきてほしい。」ということ伝えた。また、自分の手を動かしてもらい、ということ徹底するためにも2名ずつというように細かく担当を分けた。そうすることで会合での議論を自分ごととして捉えてもらえると考えたためである。

もちろん、最初はどのように書いたら良いのかとまどうメンバーの方が多かったが、理解の早いメンバーのリードもあり、また、私自身何度も繰り返し同じ説明をしながら議論を進めていった。振り返ってみればこのような議論の進め方は、特にラオスにおいては良く適合したと考えている。検討する条文が異なっても専門家は同じことを言っている、ということで少しずつメンバーへ理解が浸透していったし、また、最大でも7、8人という小グループでの議論を中心に据えたことで自由な意見交換、質疑がしやすい環境であったことも良い方向に働いた。もちろん、本邦研修や現地セミナーにおいて、日本のアドバイザー・ICD教官から大変貴重な講義を多くいただいたことも重要な後押しとなった。

幾多の困難を乗り越えつつ、当初の目標としていた¹⁹2025年12月は若干過ぎてしまったものの、翌2026年2月には成果物としての『刑法各論教科書』を出版することができ、私の任期中に一度普及会議も実施することができた。

第4 得られた教訓

1 長期派遣専門家の意義

すでになんかの紙面を割いてしまっているが、最後にいくつか私自身の教訓というか感想めいたものを記しておきたい。

せいぜい3年半、ラオス一カ国に派遣されただけの私が「長期派遣専門家の意義」などと論じるのは全くおこがましいことだと承知しているが、それでも、私なりに専門家の意義を考えることはあった。

そして現時点では、何といたって「現地を深く理解する」ということに尽きるのではないかと考えている。現地にどんな課題があって、どこに困っていて、何を望んでいて、何が必要なのか。こういったことをよく理解するのに、現地で生活して、日常的にカウンターパートの方々と顔を合わせる、ということに勝るものはない。そして、深く理解をしてこそ伝えられる言葉もあるだろう。ラオス側の意向を最もよく日本側に伝えられるのは専門家であるべきだろうし、日本側の意向を最も受け入れられやすい形でラオス側に伝えられるのも専門家であるべきだと思うのだ。私自身、こう

¹⁹ PDM上、早期に成果を出さなければならないというわけではなかったが、5年間のプロジェクト期間全体を使うと間延びしてしまう恐れがあった上、私自身の任期で一定の区切りとしたかったこともあり、目標を定めてメンバーとも共有して活動していた。

いったことに思い至ったのは任期の後半であり、なるべく理解を深めようと努めてはきたものの、もちろん、ラオスを誰よりも理解しているなどとは口が裂けても言えない。しかし、少しずつ理解を深めていくごとにますます興味も湧くし、仕事だけでなく生活も楽しくなっていく。これは、長期派遣専門家の意義でもあり、また醍醐味でもあらうと思う。

2 ラオス語を用いた議論

他分野の技術移転と異なり、法律専門家の武器は言葉しかない。しかし、日本語と同じレベルで現地語で議論をするのは極めて困難である（法律専門家たるものそのレベルで現地語を習得すべきというご指摘もあるかもしれないが）。そうであったとしても、部分的にでも現地語を用いながら議論をすることはやはり有益であり、必要であらうと思う。

せっくなので具体例を少し紹介したい。前述の通り、JROL 2では刑法各則の一部条文に関する研究を行ってきたが、私が任期中にたびたび頭を抱えた問題で「プア」というラオス語がある。「プア～」を日本語訳すると「～のために」などというような意味になるそうで、例えば人身売買（215条）では、『プア』他人を強制労働、性的搾取・・・』と記載され、『他人を強制労働、性的搾取・・・の目的で』と翻訳されており、目的を示すものと捉えられている。それだけなら話は単純だが、この単語は非常に多くの条文で使われており、例えば強盗（230条）は、原語の語順に近い形で翻訳する²⁰と「他人を暴力的に攻撃する・・・（中略）『プア』財産を自分のものにする」となるし、強姦（248条）は「威力、脅威を用いて・・・（中略）『プア』その者の意思に反して性交する」となる。仮に、強盗罪や強姦罪について人身売買罪と同様に「プア」を目的を示すものと理解すると、強盗罪における財物奪取や強姦罪における姦淫はいずれも目的要件となり、これらがなくても既遂罪が成立することになってしまう（他方、いずれの罪も未遂罪も規定されている）。さすがにそのような理解は一般的ではないようで、財物奪取も姦淫もそれがなければ既遂にならない、というのがラオスにおける実務家の一般的な理解である。

これは「プア」の解釈問題に帰するが当然翻訳された言葉だけを見ても理解ができない。また、「プア」であればその一単語だけの問題で済むが、ラオス語では語順によって意味が変わるとか、単語が一部変形するということもある。

ラオス語と日本語に限らず、言語の翻訳一般においてこうした問題はあるであらう。そうしたとき、現地語がわかっているれば現地側のつまづいているポイントが明確に理解できるし、噛み合った議論をすることもできる。また、（日本人専門家が文章を作るのではなく）ラオス人メンバーの手で成果物を完成させていくという活動を考えた時、メンバーの書いた文章が若干不自然であっても通訳の方が理解していると気

²⁰ ラオス語は英語の語順に近く、日本語とは逆になる。

を利かせて理路整然とした文章にしてしまうということも起こりうる。特にラオス語の場合、一文が長い方が美しい（良い）文章だという価値観があるようで、長い文の中で主語と述語のつながりが明らかでない、ということもしばしば起こりうる。こうした点に専門家として気づくことができれば、より成果物の完成に近づくこともできる。

私自身は、外国語習得が得意というわけでもなく、専門家として赴任して1年以上が経過してようやくラオス語の文字がなんとなく読めるようになったという程度だったが、単語が分かるようになってから私自身の理解もメンバーの理解も進んでいったと実感しており、また、法律家の端くれとして議論がどんどんと楽しくなっていた。

3 寄り添い型の支援

私が専門家として派遣される前、I C D教官として勤務していた頃、「寄り添い型の支援」という言葉をよく聞いた。日本の法制度整備支援は、一方的な価値観を押し付けるのではなく相手国のオーナーシップを尊重して進めていくものという意味だと承知している。他方、専門家として勤務をする中で、改めて「寄り添い型」とはどういう意味かと考えることもあった。

日本のラオスに対する法制度整備支援は1998年に開始されたのでまもなく30年を迎えようとしている。この長い歴史の中で培われた信頼関係は非常に厚く、カウンターパート各機関の副大臣級が若輩のプロジェクト専門家と気軽に面会の機会を設け、率直な意見交換をしていただけるという関係性を築くことができている。しかし、この信頼関係の厚さゆえに、ともすれば日本にとって都合の良い方向へ誘導してしまう危険も孕んでいるのではないかと、とも思う。もちろん、現時点ではそのような誘導はないと私自身は信じている。前述したプロジェクトの策定過程でも、丁寧にラオス側の意見を聴取しながら合意を形成してきたし、「寄り添い型」の一例と言って良いのではないかと。ただ、プロジェクト形成のような大きな話でなくとも、私自身が担当していた刑法の研究についても、「この条文・この文言はこのように考えるべきではないか。」という意見を述べたとして、議論の進め方によっては押し付けのような形になってしまう場合もあり得るし、従前からの信頼関係ゆえに、ラオス側もそれを受け入れてしまうこともあるのではないかと考えたのだ。日本人として良かれと思ったことであっても、本当に良いかどうかはラオス人が決めること、ということをお忘れてはならないと思う。

この点は、アドバイザーの先生方がいつも特に留意されていた部分である。最後に決めるのはラオス人自身という姿勢で様々なご示唆をいただいていたところだが、より多くの機会でラオス側と接することになる専門家はより一層、常に心に留めておかなければならないことだと感じた。

第5 おわりに

様々な巡り合わせで3年半の任期をラオスで務めさせていただいた。諸先輩方と比べれば極端に長いというわけではないが、検事出身の専門家としては比較的長期であり（蛇足だが同行した私の子女にとって、人生で最も長く居住した場所は現時点でビエンチャンであり、しばらく更新されないだろう。）、公私共に非常に充実した時間であった。

アドバイザーの先生方、JICA本部、ラオス事務所、ICD始め法務省の皆様、日弁連や最高裁等訪問をさせていただいた皆様のご支援により何とか任務を全うすることができた。これまで折に触れて述べてきたところではあるが、何度感謝しても感謝しきることはできないため、改めて関係の皆様に感謝を申し上げたい。

キルギス基本法制について（３） ～キルギス民事訴訟法～

元国際協力部教官

（現 UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific (RCAP) Legal Expert）

高橋 一章

第１ はじめに

ここでは、すでに前号の「第１ はじめに」に記載しているとおり¹、キルギス民事訴訟法について概観するとともに若干の検討を行う。

なお、本稿で利用している民事訴訟法典の情報は、令和７年２月に実施したキルギス共和国との共同研究において、研究員から提供を受けた英語に翻訳された民事訴訟法の内容を前提としている。また、提供を受けた民事訴訟法典は、２０２５年２月改正まで反映されているものを参照している。

第２ キルギス民事訴訟法概観

１ 法典の構成

キルギス民事訴訟法は、全４３９条で構成されている。キルギス民法とは異なり、現行キルギス民事訴訟法が施行されたのは２０１７年と比較的最近である。ただしこれは、それ以前に民事訴訟法が存在しなかったことを意味するものではない。

１９９１年に独立後しばらくの間、キルギスの民事訴訟に関しては独立前の民事訴訟法を用いており、その後の１９９９年にキルギス民事訴訟法を制定している²。現在の２０１７年に施行された民事訴訟法は、１９９９年に制定された民事訴訟法を全面的に改訂するにあたり置き換えられたものである。

キルギス民事訴訟法に定める内容は以下のとおりである。

第１節 一般規定

第１章 基本規定

第２章 裁判所の構成等

第３章 管轄

第４章 管轄

第５章 事件への参加者

第６章 その他の参加者

第７章 法廷代理人

第８章 証拠と証明

¹ 拙稿「キルギス基本法制について（１）」ICD ニュース１０２号（８１頁）<https://www.moj.go.jp/content/001444242.pdf>

² See; <https://generisonline.com/a-comprehensive-overview-of-the-legal-system-in-kyrgyzstan/>, <https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/2703>.

第9章	訴訟費用
第10章	司法罰金
第11章	期限の計算
第12章	送達と召喚状
第2節	第1審法定における手続
第13章	訴えの提起
第14章	請求の保全
第15章	裁判の準備
第16章	裁判
第17章	裁判所の決定
第18章	裁判手続の一時停止
第19章	裁判手続の終了
第20章	申立の却下
第21章	判決
第22章	議事録
第23章	欠席手続及び欠席判決
第24章	命令手続
第25章	経済事案における裁判手続
第25章-1	当該活動の実行を呼びかける、またはその必要性を裏付け・正当化する内容を含む情報資料を、過激主義的またはテロリズム関連の情報資料として認定するための申請に関する手続
第26章	(特別手続に関する)一般規定
第27章	法的意義を有する事実の確定
第28章	養子縁組に関する手続
第29章	後見制度確立のための手続
第30章	児童を寄宿施設に送る場合の手続
第31章	行方不明者の認定、失踪認定及び死亡宣告
第32章	国民の一部能力者又は無能力者の認定
第33章	未成年者の完全な能力の宣言
第34章	動産の無主物認定及び無主物の自治体所有権の認定
第35章	紛失した無記名証券及び注文証券の権利の回復
第36章	国民の精神科病院への強制入院
第36-1	公証人の行為等
第37章	滅失した訴訟記録の復元手続
第3節	未確定判決に対する不服申立手続
	【省略】
第4節	確定判決に対する再審手続

【省略】

第5節 外国人を当事者とする事件の手続

第42章 民事訴訟上の外国人の法的能力

第43章 外国人が関与する民事事件のキルギス共和国の裁判所による検討

第6節 裁判所の命令および他の機関の行為の執行に関連する手続

【省略】

2 概要

(1) キルギス民事訴訟法（以下「キルギス民訴法」という）の構成は上記のとおりであるが、それぞれの項目につき検討することは本職の能力を大きく超えるため、ここでは主として民事訴訟手続の基本的事項を中心に検討する。なお、以降の条文摘示は断りのないかぎりキルギス民訴法を指す。

(2) 民事事件は、法律で保護される権利・自由・利益の保護に関心を有する者の申請により開始される（5条）。国家・公共の利益や第三者の利益を擁護する申立ても認められる（5条2項）。請求申立書は書面で提出し、裁判所名、当事者情報、請求の趣旨・理由・証拠、請求額等を明記する必要がある（134条）。電子提出と電子署名も認められる（134条6項）。

法廷における事件の審理は原則として公開される（13条1項）。また、公開の法廷に出席する利害関係者は、裁判の経過を書面または録音によって記録する権利を有する（13条2項）。撮影、写真撮影、ビデオ録画、ラジオ、テレビ、インターネット情報通信ネットワークによる裁判の放送は、裁判所の許可を要する。

例外として、審理が非公開で実施される場合もある。具体的には、国家秘密に該当する情報を含む事件その他法令に定めがある場合や、法律で保護される商業上の秘密その他の秘密を保持する必要があること、国民の私生活に関する情報であること、その他の事情により公開の議論が事件の適切な審議に支障をきたすおそれがあることを理由として非公開とされる（13条3項）。

裁判所は、民事訴訟手続で扱えない事項、既に確定判決がある同一紛争、仲裁合意が有効に存在する場合などは申立てを受理しない（137条1項）。受理拒否の決定は理由付で5日以内に出される（137条2項）。

(3) 裁判所の構成は、原則として地方裁判所の第一審は特段の定めがない限り裁判官1名による単独審理³である（8条1項、17条1項）。他方、控訴審・上告審では3名の裁判官で審理される（8条2項及び3項、17条2項及び3項）。合議体における審理は多数決で決定し、裁判長は最後に投票する（18条1項）。なお反対意見の付記が認められている（18条2項）。

(4) 訴訟能力に関してみると、民事手続能力は原則として成人（18歳以上）及び法

³ なお裁判官の独立等に関しては、拙稿「キルギス基本法制について（1）～キルギス共和国の統治機構」（<https://www.moj.go.jp/content/001444242.pdf>）83頁から86頁を参照。

人に帰属する（39条1項）。

法廷代理人は、法的能力を有する個人であれば原則として誰でもなりえるが、未成年者、無資力者、裁判官等の特定職務者は代理人になれない（59条及び60条）。弁護士の権限は別途法律・代理契約で証明される（62条4項）。個人代理は公証された委任状で示す必要がある。法人代理は書面による委任状または役職に基づく権限証明で足りる（62条1項から4項）。裁判所提出時は原本または正当に認証された写しを提示する義務がある（62条6項）。

なお、後述するプレトリアル実施中または裁判中に誤った被告が指定されていると立証された場合、裁判所は原告の申立てで適切な被告に変更できる。交替後は準備を最初からやり直すこととされている（42条1項から3項）。

- (5) 原告から申立てを受けてこれを受理した場合、裁判官は裁判準備（以下「プレトリアル」という。）を行い、適時かつ正確な解決を確保するための措置（証拠収集、当事者構成の確定、和解の促進等）を指示する（150条及び151条）。

プレトリアルの実施は義務とされている（150条3項）。プレトリアルでは、重要事実の明確化、適用法の決定、参加者の確定、必要証拠の提示確保、和解の促進などの実施が想定されている（151条）。裁判官は当事者に手続上の権利義務を説明し、証人喚問手続、専門家選任、現地調査、保全措置の決定等を行う（153条）。テレビ会議等の参加手段を整えることも想定されている（153条13-1号）。また、原告は証拠を提出し、裁判所の援助が必要な証拠について申立てを行い、被告は異議申立書を裁判官の定める期限内に提出し、その写しを原告に送付する（152条）。

また、キルギス民訴法は予備審問の規定をおく。予備審問においては、当事者は証拠提出・弁論・申立てを行う。被告の承認や時効等の問題は予備審問で検討される（154条）。予備審問の結果、当事者の同意があれば直ちに本案審理に移行することが可能である（154条8項）。

- (6) 本案を含む証拠の提出は、当事者及びその他の訴訟参加者が提出する（66条1項）。証拠請求申立書には、証拠の特定、証拠が立証・反証する事情、所在等を示す必要がある（66条2項）。裁判所は便宜を考慮して証拠の受領を当事者に要請でき、証拠を所持する者は裁判所に直接提出するか、提示のために当事者に渡す義務がある（66条2項）。なお、提出不能の場合は理由を1週間以内に裁判所に通知する義務があり（66条3項）、通知を怠ると罰金が科され得る。併せて、証拠の提出義務者が当事者である場合に当該証拠を提出しない場合には、その情報は当該当事者に不利に扱われる（82条1項）。

裁判所は事件に関連する証拠のみを受理する（68条1項）。当事者が提出した証拠は事件資料に含まれる（68条3項）。法律上特定の証明手段が要求される場合は他の手段で代替できない（69条）。一般に周知の事情や既に確定した裁判の事実は立証を要しない（70条1項から3項）。当事者が相手方の争わない事実を

証明する必要はない（70条4項）。

- (7) 裁判所がすべての証拠を検討した後、裁判長は、当事者に追加資料の有無を確認した上、審理終了を宣言して弁論に進む（193条）。ここでは原告が先に弁論し、被告が続く（194条）。

なお、原告の取下げ、被告の承認、当事者間の和解は書面で提出され、裁判所はその結果を説明した上で訴訟手続きを終了する判決を出すことができる（175条1項から3項）。

キルギス民訴法には審理期間について具体的に規定をおき、原則として、民事事件は受理日から最長3か月で審議・解決される（準備期間含む）とされている。特定事件（復職、扶養、養子縁組等）は1か月、経済事件は2か月など短縮規定がある（157条）。

- (8) 判決に関しては、裁判長が書面で提示するとともに、裁判官全員の署名が必要とされる（201条）。判決が作成され署名された後、裁判長が法廷で判決を宣告する（197条1項）。裁判所は当事者の同意を得て判決主文（operative part）を公表できる（197条2項）。主文のみ公表した場合、裁判所は5日以内に理由付き判決を作成する義務を負う（197条3項）。

判決は、法廷で調べた証拠のみに基づいて行うこととされ（199条3項）、かつ理由付けを要する（199条1項）。判決が正当とされるためには、事案に重要な事実が証拠により裏付けられ、証拠能力・関連性・信用性の基準を満たすことが必要である（199条2項）。裁判所は判決にあたり、証拠の評価、立証された事実・立証されない事実の判断、当事者間の法的関係、適用すべき法令、請求を認容すべきか否か、その他法令の定める事項につき判断しなければならない（200条）。判決書は、日時、場所、裁判所名、裁判体構成、書記、当事者、代理人、請求等を記載する導入部、当事者の主張や反論等を記載する説明部、認定した事実と証拠、証拠採否の理由、適用法令、最高裁全体会議の解釈決議への言及などを記載する理由部、請求の認否、費用負担、上訴の手續・期限などを記載する主文から構成されている（202条）⁴。

判決との関連でいわゆる被告が裁判に欠席した際の取扱いについてみるに、被告が正当な理由なく出頭しなかった場合には欠席審理が可能とされている（234条1項）。また、複数被告の場合には、全員が出頭しないことを理由に欠席審理を行うことも可能である（234条3項）。ただし、原告が請求の変更・追加を行った場合には、欠席審理を実施することはできず（234条4項）、欠席審理は通常手続に従い、提出証拠等を基に判断し、欠席判決を下すこととされている（234条5項）。

⁴ なお、同条によれば、被告が請求を認めた場合には理由部を簡略化することを認めている。また、時効等による却下の場合にも却下事由を理由部に記載すれば足りる。加えて、離婚せしめる場合には導入部及び主文のみで足りる場合があるとされている。

(9) キルギス民訴法における外国人関与事件の規定についてみると、外国人（外国籍者、無国籍者、外国・国際組織等）は、キルギス共和国裁判所に訴えを提起でき、国内市民・法人と同等の訴訟上の権利義務を有する（380条）。外国人及び無国籍者の訴訟能力は本国法により決定される（381条）。外国法人の訴訟能力は設立国法により決される（382条）。

国際裁判管轄についてみると、外国人関与事件の管轄は、被告の居住地・財産の所在、契約履行地、損害発生地、離婚や扶養料請求など具体的事由に応じて認められる（383条）。ただし、不動産に関する権利、婚姻解消（両配偶者が国内居住の場合）、運送契約に関する事件は専属管轄とされている（384条）。合意管轄については一部許容するが、上記専属管轄事項については合意により変更することはできない（387条）。また、外国裁判所の判決が相互承認条約に基づき効力を有する場合、国内裁判所は訴えを受理せず、または訴訟を終了する（389条）。いわゆる主権免除に関して、キルギス民訴法は、外国国家は管轄権免除を有し、財産の差押えや強制執行は原則としてその国の同意が必要であるとさだめ、国際組織や外交代表者の免除も国際法・条約に基づくとされる（390条）。

国際送達及び国際証拠調べについては、外国裁判所からの嘱託（通知送達、証人尋問等）は国内裁判所が執行する。公序違反や権限外の場合は拒否できるとされ、条約がない場合は外交ルートを通じて行う⁵（391条）。

なお、外国人関与事件に関して外国法を適用する場合、裁判所は公式解釈・実務・学説に基づき内容を確定し、必要に応じて専門家や当局に照会する。確定できない場合は国内法を適用する（393条）。

第3 若干の検討

1 上記のとおり、キルギス民訴法においても、基本的には当事者主義を基本としている点、公開審理を原則としている点、提出される証拠の評価につき裁判所に裁量を与えている点、いわゆる公知の事実や当事者間に争いのない事実関係について立証を要しない点等について、日本の民事訴訟法と共通していると評価することができるように思われる。

2 他方、例えば、法廷代理の制度については、キルギスはいわゆる法曹有資格者以外のものが法廷代理人となれる仕組みとなっており、日本とは大きく異なっている。

また、裁判の公開という点についても、キルギス民訴法上、例えば、国家秘密に該当する情報を含む事件である場合や国民の私生活に関する情報を取り扱う場合には裁判を非公開とすることができると定めるなど、運用次第では容易に裁判を非公開にできる制度設計になっているように思われる。この点に関し、日本では、非公開という

⁵ なお、令和8年3月時点においてキルギスが国際送達に係る多国間条約に加盟しているという情報はないため、キルギスが個別に二国間での取極めをしている場合には、当該取極めにより、当該取極めがない場合には外交ルートによる送達実施となる。

手段ではなく、訴訟記録の閲覧制限という手段を用いる（日本民訴法92条）。

申立て受理の段階では、キルギス民訴法上、訴え提起の内容に民事訴訟手続で扱えない事項がある場合のほか、既に確定判決がある同一紛争、仲裁合意が有効に存在する場合などは申立てを受理しないとする。この点も日本とは異なり申立て不受理事由が広範となっている。日本の場合、訴状に形式的不備がなければ申立て自体は受理した上で、例えば確定判決のある同一紛争であるといった事情や仲裁合意が有効に存在するといった事情は、口頭弁論などで当事者に主張立証させたうえで当該事情が認められれば請求棄却とするのが通常の手続だと思われる。キルギス民訴法のように、仮に確定判決の有無や仲裁合意の存在が不受理事由であるとした場合、具体的な当事者からの主張が存在しない中で裁判所がこれらの事情をどのように覚知し、その真実性を判断するのかといった点は、裁判所の運用と併せて更なる調査を要するように思われる。

被告が訴訟において欠席した場合の取扱いについても日本とは若干異なっている。すなわち、キルギス民訴法には、当事者が争わない事実について立証を要しない旨の規定がある一方で擬制自白に関する規定は見当たらない。そのため、仮に被告が欠席であったとしても、裁判所は通常の手続を履践し出席している原告が提出した証拠を踏まえて判決を実施する必要がある。

裁判におけるプレトリアル手続についても、我が国の弁論準備手続や準備的口頭弁論とは異なり、その主催が義務とされている点が特徴的である。

また、プレトリアルで実施するとされている手続はその後続く審理のための準備的側面が強いが、予審においては証拠の提出や弁論も実施可能である。このように、予審手続において広範な訴訟行為が実施できるとすると、本案との区別が難しい。キルギス民訴法には、いわゆる最終弁論は本案での証拠調べ終了後に実施すると読めるため、少なくとも証拠調べの終了と最終弁論に関しては本案においてのみ実施可能であると考えられるが、いずれにしてもこの点は実際の実務においてどのような運用がなされているのか確認する余地がある。

加えて、証拠の提出という観点ではキルギス民訴法は裁判官に大きな権限を付与していると評価できる。すなわち、訴訟当事者か否かを問わず、当事者の申立て等によって理由があると裁判官が判断すれば、その証拠の提出につき期限を定めて求めることが可能となっている。そして、証拠所持者は仮に期限内に提出ができない場合にはその理由を裁判所に疎明する必要があり、加えて不提出の場合の罰則規定も規定されている。この点は日本の民事訴訟手続とは明らかに異なる点の1つであると考えられる。日本においても、一部文書提出命令に係る規定の中で文書不提出による一方当事者への不利な事実認定を許容し、刑事罰ではないものの過料の規定を置くなどしているが、これらの手続は文書に限定されているうえ、そもそも文書提出命令の要件もより詳細に規定されている。なお、キルギス民訴法においても、証拠所持者に対して証拠の提出を要請するよう裁判所に求める場合には、訴訟における当該証拠の必要性

等を明確にする必要がある旨規定されているため、当該手続の実際の利用状況というのは、実務上当該要件がどの程度厳格に運用されているのかによって異なるように思われる。

判決についてみると、判決書に記載すべき内容は日本の判決書と類似している。ただし、判決の公開という観点でみると、法文上複雑な規定となっている。キルギス民訴法では、裁判官は法廷において判決の言渡しを実施する旨規定するが（197条1項）、一方で、判決理由については、主文言渡しから5日を超えない範囲でその作成を延期することができ（198条4項）、また、判決書のうち主文（operative part）については当事者の同意を得て公表することができる（197条1項）。そして、主文（operative part）を公表した場合には、裁判官は公表してから5日以内に判決理由を作成する義務を負うとする（197条1項）。当事者は判決書の写し（理由が付されたもの）が交付される（214条1項）。原文を英訳した法律では、文脈上「言渡し」と読むのが整合的である部分と「公表」とするのが整合的である部分の双方に「announcement」という単語があてられていることなどから、正確にこれらの条文を読み解くことはキルギス語で書かれた原文を確認するほかないが、公表をあくまでも判決主文に限定していることからすれば、判決書の構成として判決理由は記載されることとなっているものの、裁判所としては判決の理由部分については公表することを要しないと読むこともできる⁶。そのうえ、そもそも判決理由部分の作成については主文言渡しから5日間延期が可能であると定めつつ、主文を公表した場合には当該時点から5日以内に理由を作成するとも定めており、かつ、これらが異なる条文で規定されているため、両条文の関係性が判然としない⁷。仮に、裁判所が法律にしたがって判決理由を作成しなかった場合、一応、理由の付された判決書は当事者に交付されることとなっているため、当事者がその不備を知りえる制度設計にはなっているものの、当事者（特に敗訴した当事者）が交付された判決文を詳細に検討するか不明であることに加え、キルギスにおいては弁護士など法律専門家以外の者が代理人になるため、理由がふされていないことを問題視しないという状況も考えられる。

最後に、外国法の適用に関してみると、キルギス民訴法では、仮に外国法を適用すべき場面において、その解釈や運用等が判然としない場合には国内法を適用としている。この点日本においては、外国法の適用にあたっては、当事者の主張立証事項であるとして、仮に当事者においてこの点の主張立証がなされなかった場合にはその請求を棄却する例がみられる⁸。外国法適用をどのように取り扱うかは各国の訴訟制度にユダ得られるところではあるものの、その解釈や運用が判然としない場合に国内法

⁶ なお判決主文の公表については、英訳上裁判所の権利（right）として定め、その対象を主文（operative part）としていることからすれば、そもそも裁判所には判決理由を公表する権利を有しないと解釈することも可能である。

⁷ 例えば判決理由について判決主文の言渡しから5日間その作成を延期できるという規定を素直に読めば、主文が公表されているか否かにかかわらず、裁判所は判決理由を言渡しから5日以内には作成しなければならないことになると思われるため、個別に別条文を設けて主文を公表した場合に5日以内に判決理由を作成する旨定める意義はないように考えられる。

⁸ たとえば東京地判令和2年2月25日判決。

の適用を認めるという運用は、当事者の予測可能性という観点からはなお検討の余地があるのではないと思われる。

- 3 以上見てきたところを整理すると、キルギスの民事訴訟手続においては、申立て受理段階において広範な不受理事由を定め、証拠収集に裁判所に相応の権限を認めつつ、プレトリアル手続を義務化するなど、運用次第では訴訟手続の効率化を図ることができる制度設計となっている。キルギス民訴法が具体的な訴訟審理期間（最長3か月）を定めていることも、効率化という観点から置かれている規定であると考えられる。

他方において、例えば広範な不受理事由にみられるとおり、当事者の権利救済に重点をおいた手続保障という観点では、なお検討の余地がある制度設計となっているように思われる。

加えて、上記のとおり、判決の言渡し及び公表に係る取扱いは、裁判結果の透明性の確保、ひいては裁判官の汚職防止という観点から非常に重要な要素であるところ、これらの規定が複雑なものとなっているため、上記のとおり判決理由を作成しないという事態を生じさせるものとなっている可能性がある。また、法律専門家以外のものが法廷代理人となることが可能であるため、判決理由の不備を当事者が適切に指摘できるか否かも判然とせず、その他判決理由の不備等を監督するような制度設計にもなっていない⁹ことなどからすると、判決文の取扱いについては、なおその実務の運用を詳細に検討する必要があるのではないかと考えられる¹⁰。

今後の法制度整備支援という観点からは、体系的な民事訴訟法自体は存在する以上、法律そのものに焦点を当てた支援を検討するよりは、民事訴訟手続の実務の運用に焦点を置いた支援が適切であろうと思われる。具体的には、法律上は効率的な訴訟遂行が可能であることを踏まえつつ、実務の運用においても、同様に効率的な訴訟遂行が行われているのか、仮に行われていないのであれば、こういった点が課題となっているのかといった点について意見交換することが考えられる。

また、判決の取扱いに関しては、その法律の規定の建付けとともに、判決理由の記載が適切になされているのか、また、より裁判結果の透明性を確保するための制度設計－特に理由付の判決文の公表などの導入などが考えられないのかといった観点から、現状の実務を検討するということも重要であろうと思われる。

第4 おわりに

以上3回にわたりキルギスの法制度について概観した。今後の法制度整備支援との

⁹ 今回の検討では上訴の手続を含んでいない。そのため、仮に判決理由の不備が上訴事由の1つとなっているのであれば、第1審裁判所における判決理由の記載を担保するものといえる。ただし、本文記載のとおり、いずれにしても法廷代理人が弁護士等の法律専門家に限定されていないことによる弊害は残る。

¹⁰ なお日本においても、判決文の公表は義務ではなく、通常、判決言渡し時においては主文の読み上げにとどまり、その理由は裁判所から判決文の謄本の交付を受け確認するのが通例である。その限りにおいては日本においても裁判の公表に係る制度設計は問題となりうるが、他方において、裁判所の裁量で判決文の公表するにあたり当事者の同意を必要としない点、代理人弁護士や裁判官において判決の有用性等を判断し法律雑誌への判決文掲載がなされる点である程度の透明性が確保されているとの評価はできると思われる。

関係でどのような支援の方向性が適切かに関しては既にそれぞれの項目で述べたとおりである。民事分野、それも基本法に限ってのことではあるが、キルギスの民法・民事訴訟法は、日本法との違いはあるものの、総じて体系的に編纂されており、基本的な事項に関しても網羅されていると評価できる。そのため、キルギスとの民事法分野の協力関係に関しては、現在の法体系を踏まえた実務の運用の調査及びそれに基づいた課題の抽出というのが重要になると考えられる。また、そのような実務の運用調査は、文献等の情報では捕捉することが極めて困難な分野であり、ICDの実施する研修などキルギスで実際に実務の運用を担っている者との意見交換などが強みを発揮することができる場所だと思われる。

本稿が今後のキルギスとの間の法制度整備支援になんらかの参考になれば幸いである。

国際機関における法制度整備支援の一事例

UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific (RCAP) Legal Expert

高橋一章

第1 はじめに

筆者は現在、韓国のインチョンに所在する UNCITRAL の地域事務所である UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific（通常同事務所は「RCAP」と略されるため、以下本稿もこれに従う。）に勤務している。

本稿は、一般的な UNCITRAL 及び UNCITRAL RCAP の活動について紹介する¹とともに、その一例として、本年3月3日及び翌4日にインドネシアにおいて実施された国際ナショナルセミナーについて紹介するものである²。

第2 UNCITRAL 及び UNCITRAL RCAP の役割

1 UNCITRAL

UNCITRAL（United Nations Commission on International Trade Law）は、1966年に国際取引法の統一と調和を目的として国連総会決議により設立された国連総会直属の機関である³。事務局はオーストリアのウィーンに所在している。

すべての国連加盟国で構成される国連総会とは異なり、UNCITRAL の構成国数は、審議を円滑に進めるために限定されている。構成国数についての変遷をみるに、当初29か国で構成されていたものの、1973年に36か国、2004年に60か国、2022年には70か国へと拡大している。構成国は6年間の任期で選出され、3年ごとにその半数の任期が満了する⁴。

UNCITRAL の活動は、条約及びモデル法の制定・改正に関するものと、制定した条約やモデル法の普及に関するものとに大別される。前者は Legislative Activities、後者は Non Legislative Activities と呼ばれる（以下、前者を「LA」、後者を「NLA」という）。UNCITRAL の活動は、年に1回実施される UNCITRAL 総会、作業部会、UNCITRAL 事務局、後述する RCAP がそれぞれの役割のもとで行っている。

活動の一連の流れを概観すると、構成国からなる UNCITRAL 総会において、UNCITRAL として実施すべき活動が議論され、その結果に基づき、総会から作業部会及び事務局に特定のテーマの活動の実施が付託される。作業部会及び事務局は、付託された活動を実施し、その結果を将来実施される総会において報告する。報告を受けた総会は、特にその結果が条約・モデル法の制定や改正に関するものである場合に

¹ なお本稿における UNCITRAL の役割に係る部分については、高嶋卓「UNCITRAL の紛争解決分野における作業の近時の動向」仲裁 ADR フォーラム Vol. 9 53頁以下を参照している。

² 本稿の意見にわたる部分は筆者個人の見解である。国連及び UNCITRAL の見解を反映しているものではない。

³ [https://docs.un.org/en/A/RES/2205\(XXI\)](https://docs.un.org/en/A/RES/2205(XXI)).

⁴ Frequently Asked Questions - Mandate and History | United Nations Commission on International Trade Law. なお、2022年の70か国への拡大の経緯については、前掲注1、54頁及び55頁を参照。

は、法的成果文書として採択するか否かを決する。

現在、作業部会は総会から付託されたテーマに基づき、第2作業部会が国際仲裁や国際調停といった紛争解決、第3作業部会が投資家対国家の紛争解決（Investor-States Dispute Settlements）、第4作業部会が電子商取引、第5作業部会が国際倒産、第6作業部会が貨物証券を取り扱っている⁵。それぞれの作業部会は、原則として年に2回実施される。

上記のとおり、UNCITRAL の活動内容は LA 及び NLA との双方があるが、主として作業部会が議論するのは LA - 新たな条約・モデル法の制定や既存の条約・モデル法の改正 - が中心となっている。UNCITRAL 事務局は、総会や作業部会の会議運営、総会や作業部会から付託・依頼された調査の実施、論点整理、法的成果文書の試案を内容とする作業文書の作成などを実施するとともに、NLA の活動を実施する。

NLA の活動としては、既存の条約・モデル法等（以下「テキスト」ともいう。）の普及が中心であるが、より具体的には、UNCITRAL のテキストが、国際貿易および国境を越えた商取引における法的障害に対処するため、国際売買や貨物輸送といった商取引に加え、国際決済、電子商取引、公共調達およびインフラ開発、担保権、中小企業、企業の倒産、ならびに仲裁や調停による商事紛争解決といった関連する法制度の側面を対象としたこれらのテキストをより多くの国や法域に採用してもらうべく、UNCITRAL 事務局において、主に、セミナーやワークショップなどを通じた認知向上及びテキスト採用の促進、法改革の必要性を評価するギャップ分析や立法起草支援などの各国への助言提供、法律実務家や司法関係者の研修などを通じたテキストの利用及び実施能力の強化といった支援を行っている⁶。

このような NLA の活動の補完的な支援ツールとして、UNCITRAL 事務局では「CLOUT」という各国が UNCITRAL のテキストに関して出している裁判例や決定などを公表しているデータベース⁷があるほか、インターネット上で UNCITRAL テキストに関する理解を促進するための e-Learning⁸を無料で提供している。

なお、NLA についても、その活動結果は総会時に報告し、今後の活動等につき総会において議論される。

2 UNCITRAL RCAP

UNCITRAL RCAP は、2012年1月に韓国インチョンにおいて開設された UNCITRAL 唯一の地域事務所である。設立の経緯は、2009年12月における国連総会において、UNCITRAL がそのテキストの採用及び利用に関する技術支援の提供を円滑にすることを目的として、各地域または特定の国に拠点を設置する可能性を

⁵ 第1作業部会は現在特定のテーマを取り扱っていないが、2024年当時は倉荷証券を扱っていた。なおそれぞれの作業部会の活動の詳細については、Working Documents | United Nations Commission on International Trade Law から各作業部会作成文書を確認することができる。

⁶ Technical Assistance and Coordination | United Nations Commission on International Trade Law.

⁷ Search CLOUT cases | United Nations Commission on International Trade Law.

⁸ Online Courses | United Nations Commission on International Trade Law.

検討するよう事務局に求めたことにある⁹。この要請に基づき、UNCITRAL 事務局は、国連加盟国に対して UNCITRAL 地域センター設置への関心の表明を呼びかけた結果、最終的に、2011年の UNCITRAL 総会において、韓国に UNCITRAL RCAP を設立することが承認され¹⁰、2012年1月に正式に開設された¹¹。

UNCITRAL RCAP の目的は、上記の設立経緯からも明らかなとおり、国際商取引における確実性の向上を図るため、特に UNCITRAL が策定した規範及び基準を普及させることにより、アジア太平洋地域における国際取引を促進すること、ワークショップやセミナーを通じて、UNCITRAL のテキストの採用及び統一的解釈に関して、各国に対し二国間および多国間の技術支援を提供すること、地域内において法改革プロジェクトに関する活動を行っている国際機関等との調整・協力活動を行うこと、当該地域の各国と UNCITRAL 事務局との間の連絡窓口として機能することにある¹²。

UNCITRAL RCAP の管轄はアジア及び太平洋地域となっているため、当該管轄内の NLA は RCAP において、その他の地域に関する NLA は UNCITRAL 事務局においてそれぞれ実施することとなっている。ただ、当然のことながら、アジア太平洋地域の NLA を RCAP と UNCITRAL 事務局が共同で実施したり、アジア太平洋地域以外の NLA につき RCAP が UNCITRAL 事務局をサポートしたりするなど相互に協力して実施することもある。

以下第3で紹介するインターナショナルセミナーは、RCAP の実施している NLA の1つの例であるが、RCAP は、外国や他の国際機関からの要請に応じてこのような支援を年間を通じて実施している¹³。

第3 インドネシアにおけるインターナショナルセミナー

1 本件インターナショナルセミナーの目的

UNCITRAL RCAP は、令和8年3月3日及び翌4日にインドネシア・ジャカルタで実施された国際倒産に関するセミナーに招待され、NLA の一環として筆者が登壇者として出席した。

3月3日に実施されたセミナーは、International Seminar on the Model Law on Cross-Border Insolvency (MCLBI) と題し、JICA、Asian Development Bank (ADB)、the Directorate General of legislation of the Ministry of Law of the Republic of Indonesia の共催で実施されたものである。翌4日に実施されたセミナーは、INTERNATIONAL SEMINAR: “CROSS-BORDER INSOLVENCY IN A GLOBALIZED ECONOMY:

⁹ <https://docs.un.org/en/A/RES/64/111>.

¹⁰ <https://docs.un.org/en/A/66/17>、52頁以下参照。

¹¹ なお、設立の経緯を紹介しているものとして、例えば、Hanjo Kim, “An Introduction to the UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific”, Korean Arbitration Review Issues 3 (2013), 66頁及び67頁がある。

¹² UNCITRAL Regional Centre for Asia and the Pacific | United Nations Commission on International Trade Law.

¹³ なお、2026年に実施される UNCITRAL 総会に提出予定の RCAP の2025年の活動報告は、<http://undocs.org/en/A/CN.9/1250/Add.2>を参照。

JUDICIAL PERSPECTIVES ON THE UNCITRAL MODEL LAW AND EMERGING CHALLENGES”と題し、JICA 及び ADB のほか、The Supreme Court of the Republic of Indonesia が共催したものである。

JICA は、日本法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）とともに、2002年からインドネシアにおける法制度整備支援を実施している¹⁴が、2026年からは、「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」を開始している。当該プロジェクトは、国際基準に沿った法制度整備と裁判所機能強化を通じ、投資促進と持続的成長に資するビジネス環境の改善を目指すものとなっている¹⁵。

本件セミナーは、インドネシア政府において UNCITRAL 国際倒産モデル法（以下「MLCBI」という。）に沿った形で国内倒産法の改正を検討しているところ、MLCBI への理解を深め、他のアジア諸国における事例から改正の在り方についての知見を得ることを目的に実施されたものである¹⁶。

2 本件セミナーの概要等

上記セミナーは2日間にわたり開催され、国際倒産という共通した議題ではあるものの、1日目は法令の起草を担当する政府関係者を対象とし、2日目は倒産手続に管轄権を有する裁判所の判事を対象として実施された。

2日間にわたったセミナーでは、筆者のほか、INSOL International の前 President である Scott Atkins 氏、長島・大野・常松法律事務所の弁護士である鐘ヶ江洋祐氏、韓国の裁判官である You Jung Hwa 氏、インドネシア最高裁判事である Dr. Nani Indrawati, S.H., M.H. 氏が登壇した。

Scott Atkins 氏からは、国境を越えた倒産に関する UNCITRAL モデル法を採用することにより、透明性、予測可能性、及び法的確実性が向上し、これらがインドネシアへの外国投資を呼び込む上で極めて重要であることが強調された。また、モデル法は、協力、アクセス、外国倒産手続の承認に関する明確かつ統一的な枠組みを提供することで、経済の安定を支え、投資家が財務リスクをより正確に評価することを可能にすること、加えて、現在までに MLCBI が広く採用されていることは、国際的な導入の勢いを示しており、多国籍企業の倒産において調整の欠如から生じる資産価値の毀損リスクを低減するとされていることなどの知見が共有された。

筆者からは、MLCBI は、各国に実体的な倒産法の統一を求めることなく、国境を越えた倒産手続に関する予測可能な協力枠組みを確立するものであり、その構造は「アクセス」「承認」「救済」「協力」「調整」という5つの主要な要素から構成され、それぞれが外国手続と国内制度の関係を規律する中核的なメカニズムを定めているこ

¹⁴ インドネシアに対する支援の経緯、調査結果等は、https://www.moj.go.jp/housouken/houso_houkoku_indonesia.html にまとめられている。また、<https://www.jica.go.jp/activities/issues/governance/portal/indonesia/index.html> にもこれまでの活動実績がまとめられている。

¹⁵ https://www.jica.go.jp/overseas/indonesia/information/press/2025/1578092_57971.html

¹⁶ なお MLCBI については、<https://uncitral.un.org/sites/default/files/media-documents/uncitral/en/1997-model-law-insol-2013-guide-enactment-e.pdf> においてみることができる。

とを説明したうえで、MLCBIの中核となる基本概念についてのそれぞれの考え方を共有した。

鐘ヶ江洋祐氏、You Jung Hwa 氏、Dr. Nani Indrawati, S.H., M.H. 氏からは、それぞれ、日本、韓国、インドネシアの国際倒産における実務の紹介がされた。日本及び韓国はいずれも MLCBI をそれぞれの国内法に採用しているところであり、日本においては、2016年の国際倒産事案において、日本の裁判所が迅速に外国手続きを承認し、即座に停止命令を命じることで資産保全と国際協調を実現した例が紹介され、韓国からも MLCBI を採用後、韓国において当該手続きに関するガイドラインを策定するなどして裁判官としての制度利用を円滑にしていることなどといった具体的な手法が紹介された。Dr. Nani Indrawati, S.H., M.H 氏は、インドネシアにおいて MLCBI に準拠した国内法の必要性を述べるとともに、そのために裁判官を含むより多くの実務家が MLCBI の理解を深めることの重要性について説明した。

2日間のセミナーではいずれも参加者から多くの質問がなされるなど非常に円滑かつ活発な議論が行われた。これは、INSOL や UNCITRAL などといった国際機関として考えるモデル法採用の意義という側面と、すでに採用している国の個別具体的な対応という側面の双方を1つの機会で理解することができたことが大きな要因だったのではないかと考えている。

UNCITRAL として用意しているモデル法は構成国のコンセンサスによって成立したものであるが、他方で、モデル法それ自体に何ら法的拘束力があるわけではない。したがって、それぞれの国内法において採用ないし参照されることが必要不可欠であり、本件のようなセミナーなどによって UNCITRAL のテキストを多くの関係者に認識・理解してもらい、それぞれの国内で採用に向けた活発な議論が行われることは非常に意義のあることである。その意味において、本セミナーを主催し、このようなプログラムをアレンジしていただいた JICA をはじめ、インドネシア法務省、インドネシア最高裁判所、ADB に感謝の意を表する次第である。

第4 おわりに

本稿では、UNCITRAL 及び UNCITRAL RCAP の活動等について紹介し、NLA の1つの例としてインドネシアのインターナショナルセミナーを挙げた。

UNCITRAL 及び UNCITRAL RCAP の実施する NLA としての支援は、構成国のコンセンサスを得て制定された条約やモデル法が出発点であり、これらを各国に採用してもらうというアプローチとなるため、JICA 及び ICD の行う法制度整備支援－特にその特徴として挙げられるいわゆる寄り添い型支援－とは相応に異なる。それでも、インドネシアのインターナショナルセミナーのように、支援対象国のニーズの1つとして UNCITRAL のモデル法に準拠したものにしたいといったものや、その国における法律制定・改正の方向性を決める1つの選択肢となり得るか否かを見極めるために UNCITRAL のテキストを理解したいなどといった要望があった場合など、今後も協

力していく余地は十分にあり得るのではないかと考えている。

本稿によって、UNCITRAL 及び UNCITRAL RCAP の活動を少しでも具体的にイメージしていただけたなら幸いである。

活動報告

【国際研修・共同研究】

令和7年度モンゴル共同研究

国際協力部教官

奥 大 樹

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2026年1月14日から同月22日までの日程（移動日を含む）で、モンゴル国（以下「モンゴル」という。）の法律関係者を招へいし、商法、会社法、民法、民事訴訟法をテーマとした令和7年度共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。詳細な日程は別添のとおりである（別添1は日程表、別添2は参加者名簿）。ここでは、本共同研究の実施に至った経緯や実施状況等について報告する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 本共同研究の実施に至る経緯等

当部は、2000年代以降、モンゴルに対する法制度整備支援を継続的に実施している。支援を開始した当初は、モンゴルにおける調停制度の強化等に向けた支援を中心に行っていたが、2017年にモンゴルから商法制定に関する支援要請を受けて以降は、同国のビジネス環境整備の観点から、同国における商法制定に向けた支援を中心に据えている。それ以降、当部は、モンゴルの法務・内務省を主なカウンターパートとしながら、モンゴルの法律実務家や学者を日本に招へいして共同研究を実施してきたほか、当部教官等がモンゴルに渡航して行う現地セミナーやオンラインセミナー等を実施してきた。

こうした支援も後押しし、2025年5月、日本の国会に当たる国家大会議に商法草案が提出された。本共同研究は、こうした状況下、近く商法典が成立することを見据え、制定後に商法が円滑に運用されるよう、商法のコンメンタールの作成手法に関する知見を提供するとともに、モンゴル側の要望に基づき、モンゴルにおいて商法と同様に改正が検討されている会社法と民事訴訟法の各改正に向けた知見を提供することを目的に実施されたものである。

なお、国家大会議に提出された前記商法草案は、本共同研究の実施直前の2025年12月に差戻しとなってしまったが、草案を修正した上で再度国家大会議に提出予定とのことであり、本共同研究では商法草案の審議状況に関する情報収集も行った。

また、現在、モンゴル国内では、民法の全面的な見直しが検討されており、2025年6月、モンゴルの国家大会議の法務常任委員会から日本に対し、民法改正

についての支援要請があった。同支援要請を受け、今後、独立行政法人国際協力機構（JICA）の支援枠組みにより民法改正支援が実施される予定であるところ、本共同研究では、民法改正に関するモンゴル国内での議論状況に関するモンゴル側からの発表のセッションも設け、同議論状況について日本側が情報収集することも目的とした。

第3 共同研究の実施状況

本共同研究では以下のとおりの講義や協議を実施した。

1 商法コンメンタール作成手法に関する講義

九州大学の徳本穰教授から、商法コンメンタールの作成手法に関する講義をいただいた。

同講義では、コンメンタールに記載されることが多い事項として、条文、その趣旨、意義、改正の経緯、論点の紹介、解説、関連する法制度、裁判例の紹介等が記載されることが多いとの説明があったほか、商法に関連して比較的論点の多い「名板貸し」を例にして、実際のコンメンタールにどのような構成でどのような内容が記載されるかについての解説がなされた。

同講義は実際にコンメンタールを作成するにあたって非常に実践的な内容であり、研究員たちは講義の内容を真剣に聞いている様子であった。



【徳本教授による講義の様子】

2 日本の民事訴訟手続に関する講義

当部の佐々木康平教官から、日本の民事訴訟全般についての講義を実施した。

同講義では、最高裁判所を頂点とする日本の裁判所の組織に関する説明や裁判官のキャリア形成に関する説明、日本の民事訴訟の手続や進行等について、基本的な説明が行われた。具体的には、民事訴訟における争点整理のやり方や工夫、判決書の機能や目的、和解の活用方法等について、実務経験豊富な裁判官の立場から講義を行った。同講義は、日本の民事訴訟制度の基本的な事項を理解してもらうことで、その後続く東京地方裁判所民事部への訪問をより充実したものにする 것을 目的として実施したものであったが、研究員からは日本の民事訴訟制度や争点整理に関する質問が相次ぎ、日本の民事訴訟に対する研究員の関心の高さが実感された。



【佐々木教官による講義の様子】

3 東京地方裁判所民事部への訪問

東京地方裁判所民事部を訪問し、同裁判所の施設見学を行うとともに、モンゴル側の関心事項である民事訴訟の迅速化やデジタル化に関する説明を実施していただいた。

施設見学では、実際に東京地方裁判所民事部の法廷を見学させていただき、オンラインによる口頭弁論や弁論準備手続を行うために必要な設備等を見学させていただいた。研究員たちは同設備に関する裁判官からの説明に熱心に耳を傾けている様子であった。

その後、東京地方裁判所民事部の裁判官から民事訴訟の迅速化とデジタル化に関する取組みに関する説明をいただいたところ、モンゴル側からは積極的に質問がなされ、この分野に関する関心の高さがうかがわれた。民事訴訟の迅速化とデジタル化はモンゴルにおいても重要な課題であり、モンゴル側にとって非常に有益な訪問になったと思料される。

4 民事訴訟における保全手続に関する講義

当部の樋口瑠惟教官（当時、現東京地方裁判所判事補）から、日本の民事訴訟における保全手続に関して講義を実施した。

民事保全手続はモンゴル側において関心の高いテーマの1つであったことから本講義が設定されたところ、同講義では、民事保全の種類、要件、立証方法、手続の流れや実務等、基本的かつ実践的な内容が網羅的に説明された。講義の内容として、民事保全の基本的な事項を中心に説明しているため、研究員にとっても理解しやすい内容になっていた上、架空の事例に基づく事例問題も講義の内容に含まれていたことから、研究員にとって理解しやすい内容になっていたと思料される。



【樋口教官による講義の様子】

5 会社法上の諸論点に関する講義

九州大学の徳本穰教授から、会社法上の諸論点に関する講義をいただいた。同講義は、モンゴル側で会社法の改正が検討されていることを踏まえて実施された

ものであるところ、モンゴル側の関心が高い、日本の会社法の総論的特徴、募集株式の発行等の日本の企業金融、敵対的企業買収等の株主間紛争、会社法上の差止め等の仮処分といった各事項をテーマとして講義を実施していただいた。同講義の内容としては、日本の法律における会社の意義といった基本的な事項から企業金融や株主間紛争といった高度かつ専門的な事項まで扱っていただいた上、実際の裁判例にも触れながら講義をいただいた。そのため、内容として非常に充実したものになっており、研究員も熱心に講義を聞いている様子であった。

6 モンゴル側の発表

モンゴル国立大学法学部准教授であるトゥメンジャルガル・メンドサイハン氏から、モンゴルにおける民法改正に関する議論状況や商法草案の審議状況等について発表をしていただいた。

同発表の中では、モンゴル民法の歴史や構成についての説明がなされたほか、現在、民法典の全面的な見直しが検討されている状況にある旨の説明がなされた。このうち、民法典内に規律された商取引関係の規定に関連する問題点として、実務における適用が少ないこと、民法に商取引法の基本原則が明確に規定されていないため、商取引的規律の目的や適用状況が明確でないこと、事業者の法的地位や事業活動の概念が不明確であるため、商取引的規律の適用場面や範囲に疑義が生じていること、民法に規定された商取引的規律の文言や用語から、その特有の趣旨や意味内容を確定するのが困難であること、商取引紛争を専門的に審理する裁判体制が存在しないこと、事業者のみならず法律家や裁判官においてもこれらの特則の起源、意味及び効果を十分に理解していないことといった問題が存在するとの説明があった。

同発表の中では民法に関連して商法草案に関する説明もあったところ、商法草案が差戻しになった理由として、民法と新商法との整合性が十分に確保されていないため、現行民法に対する改正を同時に行う必要があるにもかかわらず、その検討が不十分であったことから、最高裁判所の意見を踏まえて法務・内務大臣が同法案を撤回したとの説明があった。

このように、民法と商法の規定は相互に関係するものであり、発表者の意見としては、商法を制定するとともに民法についても見直しが必要であるとの意見であった。

この点につき、筆者の意見としても、現状、モンゴルの民法には日本の商法で規律されている商取引的な行為が規定されていることから、商法が制定後に適切に運用されるためには民法との整合性を保つことが極めて重要と思料される。それゆえ、当部が今後モンゴルの商法制定を適切に支援するためには、商法のみならず民法の規定にも留意し、民法の規定をよく分析した上で支援を実施することがより一層重要であると思料された。



【メンドサイハン准教授による講義の様子】

7 今後の協力関係に関する協議

モンゴル研究員との間で、今後の協力関係についての協議を実施した。

モンゴル側からは、今後も商法制定に向けた支援を続けてほしい旨が表明され、商法のほか、今回の共同研究でも扱った会社法や民事訴訟法といった分野についても、引き続き共同研究で扱ってほしい旨が示された。

全体として、モンゴル側の日本の支援に対する強い期待と信頼が感じられる協議となった。

第4 所感、今後の展望

本共同研究は、モンゴルの商法制定を見据えて実施されたものであったが、モンゴル側の発表等を通じ、モンゴルにおける商法制定に向けた現状と民法改正に関する議論状況等について日本側が情報収集することもでき、日本とモンゴルの両国にとって非常に有意義な共同研究となった。

当部としては今後もモンゴルの商法制定に関する支援を継続していく意向であるが、これと並行し、同国の民法改正に関しても支援を検討しているところである。本共同研究におけるモンゴル側の発表でもあったとおり、検討に当たっては、商法の規定と民法の規定との間の整合性を保つことが非常に重要であると思料され、かかる整合性が十分に検討されないまま各法典が制定、改正されてしまえば、その運用や解釈において重大な問題が生じ、両法律が適切に運用されない事態に陥ってしまうのは明

らかである。そこで、今後のモンゴルの商法制定に向けた支援に当たっては、商法の規定と併せて民法の規定も十分に検討することが肝要であり、民法改正支援を実施するにあたっては、同様の視点を持って支援内容を検討すべきである。商法制定支援と民法改正支援のいずれについても、今後の具体的な支援内容は今後検討していくこととなるが、前記視点を持って支援に取り組み、より質の高い支援を実施したい。



【修了式の様子】

令和7年度モンゴル共同研究日程表
【令和8（2026）年1月14日（水）～1月22日（木）（移動日を含む。）】
（奥教官、樋口教官、高橋専門官）

月日	曜日	午前		休憩等	午後		備考	
1 ／ 14	水	【入国】 08:55 ウランバートル発→14:30 成田着 [OM501]						ホテル泊
1 ／ 15	木	11:00 国際協力部オリエンテーション 赤れんが		12:00	14:00 【講義・意見交換】 「商法コンメンタル作成の手法～商法総則を題材に」 徳本穰 九州大学教授 赤れんが		17:00 ホテル泊	
1 ／ 16	金	9:30 【講義・意見交換】 「日本の民事訴訟手続の基礎」 ICD教官 佐々木康平 赤れんが		11:30 12:00 法務副大臣 表敬訪問 法務省	12:30 14:00 所長主催意見交換会 集合写真撮影 京都二条苑・赤れんが	15:00 17:00 【訪問・講義・意見交換】 「民事訴訟の迅速化のための工夫及び電子化について」 東京地方裁判所民事部裁判官 東京地方裁判所	ホテル泊	
1 ／ 17	土	休務日						ホテル泊
1 ／ 18	日	休務日						ホテル泊
1 ／ 19	月	10:00 【講義・意見交換】 「民事訴訟における保全手続」 ICD教官 樋口瑠惟 赤れんが		12:00	14:00 【講義・意見交換】 「会社法上の諸論点①（企業の金融制度、株主間紛争、仮処分）」 徳本穰 九州大学教授 赤れんが		17:00 ホテル泊	
1 ／ 20	火	10:00 【講義・意見交換】 「会社法上の諸論点②（企業の金融制度、株主間紛争、仮処分）」 徳本穰 九州大学教授 赤れんが		12:00	14:00 【モンゴル側発表】 「モンゴル民法改正に向けた議論の状況」 赤れんが		15:00 ホテル泊	
1 ／ 21	水	10:00 【協議・総括質疑】 「今後の協力活動について」 ICD教官 奥大樹、樋口瑠惟 赤れんが		12:00	14:00 修了式 赤れんが		14:30 ホテル泊	
1 ／ 22	木	【出国】 15:30 成田発→20:35 ウランバートル着[OM502]						

令和7年度モンゴル共同研究 研修参加者名簿

1	グルラグチャー アルタンチメグ
	Ms. Gurragchaa Altanchimeg
	最高裁判所民事部判事長
2	エネビシ ゾルザヤ
	Ms. Enebish Zolzaya
	最高裁判所判事
3	ネルグイ パチメグ
	Ms. Nergui Batchimeg
	最高裁判所判事
4	バトスレン ウンダラフ
	Ms. Batsuren Undrakh
	最高裁判所判事
5	プレブジャフ サインソリグ
	Mr. Purevjav Sainzorig
	国家大会議議員
6	バトボルド アマルサナー
	Mr. Batbold Amarsanaa
	モンゴル国立大学法学部長・教授
7	ビャンバジャバ ウランバートル
	Mr. Byambajav Ulaanbaatar
	モンゴル国立大学法学部准教授
8	トウメンジャルガル メンドサイハン
	Mr. Tumenjargal Mendsaikhan
	モンゴル国立大学法学部准教授
9	サランゲレル バトバヤル
	Mr. Sarangerel Batbayar
	モンゴル国立大学法学部上席講師
10	ニヤムスレン ノロブサンボー
	Mr. Nyamsuren Norovsambuu
	モンゴル国立大学講師
11	バトエルデネ ブヤンヒシグ
	Ms. Bat-erdene Buyankhishig
	モンゴル国立大学法学部准教授
12	ナルマンダハ ジャミンフー
	Mr. Narmandakh Jamiyankhuu
	モンゴル国立法律研究所長
13	ガンホヤグ ダワーニヤム
	Mr. Gankhuyag Davaanyam
	モンゴル国立大学法学部准教授・モンゴル法曹協会会員
14	ザグドスレン スフバートル
	Mr. Zagdsuren Sukhbaatar
	モンゴル弁護士会・弁護士
15	ガンプレブ ツァガーンバヤル
	Mr. Ganpurev Tsagaanbayar
	モンゴル弁護士会・弁護士

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 奥大樹 (Mr. OKU Daiki)

教官 / Professor 樋口環惟 (Mr. HIQUCHI Rui)

国際専門官 / Administrative Staff 高橋尚吾 (Mr. TAKAHASHI Shogo)

令和7年度ウズベキスタン本邦研修

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

樋口 瑠 惟

第1 はじめに

JICA（独立行政法人国際協力機構）ウズベキスタン国別研修「自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化」に関し、令和8年2月17日（火）から同月26日（木）まで（移動日を含む。）、ウズベキスタンから10名の研修員を日本に招き、令和7年度ウズベキスタン本邦研修（以下「本研修」という。）を実施した。

本稿では、本研修に至るまでのJICAウズベキスタン国別研修の経緯について概観した後、本研修の概要を紹介する。本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 本研修に至る経緯及び本研修の目的

- 1 ウズベキスタン政府は、「政府開発戦略2017－2021」における第2の柱として法の支配の強化及び司法制度改革を掲げ、同戦略の下で、司法の独立、市民の権利保護、法制度の改善、司法サービスの向上等の幅広い改革を実施し、これに引き続く政府戦略である「2022年から2026年までの新しいウズベキスタン発展戦略」においても、法執行機関の活動の改善や、起業家及び所有者の権利保護のための司法制度改革を優先課題として掲げている。しかしながら一方で、ウズベキスタンは、旧ソ連型の社会主義的計画経済体制から資本主義的自由市場経済体制への移行の途上にあるところ、これに伴う急激な改革に対応した制度・運用の変化に人材育成が追いついていない状況にもあった¹。

このような実情を踏まえ、JICAは、令和2年4月から令和5年3月にかけて、国別研修「権利の保護と経済の自由化のための司法能力の強化」（以下「前国別研修」という。）を実施し、当部はこれに全面的に協力してきた。前国別研修の下では、二本松利忠先生（御池法律事務所弁護士、元大阪地方裁判所長・元最高裁判所事務総局家庭局長）及び大川謙蔵先生（摂南大学准教授）に多大な御支援をいただきながら、合計3回の本邦研修が実施された（第1回：令和3年6月8日、14日、15日及び22日。第2回：令和4年3月10日及び11日。令和5年3月27日及び28日。新型コロナウイルスの影響により、いずれもオンラインセミナー形式で実施された。）。前国別研修の下で取り扱われたテーマは、民法に関し、契約法（取引の安

¹ ウズベキスタンの司法制度改革の詳細及び民事訴訟制度の概況について、黒木宏太「ウズベキスタンにおける法整備支援（行政法、民事訴訟、犯罪白書）～司法制度改革とオンラインの活用という観点から～」ICD NEWS第85号（2020年12月号）91頁以下を参照されたい。

全、第三者保護)、電子契約、民事訴訟法に関し、日本の民事訴訟手続、書証による事実認定、ADR及びODRなどであった²。

- 2 そして、ウズベキスタン側の更なる要請を踏まえ、令和5年4月から令和8年3月までの3年間、JICAによる後継の国別研修「自由市場経済システムにおける権利の保護を強化するための司法能力強化」(以下「現行の国別研修」という。)が実施されることとなり、当部も引き続きこれに全面的に協力することとした。

現行の国別研修においては、民法及び民事訴訟法が私的自治の基本原則に基づいて適正に運用されるための司法能力強化が目的とされた。また、国別研修のカウンターパート機関であり、大統領直轄の組織である立法・法律政策研究所(Institute of Legislation and Legal Policy under the President of the Republic of Uzbekistan)(以下「ILLP」という。)は、自由市場経済及びこれを支える私人の権利保護を実現する法制の導入を目的としたウズベキスタン民法改正法案を検討しており、現行の国別研修では、民法改正の参考になる知見を提供する支援も実施することとした。

現行の国別研修の下では、前国別研修に引き続き、二本松先生及び大川先生に継続的に多大な御支援をいただきながら、令和5年12月10日から同月20日までの間に令和5年度本邦研修が、令和7年2月24日から同年3月5日までの間に令和6年度本邦研修が、前国別研修下とは異なり本邦への招へい形式で、それぞれ実施された(これらの各本邦研修については、ICD NEWSに記事が掲載されていないが、各本邦研修の日程表(講義内容等)及び参加者名簿については、本稿の別添1ないし4を参照されたい)。

- 3 ILLPは、近時に民法改正法案を完成させる予定であるところ、今年度も、改めて、民法改正法案の作成に有益な知見を、日本の有識者から集中的にインプットするため、本研修を実施することとした。

本研修で取り上げるトピックについては、今年度は、年度当初からILLPとの間で協議を開始し、令和7年12月下旬には当部部長及び教官陣が現地に出張して直接協議を実施した上で決定した。具体的には、①デジタル・プラットフォームと法的規制の関係についての知見を得ること、②不法行為法における非財産権保護の実際についての知見を得ること、③日本における抵触法(取り分け準拠法選択)の近時の議論状況に関する知見を提供すること、④生成AIと著作権法の関係についての日本の議論状況等に関する知見を提供すること、⑤行政機関の民事法上の地位や活動について

² 前国別研修の下における各本邦研修については、以下の各記事を参照されたい。

・第1回本邦研修：黒木宏太「ウズベキスタン第1回本邦研修(オンライン)－契約法、法の解釈について－」ICD NEWS第88号(2021年9月号)180頁以下
・第2回本邦研修：黒木宏太「ウズベキスタン第2回本邦研修(オンライン)－契約及び電子契約の諸問題、書証と事実認定について－」ICD NEWS第91号(2022年6月号)96頁以下
・第3回本邦研修：坂本達也「ウズベキスタン民事法オンラインセミナー－調停制度、取引における第三者の権利保護制度、改正民法の諸問題－」ICD NEWS第96号(2023年9月号)161頁以下

の知見を得ること等を、本研修の目的とした。また、⑥過去の本邦研修を踏まえたウズベキスタン民法改正の議論の現状について、研修参加者に発表してもらい、日本側講師等と意見交換を実施することも目的とした。

本研修の日程は、別添5のとおりであり、本研修の参加者は別添6のとおりである。

第3 研修の内容（以下は前記第2の3記載の①ないし⑤の順に記載する。）

1 デジタル・プラットフォームの法的規制について

本テーマについては、今年度も二本松先生に講師をお務めいただき、日本におけるデジタル・プラットフォーム（DPF）の法的規制についての御講義をいただいた。

DPFが関連する法制度は多岐にわたるが、二本松先生による御講義は、それらを網羅的かつ詳細にカバーする、豊富な内容を持つものであった。講義では、まず、消費者保護法の視点からこれを取り上げ、特に電子商取引に固有の問題に関し、電子消費者契約法の紹介もいただいた。次に、DPFを利用した取引において、DPFの提供者及び利用者の間の法律関係について議論が行われた。この点について、日本の場合は、DPF提供者の責任についても、特別法があるわけではなく、一般的な債務不履行や不法行為の規定により規律されるが、ウズベキスタンにおいても同様に扱われ得るかについて、多くの議論があった。その他、インターネットオークションを巡る法的問題、インターネット上の権利侵害への対策、DPFにおける個人情報の保護、DPF関連紛争の解決手法としてのADRなど、多種多様なテーマについて、講義と意見交換が実施された。

2 不法行為法における非財産権の保護について

本テーマについては、今年度も大川先生に講師をお務めいただき、日本の不法行為法における財産権以外の権利の保護について御講義をいただくとともに、ウズベキスタン法についての議論を実施していただいた。

大川先生の御講義は、ウズベキスタン側との双方向的な意見交換を重視される、充実した対話形式であった。まず、ウズベキスタン民法における、損害賠償一般について定めた規定（14条1項）と各論の規定（324条1項、985条）の関係について、ウズベキスタン側の意見を聞いた上で、一般法と特別法の関係について説明があった。また、日本民法709条の「権利又は法律上保護される利益」要件を取り上げ、特にウズベキスタン側の関心が深い、非物質的な利益（名誉や身体の利益）について議論が実施された。具体的には、名誉毀損（法人の名誉毀損、死者の名誉毀損等）やプライバシー権、肖像権等についての日本の考え方について講義が実施され、ウズベキスタン法の下における考え方について意見交換が実施された。

3 抵触法（準拠法選択）について

本テーマについては、寺村信道先生（慶應義塾大学大学院法務研究科准教授）に講師をお務めいただき、日本の法の適用に関する通則法について、特に契約の準拠法決定と不法行為の準拠法決定を取り上げて、ウズベキスタン民法典中の国際私法に関する規定との比較をしつつ、御講義をいただいた。また、当事者自治の原則と準拠法選択の関係や、裁判所における外国法令の調査及び適用の考え方、抵触法の国際的な統一化の試み等についても、解説をいただいた。

4 生成A I と著作権について

本テーマについては、平井佑希先生（桜坂法律事務所弁護士）から、A I と著作権の問題を、A I モデル構築のために著作権を利用する場合、A I モデルを利用して著作権侵害が発生した場合及びA I モデルを利用して作品が生まれた場合の3つに切り分けて、講義及び意見交換を実施していただいた。意見交換の中では、そもそも日本の著作権法の基本的な構造や、著作物の類否、著作権侵害があった場合の損害賠償の範囲等の典型的な論点についての質問、A I の法律事務への活用に関する質問等が多く出され、平井先生からは、それらの基礎的な事項についても丁寧な応答をいただいた。

5 行政機関の民事法上の地位及び活動について

本テーマについては、以下の2つの活動を実施した。

第1に、松本未希子先生（名古屋経済大学法学部准教授）に講師をお務めいただき、行政機関の民事法上の地位について、日本法の基本的な考え方の御説明をしていただいた。この点は、国有財産と私有財産を性質が異なる財産権（所有権）として考えるウズベキスタン民法と、日本法の発想が大きく異なるところ、日本では、財産権（所有権）の概念は1つであり、所有者が国家であろうと私有であろうと原則は変わらないこと、法律に特別の定めがない限り、国有財産と私有財産の取り扱い是不変なこと等から丁寧に御説明をいただいた。また、講義のテーマに関連して、国家賠償法や民営化についても補足して御説明をいただいた。研修参加者からは、土地収用の可否や外国資本による不動産購入の可否等、多岐にわたる質問が出された。

第2に、法務省訟務局（田辺暁志訟務企画課長及び下道良太局付（元当部教官））から、日本における訟務の役割について、御講義をいただいた。まず、日本の法務省の訟務局の組織構造、職員構成等や業務の3つの柱（訴訟追行、予防司法支援、国際裁判支援対策）の概要について御紹介いただき、訟務事務を統一的かつ一元的に処理する専門的組織としての訟務制度の意義について御説明いただいた。また、訟務局の取組の一つである予防司法支援については、その具体的なプロセスについて、より詳細な御紹介をいただいた。

6 ウズベキスタン側発表について

今回の研修においては、単に日本側講師等から知見を提供するにとどまらず、過去の本邦研修における知見提供を踏まえ、ウズベキスタンにおける民法改正法案の検討状況の現状がどのようなになっているかについて、研修参加者から発表を実施していただくこととした。

発表のテーマは、「精神的損害の賠償」、「相続」及び「取引の第三者保護」であり、これらはいずれも、前国別研修及び現行の国別研修下における過去5回にわたる本邦研修において、二本松弁護士及び大川准教授等にテーマとして扱っていただいたものである。

今回の発表では、過去の本邦研修での知見提供を踏まえ、例えば相続の熟慮期間や表見代理など、日本法の中の参考になる要素をウズベキスタンの民法改正法案に反映させたいという旨の内容を含んでいた。発表中に研修参加者から触れられた日本法の内容についても、（一部不正確な部分はあったものの）日本法を理解したものとなっていた。

第4 おわりに

本研修の目的であった前記第2の3記載の①ないし⑤については、前記第3に記載の各活動により、いずれも達成されたといえる。

特に、本研修においても過去の本邦研修と同様に、二本松先生及び大川先生から、多大な御協力をいただいた。ウズベキスタン側により実施された発表は、過去の本邦研修において二本松先生及び大川先生等から知見を提供したテーマによるものであったが、研修参加者は、それらの日本法の知見を踏まえつつどのように自国法を発展改善していくか、熱心な議論を繰り広げており、本研修において日本の知見の提供を受けることへの強い意欲を感じ取ることができるものであった。これらのことからすると、過去の本邦研修の成果が着実に民法改正の議論に寄与していると言えるほか、今回の研修で提供した知見もウズベキスタン国内で、何らかの形で適切に共有されることが期待される。

ウズベキスタン民法改正法案の検討状況については、研修参加者からの口頭聞き取りによるため不正確をはらむかもしれないが、概ね以下のとおりとのことである。すなわち、民法改正は、2019年から議論され、2022年に民法改正法案（全1284条からなるもの）が司法省から提出されて、公開された。その後、2023年のウズベキスタン憲法改正に伴い、それに沿った改正を検討する必要性が生じ、上記民法改正法案をILLPにおいて再検討することとなった。令和8年2月現在、ILLPでは各省からの意見を聴取中であり、同年5月末までに法案として再提出予定である。日本側としても、今後ともこのようなウズベキスタン側の動向に良く注意を払い、前国別研修及び現行の国別研修による支援成果がどのような形で結晶化するか、注視する必要がある。

現行の国別研修は、終期を令和8年3月としており、本研修は現行の国別研修における最後の本邦研修である。もっとも、I L L Pからは、J I C Aに対し、継続的な支援要請があり、本稿執筆時である令和8年2月現在、同年4月以降には、後継の国別研修「自由市場経済における民法適用の一貫性と透明性を確保する司法能力の強化」（仮題）が、3年間の期間で実施される見込みである。当部としても、引き続き関係者と協力しながら、継続的な支援を提供していくことになると思われる。

最後に、本研修に御協力をいただいた二本松先生、大川先生、平井先生、松本先生、寺村先生及び法務省訟務局の皆様方、通訳を快くお引き受けいただいたショディヨロフ・オタベクさん（名古屋大学）及び研修監理員の田宮友恵さん並びにその他本研修に御協力いただいた全関係者の皆様方に、心より御礼を申し上げたい。



【研修の様子】

ウズベキスタン本邦研修日程表

【令和5年12月10日（日）～12月20日（水）（移動日を含む。）】

月 日	曜日	午前	休憩等	午後	備考
12 ／ 10	日	【入国】			JICA東京セン ター泊
12 ／ 11	月	9:30 JICAオリエンテーション 12:00 JICA東京センター		14:00 国際協力部オリ エンテーション 15:00 【講義・意見交換】 坂本教官 『研修の概要と日本の民事訴訟』 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
12 ／ 12	火	10:00 【講義・意見交換】 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授 『日本民法の制定・改正の歴史と非典型担保・非典型契 約の取扱い』 12:00 JICA東京センター		14:00 【講義・意見交換】 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授 『日本民法の制定・改正の歴史と非典型担保・非典型契約 の取扱い』 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
12 ／ 13	水	10:00 【講義・意見交換】 大川謙蔵准教授、二本松利忠弁護士 『私法人に関する日本の法制』 12:00 JICA東京センター		14:00 【講義・意見交換】 大川謙蔵准教授、二本松利忠弁護士 『私権保護と自力救済』 17:00 JICA東京センター	ICCLC懇親会 JICA東京セン ター泊
12 ／ 14	木	10:00 【意見交換】 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授 『改正民法を巡る諸問題』 12:00 JICA東京センター		14:00 【講義・意見交換】 文化庁 『AIと著作権について』 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
12 ／ 15	金	10:00 【講義・意見交換】 市橋克哉教授 『公法人に関する日本の法制／私権保護と不動産収 入』 12:00 JICA東京センター		14:00 【講義・意見交換】 市橋克哉教授 『公法人に関する日本の法制／私権保護と不動産収用』 17:00 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
12 ／ 16	土	都内視察			JICA東京セン ター泊
12 ／ 17	日	休務日			JICA東京セン ター泊
12 ／ 18	月	10:00 総括質疑 12:00 JICA東京センター		14:30 法務事務次官 表敬訪問 法務省6号館 15:00 法務総合研究所所長主催意見交換 会・写真撮影 法曹会館 16:00	JICA東京セン ター泊
12 ／ 19	火	10:00 東京地方裁判所訪問 12:00 東京地方裁判所		15:00 評価会・修了式 JICA東京センター	JICA東京セン ター泊
12 ／ 20	水	【出国】			

ウズベキスタン本邦研修「権利保護のための司法能力強化」

1	アジゾフ ブンヨド
	Mr. Azizov Bunyod
	ウズベキスタン共和国大統領府主任アドバイザー
	Key Advisor, President of the Republic of Uzbekistan
2	ハリロフ ドニヨル
	Mr. Khalilov Doniyor
	ウズベキスタン共和国大統領府課長
	Head of Sector, President of the Republic of Uzbekistan
3	ポルヴァノフ シュフラット
	Mr. Polvanov Shukhrat
	ウズベキスタン共和国最高裁判所副長官
	Deputy Chairman, Supreme Court of the Republic of Uzbekistan
4	ナザロフ オタベック
	Mr. Nazarov Otabek
	ウズベキスタン共和国最高裁判所判事(民事)
	Judge(Civil cases), Supreme Court of the Republic of Uzbekistan
5	ソリエフ アハジョン
	Mr. Soliev Akhadjon
	ウズベキスタン共和国司法省経済法制局局長
	Head of the Economic Legislation Division, Ministry of Justice of the Republic of Uzbekistan
6	エルガシェフ ヴォシッドジョン
	Mr. Ergashev Vosidjon
	ウズベキスタン共和国法制・法政策研究所副所長
	Deputy Director, Institute of Legislation and Legal Policy under the President of the Republic of Uzbekistan
7	イモモフ ヌリルロ
	Mr. Imomov Nurillo
	タシケント国立法科大学民法学科長、教授
	Head of the Civil Law Department, Professor, Tashkent State University of Law
8	オガイ ドミトリー
	Mr. Ogay Dmitriy
	ウズベキスタン共和国法制・法政策研究所経済分野法制課長
	Head of the Sector of Legislation in Economic Sphere, Institute of Legislation and Legal Policy under the President of the Republic of Uzbekistan
9	ノルバエフ ナザラリ
	Mr. Norbaev Nazarali
	ウズベキスタン共和国法制・法政策研究所経済分野法制課主任調査官
	Chief Researcher at the Sector of Legislation in the Economic Sphere, Institute of Legislation and Legal Policy under the President of the Republic of Uzbekistan
10	ラジャポフ フサイン
	Mr. Radjapov Husain
	タシケント国立法科大学民事国際法学科長、准教授
	Head of the Private International Law Department, Associate Professor, Tashkent State University of Law

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 菊地 英理子(KIKUCHI Eriko)

教官 / Professor 坂本 達也(SAKAMOTO Tatsuya)

国際専門官 /International Affairs Officer 飯澤 聖愛(IIZAWA Miai)

令和 6 年度ウズベキスタン本邦研修日程表
【令和 7 年 2 月 2 4 日（月）～ 3 月 5 日（水）（移動日を含む。）】

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考
2 ／ 24	月	【入国】			JICA東京 センター泊
2 ／ 25	火	9:30 12:00 JICAリエンテーション JICA東京センター		14:00 15:00 17:00 ICDオリエン テーション 【講義・意見交換】 原教官 『相続の承認・放棄』 国際法務総合センター	JICA東京 センター泊
2 ／ 26	水	10:00 12:00 【講義・意見交換】 二本松利忠弁護士・大川謙蔵准教授 『日本における訴訟上の和解の実情』 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 二本松利忠弁護士・大川謙蔵准教授 『日本における不法行為に基づく精神的損害の算定 －特に、損害賠償算定基準について』 JICA東京センター	JICA東京 センター泊
2 ／ 27	木	10:00 12:00 【講義・意見交換】 大川謙蔵准教授・二本松利忠弁護士 『日本における所有権その他の物権制度』 JICA東京センター		14:00 17:00 【講義・意見交換】 大川謙蔵准教授・二本松利忠弁護士 『日本における所有権その他の物権制度』 JICA東京センター	JICA東京 センター泊
2 ／ 28	金	10:00 12:00 【講義・意見交換】 松本末希子准教授 『都市計画等による土地の利用規制・補償と土地収用の 法制度・実務』 赤れんが共用会議室	12:15 13:45 所長主催意見交換会 記念撮影 法曹会館	14:00 17:00 【意見交換】 総括質疑／次回研修のテーマ協議 赤れんが共用会議室	JICA東京 センター泊
3 ／ 1	土	休務日			JICA東京 センター泊
3 ／ 2	日	休務日			JICA東京 センター泊
3 ／ 3	月	10:00 12:00 【講義・意見交換】 高橋大祐弁護士 『「責任あるAI」に関するルール形成の最新動向』 JICA東京センター		14:00 17:00 資料整理 JICA東京センター	JICA東京 センター泊
3 ／ 4	火	10:00 12:00 東京地方裁判所訪問 （裁判傍聴、記録の作成、デジタル化など） 東京地方裁判所		15:00 17:00 評価会・修了式 JICA東京センター	JICA東京 センター泊
3 ／ 5	水	【出国】			

令和6年度ウズベキスタン本邦研修 研修参加者名簿

1	ヴォシッドジョン ヨクボヴィッチ エルガシェフ	
	Mr.	Vosidjon Yokubovich Ergashev
	ウズベキスタン共和国大統領直轄立法・法律政策研究所管理部副所長	
2	イロダ アブドゥカリモヴナ ボルタホジャエヴァ	
	Ms.	Iroda Abdukarimovna Boltakhodjaeva
	ウズベキスタン共和国最高裁判所民事事件に関する司法委員会裁判官	
3	ハリル シャミレヴィッチ ハリロフ	
	Mr.	Khalil Shamilevich Khaliliov
	ウズベキスタン共和国法務省刑事、行政及び社会立法部行政立法部門長	
4	アドゥハム アブドゥラシドヴィッチ パラトフ	
	Mr.	Adham Abdurashidovich Baratov
	ウズベキスタン共和国大統領府市民社会機関開発部主任顧問	
5	スフロベック アディルベコヴィッチ ナスレットデノフ	
	Mr.	Sukhrobbek Adilbekovich Nasretdenov
	ウズベキスタン共和国大統領府上院協力部主任顧問	
6	ティムール ジャホンギール ウグリ ダヴラトフ	
	Mr.	Timur Jahongir Ugli Davlatov
	ウズベキスタン共和国大統領直轄立法・法律政策研究所経済分野立法部主任研究員	
7	イルホム イスモイロヴィッチ ナスリエフ	
	Mr.	Ilkhom Ismoilovich Nasriev
	ウズベキスタン共和国最高司法評議会直轄最高裁判官学校民法部門長	
8	コミル カユモヴィッチ ラシドフ	
	Mr.	Komil Kayumovich Rashidov
	ウズベキスタン共和国大統領直轄立法・法律政策研究所経済分野立法セクター長	
9	イルホム アザマツヴィッチ ウラロフ	
	Mr.	Ilkhom Azamatovich Uralov
	ウズベキスタン共和国大統領直轄立法・法律政策研究所国際関係及び公共関係部門長	
10	ソヒバ ファズィロヴナ イノヤトヴァ	
	Ms.	Sokhiba Fazilovna Inoyatova
	国立タシケント法科大学民法分野准教授	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 原 彰一 (HARA Shoichi)、山下 拓郎 (YAMASHITA Takuro)

国際専門官 / Administrative Staff 行部 黎 (GYOBU Rei)

令和 7 年度ウズベキスタン本邦研修 日程表案
【令和 8 年 2 月 1 7 日（火）～2 月 2 6 日（木）（移動日を含む。）】
担当：樋口教官、川添専門官

月 日	曜 日	午前	休憩等	午後	備考	
2	火	【入国】				JICA東京泊
2	水	10:0010:30		14:0015:0017:00	JICA東京泊	
		JICAオリエンテーション		ICD オリエンテーション【講義】 「生成AIと著作権」 平井佑希弁護士		
18		JICA東京		JICA東京		
2	木	10:0012:00		14:0017:00	JICA東京泊	
		【講義】 「デジタル・プラットフォームと法的規制」 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授		【講義】 「デジタル・プラットフォームと法的規制」 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授		
19		JICA東京		JICA東京		
2	金	10:0012:00		14:0017:00	JICA東京泊	
		【講義】 「不法行為法と非財産権保護」 大川謙蔵准教授、二本松利忠弁護士		【講義】 「不法行為法と非財産権保護」 大川謙蔵准教授、二本松利忠弁護士		
20		JICA東京		JICA東京		
2	土	休務日				JICA東京泊
2	日	休務日				JICA東京泊
2	月	10:0012:00		14:0016:00	JICA東京泊	
		【ウズベキスタン発表】 「民法改正の現状について」 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授		【意見交換】 「民法改正の現状について」 二本松利忠弁護士、大川謙蔵准教授		
23		JICA東京		JICA東京		
2	火	9:3012:0012:30	14:0014:3017:00		JICA東京泊	
		【講義】 「準拠法選択の諸問題」 寺村信道准教授	【所長主催意見交換会・集合写真撮影】 森本所長、伊藤部長	【講義】 「行政機関の民事法上の地位」 松本未希子准教授		
24		法務省赤れんが棟	京都二条苑	法務省赤れんが棟		
2	水	10:0012:00		14:0015:0015:0016:00	JICA東京泊	
		【講義】 「訟務の役割について」		総括質疑・意見交換 評価会・修了式		
25		法務省赤れんが棟		JICA東京		
2	木	【出国】				
26						

令和7年度ウズベキスタン本邦研修 研修参加者名簿

1	コミル ラシドフ	
	Mr.	Komil RASHIDOV
	立法・法律政策研究所経済分野法制セクター長	
2	ディルバール イスライロヴァ	
	Ms.	Dilbar ISRAILOVA
	最高裁判所判事(民事部)	
3	シュフラット チュリエフ	
	Mr.	Shukhrat CHULLIEV
	立法・法律政策研究所社会政治的発展分野分析セクター長	
4	ウミダ シャラフメトヴァ	
	Ms.	Umida SHARAKHMETOVA
	タシケント国立法科大学教授(民法)	
5	グルノザ サッタロヴァ	
	Ms.	Gulnoza SATTAROVA
	立法・法律政策研究所社会法制首席研究員	
6	ハヴァジョン アラナザロヴァ	
	Ms.	Khavajon ALLANAZAROVA
	司法省経済法制局起業・財産・企業統治及び独占的活動法制部主任コンサルタント	
7	カフホール ジュマエフ	
	Mr.	Kakhkhor JUMAEV
	立法・法律政策研究所経済分野法制セクター主任研究官	
8	ディヨラホン オチロヴァ	
	Ms.	Diyorakhon OCHILOVA
	立法・法律政策研究所経済分野法制セクター主任研究官	
9	エルキンジョン サビロフ	
	Mr.	Erkinjon SABIROV
	司法アカデミー講師(民法)	
10	ジャヴォヒール グロモフ	
	Mr.	Javohir GULOMOV
	公証人	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 樋口 瑠惟 (Mr. HIGUCHI Rui)

国際専門官 / Administrative Staff 川添 光乃 (Ms. KAWAZOE Mitsuno)

通訳人 / Interpreter ショディヨロフ オタベク (Mr. Otabek Shodiyorov)

東ティモール司法大臣招へい

国際協力部教官

奥 大 樹

第1 はじめに

法務省法務総合研究所国際協力部（以下「当部」という。）は、2009年頃から、東ティモール民主共和国（以下「東ティモール」という。）に対して法制度整備支援を実施している。

東ティモールは2002年にインドネシアから独立を回復したばかりの比較的新しい国家であり、人口も約140万人程度の比較的小規模な国家である。同国は、これまで、他国や国際機関等の支援を受けながら国づくりを進めてきており、同国の法制度についても、独立回復以降、我が国を含む他国や国際機関の支援を受けながら法制度を整備してきた。

2026年3月、当部は、東ティモールの司法大臣であるセルジオ・デ・ジェシス・フェルナンデス・ダ・コスタ・ホルナイ氏（以下「ホルナイ司法大臣」という。）を日本に招へいし、我が国法務大臣との間で協力覚書（以下「MOC」と呼ぶ。）を交換するなどのプログラムを実施した。

本稿では、かかるホルナイ司法大臣の招へいや今後の東ティモールに対する法制度整備支援の方向性等について報告する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 招へいの背景

当部は、2009年頃に東ティモールから支援の要請を受けて以降、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）の枠組みによる支援又は当部独自の支援という形で、同国に対する法制度整備支援を行ってきた。

具体的には、東ティモールの司法省を主なカウンターパートとして、同国の法案起草担当者が同国の実情に即した形で自ら法案を起草することができるよう、法案起草能力の向上を目的とした活動を実施するなどしてきた。法分野としては、逃亡犯罪人引渡法、違法薬物取締法等の起草支援を行ってきたが、近時は、東ティモールにおける土地関連法案に関する起草支援をその中心に据えている。その背景として、東ティモールは、これまで、ポルトガルとインドネシアによる支配を受けていたため、各時代に土地上に設定された権利が重複するなどの問題を抱えており、長引いた内戦による証拠の散逸も相まって、土地の権利者を十分に特定できないという問題を抱えている。こうした状況は、同国における土地の担保権の設定等を前提とした金融制度の発達を妨げており、海外からの投資の呼び込みにあたっての障壁となっていることから、土地関連法案に関する支援を中心に行っているものである。

一方で、東ティモールは、東南アジア諸国連合（以下「ASEAN」という。）への加盟を目指し、2011年にASEANへの加盟申請を行って以降、長年にわたり、ASEANへの正式加盟を目指して活動してきたところ、2025年10月、マレーシアの首都クアラルンプールで開催されたASEAN首脳会議において、ASEANへの加盟が正式に承認された。

東ティモールによるASEAN正式加盟は同国にとって正に悲願であり、歴史的にも重要な出来事である。そこで、これまで長年にわたって同国に対する支援を実施してきた当部としては、この歴史的なタイミングで同国との間で何らかのイベントを実施することで両国の法務・司法分野における協力関係を強化させることは有意義であると考え、東ティモール側の意向も踏まえ、本招へいを実施したものである。

第3 招へいの実施状況

本招へいは、2026年2月28日から3月7日の日程（移動日込み）で実施したところ、この間、当部が所在する国際法務総合センターへの訪問、当所所長への表敬、当省法務大臣との間での協力覚書（MOC）の交換、日本弁護士連合会の淵上玲子会長への表敬、独立行政法人国際協力機構（JICA）の安藤直樹理事への表敬、「法の支配を推進するため、司法外交を展開する議員連盟」及び「日本・東ティモール友好議員連盟」の共同開催による勉強会への出席、最高裁判所への訪問、土地問題に関連して東ティモールと関係のある民間企業への訪問等を行った。このうち、当省関連のプログラムの詳細は以下のとおりである。

1 国際法務総合センターへの訪問

当部が所在する国際法務総合センターへ訪問し、当部の伊藤浩之国際協力部長及び野瀬憲範副部長を始めとする当部職員との協議や施設見学を行った。

伊藤部長らとの協議においては、ホルナイ大臣から、当部が長年にわたって東ティモールに対する法制度整備支援を実施してきたことに対する深い謝意が示されたほか、今後も法務・司法分野における両国の関係が強化されることを望んでいる旨の期待が示された。特に土地問題は東ティモール側にとって重要な課題であり、こうした課題を解決するため、当部が土地関連法案に関して長年起草支援を行っていることに関し、深い感謝の意が示された。これに対し、伊藤部長を含む当部職員からも、本招へいを契機として両国の協力関係が更に深化することに対する期待が示された。

その後に実施した施設見学においては、当部が研修や国際会議等を実施しているカンファレンスホールや図書室等の施設を案内した。施設見学中、ホルナイ大臣は当部の施設を熱心に視察されており、当部が実施している研修や共同研究等に対する強い期待がうかがわれた。ホルナイ大臣は、当部がまだ大阪市内にあった頃、公設弁護士人事務所所長の立場で当部の共同研究にも参加した経験がある人物であり、こうした経歴もあってか、当部の活動に対して非常に関心を持っている様子であった。

こうした協議や施設見学は終始和やかな雰囲気で行われ、ホルナイ大臣を始めとする東ティモール一行の日本に対する強い信頼が感じられる協議等となった。



【国際協力部長との協議の様子】

2 法務総合研究所所長表敬

法務省赤れんが棟を訪問し、当所の森本加奈所長への表敬を行った。

表敬では、森本所長のほか、河原誉子総務企画部長、当部伊藤部長、野瀬副部長らも出席したところ、森本所長からは、ホルナイ大臣一向に対する歓迎の意や東ティモールのASEAN正式加盟に対する祝意が示された。これに対し、ホルナイ大臣からも、日本による長年の支援に対する深い感謝の言葉が伝えられたほか、本招へい後も、日本と東ティモールとの間の協力関係を強化していきたい旨が伝えられた。表敬は終始和やかな雰囲気で行われ、国際法務総合センターへの訪問と同様、東ティモール側の日本に対する強い信頼が感じられる協議となった。



【法務総合研究所所長との協議の様子】

3 協力覚書（MOC）の交換、署名式

当省平口洋法務大臣とホルナイ大臣との間でのMOCの署名式を実施した。

同MOCは、日本がこれまで長年にわたって東ティモールに対する法制度整備支援を実施してきたことを踏まえ、今後、両国の協力関係をより深化させるとともに、両国の法務・司法分野における協力関係を象徴するものとして交換されたものであり、当省が進める「司法外交」をより一層推進するものである。

同署名式では両大臣から祝辞が述べられた後、両大臣間での意見交換が行われたところ、同意見交換において、平口大臣から、東ティモールがASEANに正式加盟したことに対する祝意が述べられるとともに、MOCの交換により、今後、日本と東ティモールの関係がより緊密なものになることを期待している旨が表明された。これに対し、ホルナイ大臣からは、MOCが両国の協力関係だけでなく、友好の印になることを期待している旨表明されるとともに、日本政府が2002年の東ティモール独立以来、一貫して同国と協力関係を継続させてきたことへの謝意や、本MOCの交換を契機として、より強固な協力関係を築いていきたい旨が表明された。また、ホルナイ大臣からは、東ティモールのASEAN正式加盟により、今後、多様な国際的取引が進展していくことが期待され、その中で生じる様々な法律分野に関する課題に対し、より一層準備を進めていかなければならないと考えていること、今回のMOCの

交換により、今後も協力関係を深めていきたいと考えていることが表明され、当部に対する深い感謝の意も表明された。

両大臣による意見交換は、終始和やかな雰囲気で行われ、ホルナイ大臣の日本への厚い信頼や期待を感じられる協議であった。



【MOC署名式の様子】

第4 所感、今後の展望

本招へいは東ティモールの司法大臣というハイクラスの要人の招へいであったため、プログラムとしては、実務的な内容というよりも、当省を含む関係機関幹部への表敬や協議を中心に実施した。各表敬等において、ホルナイ大臣からは当省及び当部に対する謝意が度々述べられ、今後の両国の関係強化を期待する旨が示された。

前記のとおり、今般、東ティモールがASEANに正式加盟したことで、同国が経済的に発展していくことが見込まれるものの、同国が経済発展のために諸外国から十分な投資を受けるためには、法的な側面においても、同国のビジネス環境が整備されていることが必要不可欠である。その中でも、東ティモールが長年かかえている土地問題は、同国における不動産への担保権の設定そのものを困難とし、同国における金融制度を根底から阻害するものであり、今後、同国が経済発展を遂げるために最優先で取り組む必要がある課題である。そこで、同問題に関する支援を長年続けてきた当

部としては、これまでに引き続き、土地関連法に関する支援を継続することが肝要と
思料される。こうした支援は東ティモールへの進出を検討している日本企業にとって
も有益であり、東ティモールのみならず、日本の国益にも適う。

具体的な支援内容としては、これまで、当部は東ティモールにおける土地関連法の
起草能力の強化を中心とした支援を実施してきたところ、これまでの支援の結果、土
地制度を整備するための法律自体はある程度成立に至った（もっとも、未だに成立に
至っていない重要法案もある。）。しかし、例えば同国の不動産登記法が2022年に
成立したにもかかわらず登記手続が十分に進んでいないなど、法律の運用面におい
て、同国は未だに深刻な問題を抱えている。そこで、今後の支援の方向性としては、
制定された法律がうまく運用されるよう、法律の適切な運用や人材育成に主眼を置い
た支援を実施していくことが望ましい。

本MOCの交換が、今後の日本と東ティモールの信頼関係を更に強化し、今後のよ
り充実した支援の実施と同国における「法の支配」の浸透につながれば幸いである。

ASEAN加盟に伴う東ティモール司法大臣招へい(R8.2.28-3.7)

1	セルジオ・デ・ジェシス・フェルナンデス・ダ・コスタ・ホルナイ	
	HE.	SERGIO DE JESUS FERNANDES DA COSTA HORNAI
	司法大臣 (Minister of Justice)	
2	ネリンホ・ヴィタル	
	Mr.	NELINHO VITAL
	司法省司法政策総局長 (Director General of Justice Policy Affairs, Ministry of Justice)	
3	ルーカス・アントニオ・ダ・コスタ	
	Mr.	LUCAS ANTONIO DA COSTA
	司法省土地財産総局長 (Director General of Land and Property, Ministry of Justice)	
4	カンシオ・ザビエル	
	Mr.	CANCIO XAVIER
	公設弁護人事務所長 (Public Defender General)	
5	ルイ・ファティマ・マーティン	
	Mr.	RUI FATIMA MARTINS
	司法省儀典官 (Protocol Officer, Ministry of Justice)	
6	テオリンド・ダ・コスタ・ホルナイ	
	Mr.	TEOLINDO DA COSTA HORNAI
	東ティモール国家警察特殊警察部部隊隊員 (大臣警護) (Close Protection Person)	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 奥 大樹 (OKU, Daiki)、佐々木 康平 (SASAKI, Kohei)、大谷 洋史 (OTANI, Hirofumi)

国際専門官 / Administrative Staff 小枝 桃子 (KOEDA, Momoko)、金澤 潤 (KANAZAWA, Jun)

第1回ベトナムLEAD共同研究

国際協力部教官

鈴木雄大

第1 はじめに

当部は、ベトナム社会主義共和国（以下「ベトナム」という。）との法務・司法分野における新たな取組として、令和7年度から日越LEAD（Legal Exchange and Development）の略であり、以下この略を「LEAD」という。）を開始し、その取組の下、令和8年3月10日（火）から同月17日（火）までの間、ベトナム司法省職員等8名を日本に招き、第1回ベトナムLEAD共同研究（以下「本共同研究」という。）を実施した。

本稿では、本共同研究実施に至るまでの経緯や実施目的について概観した後、本共同研究の概要を紹介する。なお、本稿の意見にわたる部分は、全て当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 本共同研究の実施までの経緯及び実施目的

- 1 法務省は、平成6年（1994年）からベトナムに対する法制度整備支援を開始¹し、平成8年（1996年）に独立行政法人国際協力機構（JICA）による法制度整備支援プロジェクトが開始してからは、一貫して、現地セミナーや本邦研修の企画及び実施、日本国内の研究者や法律実務家で構成されるアドバイザリーグループへの参加、長期専門家となる検事等の派遣、長期専門家ら現地の関係者との日常的な連絡調整業務等を行うなど、プロジェクトの活動に全面的に協力してきた。

これらのベトナムに対する支援は、日本の法制度整備支援の対象国の中で最も長い歴史を有するものであるところ、長年にわたる支援の中で、民法や民事訴訟法等の基本法令を含む数々の重要法令の起草支援、実務参考資料の作成、法律実務家等の人材育成や養成機関及び研究機関との連携強化などを通じ、多大な物的・人的アセット（財産）が蓄積されてきた。

しかしながら、JICAによる法制度整備支援プロジェクトは、令和7年（2025年）12月に一旦終了することとなり、JICAによる法制度整備支援プロジェクトが一時中断した後も、重要なパートナーであるベトナムとの関係において、前記アセットを今後も有効に活用する方策が必要となった。

- 2 一方で、近時、ベトナムは著しい経済発展を遂げ、社会の情報化や国際化に伴い新たな法的課題等が生じており、ベトナム側の関心事項も多岐にわたるようになった

¹ ベトナムへの支援を開始した経緯等については、ICD NEWS第100号（2024年11月号）1頁以下などを参照されたい。

め、それらのベトナム側の新たな多様なニーズに即時かつ柔軟に対応できる仕組みを構築する必要性が認められた。

加えて、令和5年（2023年）、日ASEAN特別法務大臣会合で採択された共同声明²では、日本とASEANが友好、協力、対等なパートナーシップの精神の下、引き続き緊密に活動し、日ASEANの協力関係を次なる段階へ昇華させることが宣言されたところ、日本とベトナムの法務・司法分野における協力関係についても、同宣言を踏まえた新たなフェーズに進むことが期待された。

- 3 以上を踏まえ、当部は、これまで長きにわたり信頼関係を構築し、前記アセットを蓄積してきたベトナムとの法務・司法分野の連携を更に強化し、次のステップとして、両者の立場を「イコール・パートナーシップ」の関係へと発展させるべく、ベトナムとの間での新たな協力関係の構築を企画した。

具体的には、解決すべき課題をテーマとして選定し、それに関する両国の法令やその運用上の問題点などを明らかにした上で、一方的な知見共有にとどまることなく、継続的な議論を通じ、双方向性を確保しながら課題解決に向けた共同研究等を行うものであり、これを日越LEADと名付けて開始することとした。

- 4 当部は、日越LEADの最初の実施機関としてベトナム司法省を選定し、令和8年（2026年）3月に、日越LEADの枠組みに基づく最初の共同研究である本共同研究を、同省との間で実施することとした。

本共同研究における前記「解決すべき課題」は、ベトナム司法省の関心事項を踏まえ、①司法省（法務省）の組織構造、権限と責任及び職員の人材育成の現状と課題、②国際仲裁及び国際調停に関する法制と現在の取組、の2つが選定された。

これらの課題について、日本側とベトナム側から相互に発表を実施し、双方向的な意見交換を実施するとともに、日越LEADの枠組みの下での今後の協力活動の在り方について意見交換及び協議を実施することを目的として、本共同研究を実施した。

本共同研究の日程は別添1のとおりであり、本共同研究の参加者は別添2のとおりである。

第3 本共同研究の内容

1 司法省（法務省）の組織構造、権限と責任について

前記の解決すべき課題①については、「司法省（法務省）の組織構造、権限と責任」と「司法省（法務省）職員の人材育成の現状と課題」の2つに分け、それぞれ発表と意見交換を行った。

前者については、日本側からは、元法務事務次官である高嶋智光先生に講師をお務

² 当省のホームページ（法務省：司法外交関係フォーラムの結果概要について）にも掲載されている。

めいただき、日本の三権分立、刑事司法の独立性の歴史についてご講義をいただいた。

高嶋先生によるご講義は、日本の三権分立の歴史について、江戸時代まで遡る幅広い内容でありながら、要点が的確にまとめられた非常に理解しやすいものであった。講義では、江戸時代には全権を行使する征夷大將軍の下、刑事手続は幕府の傘下にある奉行が全てを担当していたこと、明治時代には、当初、司法省の下に裁判所と検事局が置かれ、その後大審院が設置されて裁判所が行政機関から分離されたが、監督権や人事権をなお司法省が握っており、三権分立を明記した大日本帝国憲法下でもそれは変わらなかったこと、第二次世界大戦後の現行憲法により、司法は裁判官人事権を含めて最高裁判所が所管することとなり、実質的に三権分立が採用されるとともに、検察についても一定の独立性を持たせるため、検察庁法が設けられ、法務省の外局とされたことなどについて概括的に説明された。また、このような制度の変遷の中で、明治憲法下で政府の要求を受けながら、これを排して被告人に判決を下した大津事件が起こったことや、現行憲法下で検察に対する政治介入が行われ、国民から強い非難を浴びた造船疑獄事件が起こったことについても紹介され、三権分立、刑事司法の独立性についての日本の裁判官の信念や国民感情にも触れられた意義深い内容であった。

ベトナム側からは、令和7年（2025年）3月に実施された中央省庁の再編の影響や、その再編に伴う司法省の新たな権限・業務などについて発表された。ベトナムでは、共産党中央執行委員会決議³等の下、組織機構の簡素化が進められ、中央省庁が統合⁴され、司法省も所属各機関につき再編⁵されたこと、この再編に伴い、司法省には行政手続の統制機能が移管・追加され、各省庁、部門及び省級人民委員会による行政手続統制業務の実施について指導、フォローアップ、督促及び検査を行い、実施状況及び結果を総合して政府及び首相に報告することなどの行政手続監視業務が追加されたこと、法令執行の組織に関する諸措置について首相に助言する任務も追加され、法規範文書に関する意見・提案の受付及び処理のための情報システムの導入、管理、更新及び運用を主導するとともに、各機関による意見・提案の受付及び処理について指導し、フォローアップ及び督促を行うこととされたこと、地方政府の再編⁶に伴い、地方の民事執行機関も2層モデルに再編され、司法省民事執行管理局は再編後の体制の下での地方への権限移譲及び分権の強化の方針を実施することとされたことなどが発表された。

³ 2017年10月25日付決議第18-NQ/TW（政治体制の組織機構の刷新及び再編を引き続き推進し、簡素で実効性及び効率性のある活動を確保することに関する若干の問題について）

⁴ 8つの省が4つに統合されるなどし、18省4機関体制から14省3機関体制に再編され、令和7年3月1日から再編後の体制で運営されている。

⁵ 刑事・行政法部及び民事・経済法部をそれぞれ局に改組し、国際法部を国際法・国際投資紛争解決局として設立し、政府官房から行政手続監視局の移管を受け入れるなどしたとのことである。

⁶ 省級、県級、社級の3級制から、県級が廃止されて省級と社級の2級制となり、省級については29省市が減少して34の省及び中央直轄市に、社給については6714社等が減少して3321の社等に再編された。令和7年（2025年）7月1日から再編後の体制で運営されている。

意見交換では、高嶋先生の講義内容に対して、権力の抑制と均衡のために三権分立が果たす役割の大きさについて理解を示す意見が出され、大津事件の際の世論や天皇の対応について質問が出されるなどし、ベトナム側の発表に対しては、追加された行政手続監視業務の内容や範囲について質問するなど、様々な内容について協議が行われた。

2 司法省（法務省）職員の人材育成について

このテーマについては、日本側からは、河原誉子法務総合研究所総務企画部長に講師をお務めいただき、法務総合研究所（以下「法総研」という。）の組織・業務や、法総研における職員研修の現状、課題についてご講義をいただいた。

講義では、法務省や法総研の組織について概観した後、研修を実施する体制として研修第一部から第三部まであり、それぞれが実施する研修の対象者が異なること、研修の種類としては、法務局・地方法務局職員については、一定の職務経験年数に達した職員全員が義務的に受ける地方研修と、職務内容等に応じて行われる中央研修があること、幹部職員等に対して行われる中央研修では、高度な法律知識・法律的素養の習得と社会的識見の涵養を目的とし、民事法の講義のみならず、人事管理・予算管理等に関する講義やマネジメント演習、事例課題についてのグループ討議、行政課題に関する研究・討議・発表などが行われていること、新型コロナウイルス感染症対策として広まったりモート方式と従来の集合方式それぞれの利点を生かした研修や、社会情勢の変化等を踏まえた合理的で充実した研修の実施が課題となっていることなど、詳細な内容が紹介された。

ベトナム側からは、司法省職員の研修の概要や、職員育成上の課題、今後の方向性などについて発表された。

司法省職員を対象とした研修は、各期において省指導部が策定する研修・能力開発計画に基づき、各年度の重要施策を重点項目として実施されており、2021年から2025年にかけては、①国際的な統合（国際社会への適応）に要する資質・資格・能力を兼ね備えた高度専門人材の育成、②刑事法、民法、行政法、国際法等の主要分野における高度な専門性を有する中核的な専門家チームの構築、③職務遂行及び国際統合（国際対応）における外国語を高度に習熟・活用できる職員陣の構築、④国際的な業務環境における要求水準に対応するための法務分野の専門外国語研修に係るカリキュラム枠組み及び教材開発の任務の具体化を目的として実施されたこと、オンライン併用形式（ハイブリッド形式）への移行により、研修の受講機会が拡大したこと、各部局間において、研修・育成事業の進捗に著しい乖離があり、一部では情報周知の徹底不足、具体的実施計画の策定遅延等の課題があること、過重な業務負担及び定員削減の影響により、体系的な研修参加に必要な時間及び要員の確保が困難となっていることや、海外派遣研修の成果が十分に還元されていないといった問題もあること、今後の研修事業の執行にあたっては、「法治国家の建設」、「立法業務の刷新」、及び

「国家デジタルトランスフォーメーションの画期的推進」に係る諸方針を厳格に遵守・反映させるものとされており、制度整備及び管理体制の最適化、研修内容及びカリキュラムの高度化、研修形態及び教育手法の刷新、リソースの確保及び国際協力の推進を主に実施していく方向であることなどが紹介された。

意見交換では、採用時に特に職種を限定することなく職員を採用する日本の法務省と、特定の職種ごとに職員を採用するベトナム司法省との研修制度の違いや、研修の質の確保等について相互に意見が交わされた。

3 国際仲裁及び国際調停に関する法制と現在の取組について

このテーマについては、日本側からは、民事局参事官竹下慶氏と大臣官房国際課付渡部みどり氏に講師をお務めいただき、国際仲裁、国際調停についての日本の国内法の整備状況や、これらの活性化に向けた取組についてご講義をいただいた。

国際仲裁、国際調停の活性化に向けた取組については、平成29年（2017年）、内閣官房に「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が設置されて以降、関係府省連絡会議での「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（中間とりまとめ）策定、同施策に基づく5年間の調査等委託事業の実施、「我が国における国際仲裁の活用の着実な推進を考える実務研究会」の開催及び同研究会報告書のとりまとめを経て、「国際仲裁の活性化に向けて考えられる施策」（令和6年指針）を策定したこと、令和6年指針では、民商事分野における国際的な法の支配の促進、経済の活性化への寄与が国際仲裁活性化の意義・目的等とされ、今後政府が講じるべき主な施策として、国内外における周知広報活動、国際仲裁の拠点としての我が国の国際的な評価向上、人材育成等が掲げられていることなどが説明された。

ベトナム側からは、商事仲裁・商事調停の組織と活動の実態について発表された。

商事仲裁については、ベトナムは仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約の加盟国であり、国内法としては2010年商事仲裁法及びその施行指針が存在し、国際商事仲裁判断の承認手続は、民事訴訟法によって規律されること、令和7年（2025年）12月31日現在、ベトナム国内には1300名以上の仲裁人と54の商事仲裁センター（ベトナム国際仲裁センター（VIAC）は204名の仲裁人を擁する大規模な仲裁センターである。）が存在し、令和4年（2022年）には常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration – PCA）の第5代表事務所がベトナムに設置されたこと、令和6年（2024年）だけでも、仲裁判断が下された案件及び調停が成立した案件は6000件を超えており、事案は商品の売買、建設、知的財産、労働、商業保険、外国投資、海事、信用、国際決済など、多くの分野に及んでいることなどが紹介された。

商事調停については、商法や労働法など多くの法律に規定され、事業、商事、労働

などの紛争を対象とし、手続は商業調停に関する政令⁷によって規制され、認定された商事調停人により実施されること、司法局に登録されている商業調停人は100名以上おり、17の商業調停センターが設立され、8つの仲裁センターに商業調停機能が追加されたこと、などが紹介された。

課題については、調停・仲裁に共通するものとして、仲裁人及び調停人の質の問題（特に国際投資紛争処理の専門的スキル）、施設の不十分さが挙げられ、商事仲裁については、仲裁の組織・活動に関する制度がまだ統一されておらず、裁判所による仲裁判断の破棄を監督する有効な仕組みが整備されていないこと、その結果、仲裁判断の取消率が依然として高く、これにより仲裁判断の執行に対する信頼性が低下していることが挙げられた。商事調停については、商事調停の進行期間が訴訟提起の消滅時効期間に算入されないこと、調停決定の執行は裁判所による承認がない限り強制力を持たず、仲裁と同様に当事者間で調停合意が成立した場合の裁判所の管轄権排除に関する規定が欠如していることなどが大きな障壁となっており、紛争解決手段としてこれを選択する当事者の意欲を削いでいることなどが挙げられた。

その後の意見交換では、互いに課題として挙げた仲裁制度及び調停制度の周知活動等について、相互の取組を紹介するなどしながら協議が行われた。

4 今後の協力活動の在り方についての意見交換及び協議

この意見交換・協議においては、当部から、日本の政府開発援助（ODA）の実施機関であるJICAの支援はいずれ終了するが、日本のベトナムとの長年にわたる法・司法分野での協力関係は強固なものであること、それを維持、発展させるための枠組が日越LEADであること、将来に向けた協力関係を継続する上では、この枠組で重視している対等なパートナーシップの精神の下で活動を行うことが重要と考えること、この枠組で何を行うかは、目標や期限を必ずしも定めずに柔軟に活動できる一方、予算の制約があることを踏まえて検討する必要があることなどを伝え、今後の協力活動について意見を求めた。

ベトナム側からは、これらの考えや認識に賛成する旨の意見が述べられた上で、①法整備の国家戦略作成に対する支援や、②民法等の改正支援、③法執行の能力強化、④特に法整備・法執行に関わる司法省職員の能力強化、育成など、幅広いテーマについての協力の希望があり、また、若手職員の育成のため、職員を日本の関連機関に数か月程度派遣して研修を受ける機会を設けてほしいという希望もあった。

また、協力の方法についても、予算の制約を踏まえ、研修活動をオンラインで実施することや、双方が興味関心のあるテーマを決めて互いに研究を行い、その成果をオンラインやホームページ、セミナー、機関紙などで公表する方式なども提案された。

⁷ 政令第22/2017/ND-CP号（国内及び国際的な商業調停を規定）

第4 おわりに

前記第1で述べたとおり、本共同研究では、同じ課題について、日本側とベトナム側から相互に発表を実施し、双方向的な意見交換を実施することを試みた。

取り扱うすべてのテーマについて、日本側とベトナム側が、それぞれ同じ時間だけ発表を行った上で意見交換を行うのは、初めての試みであったが、結果として、互いの国の法制度や組織についてより良く理解できる機会となり、また、それを前提として課題についての解決策を考え、意見を交換することができた。

対等なパートナーシップの下、課題解決に向けた議論を行うというこの取組のコンセプトにより、効果的な共同研究を体現できたものとする。

もちろん、初めての試みということもあり、共同研究実施前の準備段階で、協議の前提となる情報についてもう少し互いに共有すべき部分があったと思われる点など、反省すべき点もあったが、それらの反省を今後に活かし、ベトナムとの法務・司法分野における協力関係を更に継続・発展させるため、日越LEADの取組を成長させていきたい。

また、当省による法制度整備支援も30年を超え、ベトナムのように経済成長を遂げてODAに馴染まなくなる対象国は今後益々増えていくものと思われる。

しかし、従来の支援が終了したとしても、それまでの支援により生み出されたものや人間関係は、貴重な財産であり、多様な価値観にも左右されない紐帯となり得るものとする。

全くの私見ではあるが、これからの当部の活動では、この紐帯をいかに更に太く、強くするかについて、常に試行錯誤していくことが重要であり、日越LEADはそのパイロットプログラムの側面も持っているものとする。

そのようなプログラムに関われたことに感謝しつつ、試行錯誤を継続していきたい。

最後に、本共同研究にご協力いただいた高嶋先生、河原部長、竹下参事官、渡部課付、通訳を快くお引き受けいただいた綱川秋子先生、佐藤はるか先生、そして本共同研究にご協力いただいたすべての関係者の皆様に、心より御礼を申し上げたい。



【本共同研究時の様子】

令和7年度ベトナムLEAD共同研究日程表

【令和8年3月10日(火)～17日(火)(移動日を含む。)]

[担当教官:鈴木教官、樋口教官、担当専門官:神谷主任専門官]

※IJC:国際法務総合センター

月 日	曜 日	AM	PM	備考
3 ／ 10	火	【入国】		IJC泊
3 ／ 11	水	10:00 オリエンテーション・ICD業務説明	12:00 14:00 【発表・意見交換】 「越司法省・日法務省の組織構造、権限と責任」 高嶋智光 弁護士	17:00 18:30 部長主催 意見交換会
		IJC	IJC	
3 ／ 12	木	11:45 (移動)	12:15 法務総合研究所所長 表敬訪問	14:00 17:00 【協議】 「今後の共同研究について」
		法務省赤れんが棟		
3 ／ 13	金	10:00 【ベトナム側発表】 「越司法省職員の人材育成の現状と課題」	12:00 14:00 【日本側発表】 「日法務省職員の人材育成の現状と課題」 河原誉子 法務総合研究所総務企画部長	16:00 17:00 【意見交換】
		法務省赤れんが棟	法務省赤れんが棟	
3 ／ 14	土	休務日		ホテル泊
3 ／ 15	日	休務日		ホテル泊
3 ／ 16	月	10:00 【ベトナム側発表】 「国際仲裁・国際調停に関する法制と現在の取組」	12:00 14:00 【日本側発表及び意見交換】 「国際仲裁・国際調停に関する法制と現在の取組」 法務省大臣官房国際課・民事局	16:00 17:00 18:00 法務大臣 表敬訪問
		法務省赤れんが棟	法務省赤れんが棟	法務省
3 ／ 17	火	【出国】		

令和7年度ベトナムLEAD共同研究 研修参加者名簿

1	ファン チ ヒエウ	
	Mr.	Phan Chi Hieu
	司法省副大臣	
2	ファン ティ ホン ハ	
	Ms.	Phan Thi Hong Ha
	司法省人事局長	
3	ト ヴァン ホア	
	Mr.	To Van Hoa
	ハノイ法科大学学長	
4	レ ヴァン トウアン	
	Mr.	Le Van Tuan
	司法省司法補助局副局長	
5	グエン ヒエウ	
	Mr.	Nguyen Hieu
	公安省内部政治治安局副局長	
6	ホアン ティ トウ ハー	
	Ms.	Hoang Thi Thu Ha
	司法省国際協力局課長	
7	ブイ マイン ニヤット	
	Mr.	Bui Manh Nhat
	司法省事務局書記課	
8	レ グエン タオ	
	Ms.	Le Nguyen Thao
	司法省法律普及・教育・扶助局専門官	

【研修担当/Officials in charge】

教官 / Professor 鈴木雄大 (Mr. SUZUKI Yudai)

教官 / Professor 樋口璠惟 (Mr. HIGUCHI Rui)

国際専門官 / Administrative Staff 神谷哲夫 (Mr. KAMIYA Tetsuo)

【外国出張】

キルギス出張報告

国際協力部教官

奥 大 樹

第1 はじめに

当部は、法務省が行う国際協力の実施機関として法制度整備支援を行っているところ、キルギス共和国（以下「キルギス」という。）に対しても、令和5年に同国法務省との間で締結された協力覚書（以下「MOC」という。）等に基づき、令和7年2月に第1回共同研究を実施するなど、法制度整備支援を行っている。近年、世界的に権威主義的な動きが強まり、「法の支配」が危機に瀕する中、中央アジアという要衝に位置するキルギスは地政学上も我が国にとって重要な国であり、こうした観点から、令和7年12月には「中央アジア+日本」対話・首脳会合が開催されるなど、我が国にとっての中央アジアの重要性がますます高まっている。こうした情勢下において、同国に法制度整備支援を継続的に実施し、「法の支配」を浸透させることは、中央アジア地域の平和や安定に寄与するのみならず、我が国にとっても重要であり、今後も継続的に同国に対する法制度整備支援を実施する必要がある。

この度、当職は、第2回共同研究の実施に向け、キルギス側のニーズを調査するため、令和7年12月8日から同月13日までの日程で、高橋尚吾主任専門官とともにキルギスに出張を行った。

本稿ではこれらの出張の結果等について報告する。なお、本稿中の意見にわたる部分は当職の私見であり、所属組織（過去の所属組織を含む。）の見解ではない。

第2 出張概要

今回の出張の概要は以下のとおりである。

- 12月8日（月） 出国（羽田）、仁川着、仁川発、タシケント着、タシケント発、ビシュケク着
- 9日（火） 法務省との協議、法務省科学調査部門との協議及び施設視察、司法ハウス訪問
- 10日（水） 最高裁判所との協議
- 11日（木） 検察総長府との協議、検察総長府アカデミーの訪問
- 12日（金） 国家戦略イニシアティブ研究所との協議、在キルギス日本国大使館との協議、ビシュケク発、タシケント着、タシケント発
- 13日（土） 仁川着、仁川発、帰国（成田）

第3 出張結果

1 法務省との協議

キルギス法務省を訪問し、カジベコフ・タメルラン国際法部長、アシルベコヴァ・アイザダ国際協力・法廷代理部長、ロマノフ・ルスラン刑務・保護・フォレンジック部長、ザラスルク・サルタナット擁護・法律扶助・市民自由部長、サギムベコヴァ・シナガ法情報部長と協議を行った。

この中で、キルギス側からは、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の開催に対する謝意や「中央アジア+日本」特別法務大臣会合の開催に向けた取組への謝意が示された上で、第2回共同研究で扱ってほしいテーマについて、要望が示された。

各部局からそれぞれの関心事項が示されたところ、フォレンジック分野に関しては、デジタル犯罪を取り上げてほしい旨示され、デジタル証拠の扱い、サイバー犯罪に関する国際条約（サイバー犯罪条約）に基づく活動等への関心が示されたほか、日本の建築基準鑑定、銃砲弾道鑑定、電子署名の本人性の担保方法、AIを用いた詐欺等への対応といった分野にも関心がある旨示された。

また、法律扶助分野では、日本の法律扶助制度に関心が示され、具体的には、①無料弁護活動、②日常生活における課題等に関しての国民への法的助言活動、③法分野に関するキャンペーン等を実施する機関に対する助言・指導活動について、日本ではどのような扶助が行われているのかに関心があるとのことであった。

また、調停制度に関しては、キルギス国内でも調停改革が進んでいるところ、調停人の登録も含む調停制度を総括する専門組織が2026年に組織される予定であるとのことであり、次の共同研究でも扱ってほしいテーマであるとのことであった。この点につき、第1回の共同研究において、調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約（調停に関するシンガポール条約、キルギスも加盟済み）についての大学教授による講義が実施されたところ、キルギス側からは、第2回共同研究では、同条約締結に伴う国内法整備についてより実務的な観点から講義を実施してほしい旨の要望があった。

法情報の分野に関しては、キルギスでは法務省の法情報部が全ての弁護士、裁判官、公証人等の登録を行い、法令データベースの管理も行っており、中央データベースでは大統領令を含む約17万種類の文書を管理しているところ、日本のデータベースとの比較検討を行いたい旨が示された。

保護の分野に関しては、キルギスにおいては、保護観察制度を導入して6年しか経過していないところ、より良い制度にするため、日本の保護観察制度の内容等に関する知見の提供を受けたい旨の意向が示された。

このように、法務省側からは多分野にわたる知見の提供を求められたところ、全ての分野を扱うことは困難であることから、当部でのこれまでの支援内容等も踏まえ、支援内容を絞っていく必要がある。



【法務省との協議の様子】

2 法務省科学調査部門への訪問及び施設視察

法務省科学調査部門を訪問し、コジョノフ部門長らと協議を行った。

部門長らによれば、同部門はキルギス国内に2つの支部と10か所のラボを有しており、裁判所、内務省、国家公安庁、税関等の依頼に基づき、合計約45種類にも上る鑑定を行っているほか、有料で私人や私的法人から依頼された鑑定も行っているとのことであった。

そのうち約75パーセントは内務省からの依頼に基づく鑑定であり、多い鑑定分野としては、自動車交通事故鑑定（衝突後の自動車の状況から衝突した車両を特定するのに加え、車検を受けている車両か否か、どのようなルールに違反したかまでを調べるもので、日本の自動車交通事故鑑定よりも広い範囲を含むものと思われる）、署名鑑定（特定の署名が偽造か否かを鑑定）、麻薬鑑定などであるとのことであった。

その上で、科学調査部門としては、鑑定人のための資格向上コースを組織したいと考えており、日本がどのような設備で鑑定を行っているかを見学し、日本の鑑定活動に関する意見交換を実施することで、日本の知見の提供を受けたいとのことであり、具体的な鑑定分野としては、DNA、デジタル証拠、署名鑑定、自動車交通事故鑑定、建設技術鑑定（建築物の耐震強度等の鑑定とのこと）、経済鑑定（経済事件等における裏帳簿の捜査に関する鑑定とのこと）、純粋な科学鑑定ではない）、旅券の真贋鑑定等に関し、日本の知見の提供や施設の見学を行いたいとのことであった。

これらの要望分野の中には、日本の科警研、科捜研が扱っていない分野もあると思われるところ、当部としては、これらの分野のうち知見の提供が可能な分野において、科捜研等による講義や施設見学を行うのが有益と思われた。

また、サイバー犯罪については警察に留まらず検察庁（最高検察庁のJPEC等）においても一定の知見提供は可能であり、日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等の財団法人等に協力を仰いで知見を提供することも可能と思われるので、今後更に検討を重ねたい。

こうした協議の後、科学調査部門の施設見学を行い、麻薬鑑定のための機器やスマートフォン解析の機器等の見学を行った。所感としては、例えば麻薬鑑定のための機器についてはコンタミネーション防止のための設備が備えられているのか疑義があり、日本の施設の見学はキルギスの科学捜査向上のために有益であると思われた。



【法務省科学調査部門との協議】

3 「司法ハウス」訪問

「司法ハウス」と呼ばれるキルギスの保護観察所を訪問し、リスクの高い対象者にアプリをスマートフォンにインストールさせて行動を監視していることや、場合によってはブレスレットを装着させるなどしていることの説明を受けた。

4 最高裁判所との協議

最高裁判所を訪問し、ネルグル・バキロヴァ最高裁副総裁（過去には最高裁長官も経験）らと協議を行った。

この中で、日本とキルギスとの司法分野における関係をより強化したい意向が先方から示されたほか、最高裁判所や下級裁判所の裁判官になるための要件、人員等、制度面の説明や紹介もなされた。

また、最高裁判所は法務省とは別機関ではあるが、法務省とも連携を取りながら業務を行っているとの説明もあった。

その上で、最高裁判所としては、特に刑事事件や行政事件における司法制度のデジタル化が重要な課題となっているとのことであった。

具体的には、キルギスではオンラインでの証人尋問等が実施できるようになり、手数料もオンラインで支払ができるようになるなど、一定程度のデジタル化は進んでいるものの、完全に整っているわけではないので、日本におけるデジタル化の取組について知見を提供してほしいとのことであった。

また、他にも、日本の裁判制度や裁判官の教育にも関心があるとのことであり、過去にドイツのG I Zの協力を得て裁判官をドイツの研修に派遣したことがあり、ゆくゆくは日本との間でもこうした人材交流を行いたいとのことであった。

さらに、最高裁判所としては行政訴訟制度にも関心があるとのことであり、具体的



【最高裁判所との協議の様子】

には、行政が違法な命令等を出した場合、それを争うための裁判制度について現在キルギスにおいて法令作成をしたいと考えており、適切に運用するためにも日本の知見の提供を受けたいとのことであった。この分野については、ドイツ、カザフスタン、ウズベキスタンとも知見を交換しているところ、日本の知見も参考にしたいとのことであった。

これら、司法分野のデジタル化、法曹養成、行政手続関係は、いずれも当部で支援を行った実績のある分野であり、キルギスに対してもこれらの分野についての支援を行うことは十分に可能であると思料された。

5 検察総長府との協議

キルギスの検察総長府を訪問し、ヌルベク・カイモヴ副長官らと協議を行った。

この中で、ヌルベク副長官からは、日本が国際刑事裁判所と国際司法裁判所の両裁判所の長官を輩出していること、京都 kongress で成果を上げたことなどに触れ、日本が司法分野で世界をリードしていることに対する敬意が表されたほか、日本が中央アジア諸国と協力関係を深めようとしていることへの賛意が表され、当部が行っている共同研究にもキルギス検察総長府から参加したい旨が示された。

その上で、具体的な協議については副長官ではなく担当者レベルで行ったところ、検察総長府側としては、まず、キルギス国外に流出した犯罪被害財産をキルギスに戻すための制度についての知見の提供を受けたいとのことであった。

こうした被害財産は、多くの場合、海外に開設された他人名義の口座に送金されたり、場合によっては暗号資産に変換されるなどしてマネーロンダリングがなされることが多いと思料されるところ、こうした犯罪被害財産を取り戻すための実務的な手法のほか、そのために各国機関ないし金融機関等との間でどのような国際条約、取り決め等を締結し、どのような法制度を整えているのかについての知見の提供を受けたいとのことであった。

また、他の関心事項としては、汚職対策防止プログラムやその作成手法、刑事手続のデジタル化に強い関心があるので、それらを第2回共同研究のプログラムにも入れてほしいとの要望があった。

具体的には、汚職に関し、現在キルギスでは2025年～2030年の間の汚職対策の戦略プログラムを作成するよう大統領令が出ているところであり、その一助とするためにも汚職防止プログラムについての知見の提供を受けたいとのことであった。

また、これらの分野について、キルギス側からプレゼンを行うことも可能であるとのことであった。

さらに、刑事手続のデジタル化については、第1回共同研究でも扱っているため（ただし、キルギス法務省側の都合で、第1回共同研究では検察総長府から参加者はいなかった）、講義の内容が重ならないように調整する必要があると思われる。

いずれにせよ、検察総長府からは、当部の支援を受けることについて積極的な様子

がうかがわれた。



【検察総長府との協議の様子】

6 検察総長府アカデミーへの訪問

検察総長府を訪問した後、検察総長府傘下にあるという検察総長府アカデミーを訪問した。

訪問に際しては、同アカデミーの学長が同アカデミー内を案内してくれたところ、同学長によると、同アカデミーは、検察総長府に属する国家教育機関であり、検察官や法執行職員を目指す学生や現役の検察官等に対し、刑事法分野に関する専門教育や実務教育等を行う専門教育機関であるとのことであった。

教育内容は実務を重視したものとのことであり、実際の拳銃等が展示されるなどしていたほか、実際に殺人事件が起きた現場の状況を再現した部屋等も用意されており、そうした部屋等を利用して、考えられる被害状況等を学生等に検討してもらうなどもしているとのことであった。

7 国家戦略イニシアティブ研究所への訪問

国家戦略イニシアティブ研究所を訪問し、同研究所副所長らと協議を行った。

同研究所職員によれば、同研究所はキルギスの法務大臣を所長とする大統領直属の研究機関であり、シンクタンクとして、国家統治に関する研究を行っているとのこと

であった。

同研究所は、脱官僚化、すなわち、国家統治における手続の簡略化や国家の活動の最適化に関する問題に取り組んでおり、法律制定の場面では、効率的に法律が制定されるよう、省庁と連携を取りながら法律制定に関わることもあるとのことであった。

脱官僚化のための具体的な取組としては、例えば、行政手続のデジタル化や汚職防止も脱官僚化の一助になり得るとのことであり、こうした分野を含め、日本における脱官僚化の取組に関心があるとのことであった。

当部としては、脱官僚化それ自体についての知見は十分有していないものの、デジタル化や汚職対策等の特定の分野であれば、今後協力関係を構築することも可能であると思料される。

8 在キルギス日本国大使館訪問

ビシュケクにある在キルギス日本国大使館を訪問し、平野隆一大使に対し、キルギスでの活動における同館による支援に対する謝意を述べるとともに、当部の活動内容やキルギスでの活動状況についての報告を行った。

これに対し、平野大使からは、当部の活動に対する理解と謝意が示された。

第4 おわりに

本出張は、第2回共同研究の実施に向け、キルギス側のニーズを調査するために実施したものであるところ、前記のとおり、各機関の関心事項について、情報収集を行うことができた。

具体的な分野についてはやや総花的な感が否めないものの、第1回共同研究でも扱った調停に関するシンガポール条約批准に伴う国内法の整備、科学捜査、司法制度のデジタル化といった分野は現状でもニーズが高く、第2回の共同研究やその後の共同研究等で扱うテーマとしても適当と思われた。

また、第1回共同研究では扱わなかったサイバー犯罪や法律扶助等についても当部が支援を実施できる分野であり、こうした分野を第2回共同研究等で扱うことは適切であると思料される。

これらの分野に関する支援は、キルギスを法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化におけるパートナーと位置付けた、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の内容にも沿うものである。

現状、キルギス側が多く分野に関心を有している状況であるため、特定のテーマに絞った支援は困難であると思われるが、調停人の養成を含む調停制度の整備や裁判官や検察官の人材育成等は、今後も長期的な支援を行い得るテーマであり、これらの支援を今後長期的に実施することも考えられる。

現段階では、共同研究の実施により相互理解を深め、協力関係の構築を継続していくことが重要と思料する。

インドネシア出張報告

国際協力部教官

石 水 佑 佳

第1 はじめに

令和8年1月19日から同月22日までの間、当職は当部野瀬憲範副部長（以下「野瀬副部長」という。）とともに、インドネシア共和国（以下「インドネシア」という。）に赴き、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）が、インドネシアの最高裁判所及び法務省法規総局（以下「法規総局」という。）をカウンターパートとして実施している「ビジネス環境改善のための法・司法改革プロジェクト」（以下、「現行プロジェクト」という。）の初めての合同調整委員会（以下「JCC」という。）に出席した。

本稿では当該出張の概要を報告する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、すべて当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 出張者及び出張日程

1 出張者

野瀬副部長、当職

2 出張日程（日付はいずれも令和8年）

- 1月19日（月） 移動（日本発、ジャカルタ着）
- 1月20日（火） JCC、最高裁判所准長官表敬訪問
- 1月21日（水） 法務省法規総局長及び同局秘書局長表敬訪問、明珍充駐インドネシア日本国臨時代理大使表敬訪問、JICAインドネシア事務所訪問、移動（ジャカルタ発）
- 1月22日（木） 移動（日本着）

第3 出張結果

1 JCC参加

- (1) JCCのアジェンダは、開会挨拶（Syamsul Ma'arif 最高裁判所准長官、在インドネシア日本国大使館高林宏樹総括公使、JICAインドネシア竹田幸子事務所長、Dhahana Putra 法規総局長）、活動計画の発表とこれを踏まえた意見交換、閉会挨拶（野瀬副部長）であった。

本稿では、主に活動計画の発表について報告する。

- (2) 法規総局の Muhammad Akram 秘書局長及び長期派遣専門家でありチーフアドバ

イザーの菊地英理子長期派遣専門家（以下「菊地専門家」という。）から、法規総局の活動計画が発表された。

Muhammad Akram 秘書局長からは、現行プロジェクトにおいて、今後、法規総局が取り組みたい活動等に関する報告があり、法務省が所管するビジネス関連法令及び規則の見直し・策定を行うためのワーキンググループを設置すること、対象となる法令を特定するための共同研究を実施すること、法令に関する国民の理解を促進するための活動を実施すること等が説明された。

また、最高裁判所及び法規総局が独自に行う活動とは別に、最高裁判所と法規総局とが共同で活動を実施する意向があることも述べられた。

菊地専門家からは、法規総局との具体的な活動につき、①法令の制定・改正検討に対する支援、②法令情報の英語翻訳・現行法令データ作成に対する支援、③前プロジェクトのフォローアップという3つの観点から活動を計画していることが発表された。

①については、法規総局が所管する法令で、今後制定・改正が予定されているものを中心に年に数回セミナーを開催し、法令案の検討に役立つ知見を提供する予定であること、この活動の一環として令和7年12月にスリウィジャヤ大学法学部の教授らと現行民法の問題点や改正に向けた課題等について意見交換を行ったこと、令和8年3月に国際倒産手続に関するセミナーの実施を予定していることが述べられた。

②については、法令の英語翻訳のための法令用語集の見直し・改訂や、法令の改正後に、改正を反映させたいいわゆる溶け込み式の法令データを作成するプロセスの構築を検討していることが述べられた。

③については、地方での短期研修や執務参考資料の活用促進を行う予定であること等が述べられた。

(3) 志摩祐介長期派遣専門家（以下「志摩専門家」という。）及び Ahmad Ardianda Patria 判事から、最高裁判所の活動計画が発表された。

志摩専門家からは、世界銀行が公表する Business Ready 報告書¹内の各種指標を踏まえた取組を検討しており、具体的には調停、Pre-Trial 手続、商事事件の紛争解決、破産事件などが挙げられていることが発表された。調停関係と Pre-Trial に関する取組を活動の中心に据えることを考えており、調停関係では、最高裁判所に設置されているワーキンググループでの検討状況等を踏まえながら協力する方向で議論を進めたいこと、Pre-Trial 手続関係では、争点整理手続に関する共同研究等の実施を検討していること等が発表された。令和8年9月末頃に予定されている本邦研修では和解や争点整理手続をテーマとすることを検討中であることも発表された。

Ahmad Ardianda Patria 判事からは、最高裁判所内に設置された調停に関するワー

¹ 世界各国、地域における民間企業のビジネス及び投資環境の規制や公的サービスを評価・比較する報告書。

キンググループにおいて、調停の実施状況の評価及び制度の課題特定を行い、最高裁判所規則の改正に向けた活動をする予定であること等が発表された。Pre-Trial 手続関係では、商事事件での制度導入を検討中であり、本年早期にリサーチを実施する予定であることが発表された。

加えて、前プロジェクト²から引続き、著作権のケースブックの作成、前プロジェクトで作成されたケースブック等の普及活動を考えていることが発表された。

2 最高裁判所准長官表敬訪問

最高裁判所では、Syamsul Ma'arif 准長官に対応いただいた。Syamsul Ma'arif 准長官から、世界銀行の Business Ready 報告書の評価を上げ、司法分野の満足度を高めたいと考えていること等が述べられた。

野瀬副部長から、プロジェクト活動に全面的に協力することや、日本の法務省が、最高裁判所、知的財産高等裁判所、特許庁、日本弁護士連合会及び弁護士知財ネットとともに、2年に一度の頻度でマルチラテラルな知的財産に関するシンポジウム³を開催していることの紹介を行った。

3 法規総局総局長及び秘書局長訪問

法規総局では、Dhahana Putra 総局長と Muhammad Akram 秘書局長に対応いただいた。Dhahana Putra 総局長から、インドネシアの課題として、法令の肥大化が挙げられ、現在約43万件の法令が制定されていることで様々な問題が生じていることが述べられた。その解消にAIやITの活用を検討しており、①リーガルアナリティクス（法令分析。上位法令との矛盾の有無を分析）、②リーガルリサーチング（法令検索。中央法令と地方条例を統合したデータベースを作成し検索できるようにすることを目指す。）、③リーガルセッティング（法令の書式を自動的に作成。）、④リーガルメディア（政策等に関する国民の声を広く集める。）という4つのコンテンツの構想の紹介⁴があった。

4 在インドネシア日本大使館表敬訪問

在インドネシア日本大使館明珍充臨時代理大使を表敬訪問し、同臨時代理大使に対し、現行プロジェクトの内容を説明した。

5 JICAインドネシア事務所訪問

JICAインドネシア事務所では、竹田幸子所長らに対し、法規総局のAI活用に

² 「ビジネス環境改善のためのドラフターの能力向上及び紛争解決強化プロジェクト」。2021年10月～2025年9月まで実施。同プロジェクトでは、カウンターパートの1つであった最高裁判所において、知財事件等のビジネス関連事件に関する裁判官の法的判断及び訴訟運営に関する能力向上を目標に活動していた。

³ 国際知財司法シンポジウム（JSIP）

⁴ この4つのコンテンツについては令和7年9月に前プロジェクトJCC出席の際、法規総局を訪問したときにもダハナ総局長から構想の紹介があった。

対する関心の強さや、最高裁判所の Business Ready 報告書の指標に沿った活動の検討状況について情報共有した。現行プロジェクトは、3年間と短期間のプロジェクトであるため、優先順位をつけてプロジェクトを進めるべきであること等の認識を共有した。

第4 おわりに

- 1 本出張では、JCCでの発表や関係機関との協議等から、現行プロジェクトにおいて、各カウンターパートがどのような点に関心を寄せているかという点を確認することができた。

各カウンターパートの訪問時には、各機関の代表者から、現行プロジェクトに対する高い評価の言葉とともに、菊地専門家、志摩専門家の活動を始めとする日本の支援に対し、厚い謝意が表明され、日本と各カウンターパートとの間における固い信頼関係の構築を再確認することができた。

- 2 本出張において、プロジェクトの実施主体である JICA と、各カウンターパートの関心事項やニーズに関する情報を共有でき、共通認識を得ることができた。今回の出張で得た情報を踏まえ、これまでの支援活動で構築したカウンターパートとの信頼関係をより強固なものとするべく、現行プロジェクトに対する支援等を着実に進めていきたい。

JCCの様子





最高裁判所表敬訪問時の様子



法規総局表敬訪問時の様子

カンボジア出張報告

国際協力部教官

石 水 佑 佳

第1 はじめに

当職は、令和8年2月22日から同月26日までの間、カンボジア王国（以下、「カンボジア」という。）に出張した。カンボジアでは、独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）による「法・司法分野人材育成プロジェクト」を実施しており、これに当部も協力しているところ、同プロジェクトは2027年10月に終了する。そこで、本出張は、JICA及び当部の担当者が、直接、プロジェクトマネージャーであるカンボジア司法省ソマルット長官ら高官と民法及び民事訴訟法の改正支援を主目的とする次期協力の方向性について意見交換をすることを目的として実施された。

本稿では当該出張の概要を報告する。

なお、本稿中の意見にわたる部分は、すべて当職の私見であり、所属部局の見解ではない。

第2 出張者及び出張日程

1 出張者

当部廣田桂教官、植木克彦首席国際専門官（当時）、当職

2 出張日程（日付はいずれも令和8年）

2月22日（日） 移動（日本発、香港経由プノンペン着）

2月23日（月） JICA長期派遣専門家らとの打合せ、嶋貫賢男弁護士（以下「嶋貫弁護士」という。）との協議、司法省民事局パロット局長との協議

2月24日（火） 司法省ソマルット長官との協議、カンボジア日本法教育センター（以下「CJLC」という。）訪問

2月25日（水） JICA事務所訪問、大使館訪問、移動（プノンペン発）

2月26日（木） 移動（香港経由、日本着）

第3 出張結果

1 JICA長期派遣専門家との打合せ及び嶋貫弁護士との協議

当職らは、後藤圭介長期派遣専門家、溝口千恵長期派遣専門家らと協議を行った後、JICAカンボジア事務所との業務委託契約により現在カンボジアで改正中の民事訴訟法に関するワーキンググループに参加している嶋貫弁護士と協議を行った。嶋

貫弁護士から同ワーキンググループが行っている改正作業の進捗状況について説明を受けた。

2 司法省民事局との協議

(1) 裁判外紛争解決（以下「ADR」という。）に関する取組の紹介

司法省民事局のパロット局長ほか同局の職員5名が参加し、協議を行った。カンボジアのADR制度は、2023年に勅令（国王による命令）で制定され、同年にNAADR（ADR国家機関）の設立を目指し、同機関に対応する8つの法令が制定された。現在、司法大臣からの指示で、勅令の改正、他の法令の制定等を進めており、UNDPから支援を受けていること等の情報共有があった。

また、韓国法務省との間でADRに関するコンセプトペーパーを作成したことの紹介があった。同ペーパーには、諸外国の調停の仕組み（日本、韓国、シンガポール等）に関する研究の実施、任意性の保障、調停センターの設立等が記載されていることが紹介された。

紛争で多いものは金銭消費貸借、土地に関する紛争、建物の売買契約に関する事案であり、商事事件及び家事事件は少ないことが紹介された。

課題として挙げられたのは、調停官の人材育成、能力向上であり、現在行われている調停官の研修の紹介があった。1つ目は初期研修であり、これには①未経験者を対象とした3か月の研修、②弁護士、仲裁経験者を対象とした2週間の研修教育があるとのことで、これらの研修は法曹養成のノウハウのある王立司法学院が行っているという説明があった。2つ目は、継続研修（調停官対象）である。継続研修は国外でも実施されており、2025年には20人の調停官が韓国で研修を受け、2026年にも約15名の調停官を対象として韓国で研修を実施する予定であるとのことであった。

その他、2026年2月に行われた、JICAプロジェクトの枠組みでの稲葉一人先生によるADRセミナーは調停官から良い評価を受けていることの紹介があった。

パロット局長からは、今後も現地セミナーを開催してほしい旨の要望があった。

(2) 判決公開に関する取組の紹介

パロット局長によれば、前プロジェクトで取り組んだ判例公開については、活動が進んでいないとのことである。

ワーキンググループにおいてミーティングを2回実施したものの、司法省の活動の中心が民事法改正に移行したなどの事情から、それ以降活動が行われなかったとのことであった。

もっとも、パロット局長は、最高裁や下級審から裁判例を収集する手順を行っており、今後裁判例を公開したいと考えているとも述べていた。

3 次期協力に関するソマルット長官との協議

司法省において、プロジェクトマネージャーである司法省のソマルット長官ほか5名が出席し、次期協力の方向性について協議を行った。

具体的には、次期協力の方向性について、民法及び民事訴訟法の改正支援を主目的とするプロジェクトデザインマトリックス案¹（以下「PDM案」という。）に基づいて意見交換を行った。

ソマルット長官から、上記に加え、これまでのADRに関する支援について高く評価しており、引き続き調停官への本邦研修を含むADRに関する支援を受けたいとの要望があった。

さらに、ソマルット長官からは、民法及び民事訴訟法の改正の他に、書記官、公証人、執行官関連の各法に関する検討もしており、書記官等の役割や経験の共有などのセミナーを検討してもらいたいとの要望も述べられた。

4 C J L C 訪問

カンボジア王立法律経済大学内に設置された日本法教育センターにおいて、当職が日本の刑事手続や裁判員裁判に関する講義を実施した。

同センターに在学する4年生12名が講義に参加した。

実際にあった裁判員裁判事件（殺人事件、間接事実積み上げ型）を基にした事例を設定し、学生らには、裁判員として被告人が有罪か否かを検討してもらった。学生らは日本の刑法及び刑事訴訟法について未学習であったにもかかわらず、熱心に事例を検討し、それぞれ根拠を示して結論を導いていた。

5 J I C Aカンボジア事務所訪問

J I C Aカンボジア事務所讃井一将所長らと協議を行い、当方から、ソマルット長官との間で実施した次期協力の方向性等の意見交換の内容を共有した。

また、ソマルット長官及びパロット局長から要望があった調停官への本邦研修を含むADRの支援強化の対応につき検討が必要である旨の認識を共有した。

6 大使館訪問

在カンボジア日本大使館永瀬賢介公使に対応いただき、公使に対し、本出張におけるカウンターパートとの次期協力の方向性に関する意見交換の内容等を報告した。

第4 おわりに

本出張では、ソマルット長官との間で、次期協力の方向性について意見交換することができ、出張の主たる目的は十分に達成された。

¹ 開発援助やプロジェクト管理で用いられるプロジェクトの設計図

また、カウンターパートのみならず、在カンボジア日本大使館やJICAカンボジア事務所との関係でも現行プロジェクト及び次期協力に対する期待や評価の高さを認識できるとともに、カンボジアの民事法分野の現状に関する情報を得ることができたことは次期協力に関する検討を進める上で有益であった。

これら出張の成果を踏まえ、これまでの支援活動で構築してきたカンボジア側との信頼関係をより強固なものとしつつ、現行プロジェクトに対する支援及び次期協力に関する検討を着実に進めていきたい。



ソマルット長官らとの記念撮影

【その他の活動】

次世代に向けた持続可能な活動へ ～ラオス「法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2」～

JICAラオス人民民主共和国長期派遣専門家

山下 拓郎

1 はじめに

2026年は、法務省法務総合研究所内に国際協力部（ICD）が設置されてから25年目という節目を迎える。四半世紀にわたる国際協力部の活動の中で、数多くの諸先輩方が法制度整備支援に関わってきた。当初は、法制度整備支援の活動を構築するために、支援対象国の司法制度や実務の現状などについて調査をするところから始まり、国際協力機構（JICA）とともに、東南アジアの国々を中心に法制度整備支援プロジェクトを実施するようになり、さらに、年月を重ねるにつれ、ICDが関与する対象国は、中央アジアや南アジア、東ヨーロッパ、アフリカ、太平洋島嶼国へと広がりを見せている。

私は、このような状況の中、本年3月11日にラオス人民民主共和国（以下「ラオス」という）で実施されているJICA「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」に携わる長期派遣専門家として、ラオスに派遣された。

この機会に、大変光栄なことに本誌への執筆の機会をいただいたため、寄稿させていただく次第である。

本誌の編集担当者からは、現地活動に対する意気込みとのご依頼であったが、数ページに渡り意気込みを有り余る熱意と共に記載するのは暑苦しいようにも思われるため、現地に赴任してまだ日が浅いが、ラオスの現状なども紹介させていただく。

なお、本稿の意見にわたる部分は、全て私見であり、所属機関の見解ではない。

2 ラオスに対する法制度整備支援

ラオスは、1986年に新思考（チンタナカーン・マイ）政策を導入し、市場経済化を促進するための法整備が進められており、そのような中で、日本に支援要請があり、1998年からラオスに対する法制度整備支援を開始した。従前の活動を経て様々な成果があるところ、その中でも、我が国の支援が実を結んで、2018年にラオス独立後初めて統一的な民法典が成立した。

JICAがラオスで実施した最初の法制度整備支援プロジェクトは、2003年に始まった。これを立ち上げるために諸先輩方がラオスに赴き、各機関への調査等を実施して始まったのである¹。

¹ 当時のラオスの調査結果をまとめたものに工藤恭裕、山下輝年、榊原一夫「ラオス法制度の概要」本誌第3号（2002年）5頁以下、当時のラオスの状況は、山下輝年「ラオスで感じたこと」研修2001年1月号30頁を参

さらに、2010年から現在に至るまで、人材育成を中心におきながら、4つのプロジェクトが途切れることなく行われてきた²。この4つのプロジェクトを実施するために、これまで7人の検事出身の専門家がラオスに派遣され、当職は、8代目となる。そのほか、弁護士もこれまで合計9名派遣されてきており、これまで数多くの成果物が作成されてきた。

3 転機を迎えるラオス

ラオスは、ラオス人民革命党による社会主義的な政治体制を有しており、党のトップである国家主席を頂点とする統治機構を有している。そして、5年に一度の党大会が実施されているところ、2026年1月には、第12回党大会³が実施され、トーンルン・シースリット氏が国家主席に再任された。ラオスにとって、2026年は前記チンタナカーン・マイ政策から40年目の節目にあたる上、後発開発途上国（Least Developed Country：LDC）からの卒業が予定されている年である。

ラオスも経済成長しつつあるとはいえ、現在、物価高や、ガソリン不足など、経済的な問題が種々存在するため、今後、これらの問題を解決し、更なる経済成長を図る必要がある時期と考えられる。そのような中、本年の党大会において、1972年の第2回党大会以来発出されていなかった「政治綱領」が発出された。この政治綱領において、2055年までに国家を上位中所得国に引き上げ、高所得国に極力近づけるという目標が示され、今後の経済成長を目指す上で、転換期を迎えつつあると言える。

そのような中、法制度整備支援の現場でも転機を迎えている。現在ラオスでは、「法の支配発展促進プロジェクト フェーズ2」が実施されているところ、このプロジェクトの中心的な取組は、基本法令の解釈・適用を適切に実施できる中核人材を育てることにある。

法の解釈・適用は日本人の法曹にとっては、当たり前のことのように思われるが、ラオスにおいては、憲法上、法律の解释权限は、ラオス国民議会の常任委員会にあるとされており、法律を解釈するということをラオスの法律実務家が実施すること自体なかなか受け入れられ難い状況であった。しかし、本プロジェクトにおいて、当職の前任の矢尾板専門家、それから弁護士の阿讃坊専門家、澤井前専門家及び石崎専門家のご功績もあり、カウンターパートである司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学（以下「関係4機関」という。）から送り出していただいているワーキンググループメンバーには、法解釈・適用の重要性が理解されるようになってきた。すなわち、従前は、事例研究をする際、ラオス側の方々から「実務ではこのようにしている。」「私は、〇〇と思う。」など、実務慣習や個人の考えに基づいた回答が多く、法律上の

照のこと。

² 2010年から「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ1）」、2014年から「法律人材育成強化プロジェクト（フェーズ2）」、2018年から「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ1）」、そして、2023年から現時点まで「法の支配発展促進プロジェクト（フェーズ2）」が実施されている。

³ 党大会の内容については、山田紀彦「2055年に向けた体制の立て直しーラオス人民革命党第12回党大会」アジア経済研究所IDEスクエアー世界を見る眼(https://www.ide.go.jp/Japanese/IDEsquare/Eyes/2026/ISQ202620_005.html)

規定に基づいた説明をする状況がほとんど見受けられなかったが、これが徐々に改善され、まず法律の条文を確認して要件が何かを検討する姿勢が見受けられるようになってきた。さらには、当該事例問題において、条文上のどの要件が問題になり、その要件に該当する事実（法的効果を発生させる要件に該当する事実関係）が何であるかを順序立てて検討し、説明することがラオスの方々にとって難しいようであったものの、ワーキンググループ活動の中で法律の要件の解釈を念頭に議論がされる状況が徐々に見受けられるようになってきた。

加えて、本プロジェクトの合同調整委員会（JCC）のメンバーが昨年10月に訪日した際に⁴、慶應義塾大学大学院法務研究科松尾弘教授や中央大学大学院法務研究科井田良教授を交えて協議を実施したところ、JCCメンバーから法解釈の重要性が言及され、これをラオスに定着させるために法学教育や実務家研修の質を高める必要があることなどが指摘され、法解釈の重要性が、関係4機関の幹部にまで共通の理解として浸透してきている。

ラオスには、いわゆる法（解釈）学や法理論の存在が皆無であり、大学でもこれを教えられる状況ではなかったところ、現時点では、まさにラオスにおいて、法（解釈）学や法理論が形成されつつある契機にあると窺える。

さらに、別の観点での転機もあり、我が国がラオスに対して法制度整備支援を開始した当初から活動に関わっていただいていたケッサナ・ポマムチャン前司法副大臣が定年により2026年2月に退官された。ケッサナ氏は、日本に留学した経験も有しており、これまで数多くの日本人専門家がお世話になってきた人物であるとともに、日本の良き理解者としてラオスと日本の司法分野の活動に中心的に貢献されてきた人物である。日本側にとっても、ラオス側にとっても、重要な存在であったケッサナ氏の退官は、司法分野の協力活動において、次世代が担う新たな時代への移り変わりを感じさせる。

考えてみれば、現時点で、日本とラオスの司法分野の協力活動は、28年目を迎えるため、日本側及びラオス側ともに当初から司法分野における協力活動に携わってきた方々の中には、退官される方も徐々に始め、新しい世代に受け継がれつつある時期にあると思われる。

実際、私も、学生の頃に法制度整備支援活動について興味をもち⁵、検事任官後にICDが実施する国際協力人材育成研修⁶にも参加させていただき、ICD教官を経て、現在に至っており、これまで法制度整備支援に関与してきた方々から見ると新しい世代になると思われる。

さらに、現場のプロジェクト活動においても、比較的若い世代の方が相当程度ワーキ

⁴ ブンクワン最高人民裁判所副長官、ケッサナ司法副大臣（当時）、カンベット最高人民検察院副長官、ウンラーラオス国立大学副学長の4名及び関係4機関の各MC（運営管理委員会）4名の合計8名が来日された。

⁵ 上坂和夫「パワーアップサマー2010 サマーシンポ 私たちの法整備支援2010 シンポジウム」本誌46号4頁以下参照

⁶ 山下拓郎「令和4年度国際協力人材育成研修を終えて」本誌94号146頁参照

ンググループメンバーとなっており、着々と新しい世代がこの活動に関わるようになってきた状況と窺える。

このような状況の中、これまでの活動で積み重ねてきたものを踏まえつつも、特定の人の存在に頼る属人的な活動をするのではなく、次世代に向けて、更に強固に、更に発展的に持続的な活動が実施できるような基盤を構築することが私の使命であるように思料される。

このような転機と言える時期に派遣していただき、法務省やJICAをはじめ、関係機関に感謝するとともに、現行プロジェクトを全うし、今後より良い展開になるように尽力したい。

4 おわりに

村上春樹の著作に『ラオスにいったい何があるというんですか?』という紀行集がある。このようなタイトルだが、決してラオスを揶揄する内容ではないことは、同書を読んでいただければ理解いただける。もっとも、日本の方々の多くにとっては、ラオスという国が他の海外の国と比べても（特にASEAN諸国の中でも）身近ではないと思われる。実際、隣のタイについては、タイ料理屋が日本に多く存在するが、ラオス料理屋は日本にはほほない。現時点でいえば、2025年11月に愛子内親王殿下が初の海外訪問先として、ラオスをご訪問されたため、これにより知った方が多いと思われる。ただ、愛子内親王殿下がラオスを訪問される御予定であるとの報道が流れた2025年5月頃、その後に流れた報道（ネットニュースを含む）は、「ラオスとはどのような国なのか」というものであった。まだまだ、日本人にとっては、本当に「ラオスにいったい何がある」のか分からないことの証左であると思われる。

実際、私自身も、ICD教官になった2024年4月初は、ラオスのことをほぼ知らない状態であったが（某クイズ系のYouTube動画により、世界遺産に登録されているルアンパバーンがあることくらいしか知らなかった。）、現在では、まだ派遣されてから数ヶ月程度の滞在であるものの、ラオスの自然の豊かさ、料理のおいしさ、人の温かさなどの魅力をひしひしと感じている。ラオスには、英語が通じる場所が少ないため、飲食店や市場などの日常生活では、拙いラオス語で会話をしているが、それでも十分通じて快く応対してくれるラオスの方々にも本当に救われている。

ラオスには、おそらく、外から見て明らかにわかる「ラオスといたらこれ」というものを挙げるのは難しいのかもしれないが、滞在してみれば、なんとも言い難い居心地よさを感じ、おそらく、先のあげた自然、料理、人がそのような環境を構築していると思われ、それが魅力ではないかと思われる。

このような魅力あふれる国に派遣していただいたことに感謝しつつ、プロジェクト活動を円滑に進め、今後の更なる法の支配の発展に微力ながら貢献していきたい。



プロジェクトメンバー

(左からミミさん (スタッフ)、阿讚坊専門家、ポンさん (スタッフ)、筆者、マリサさん (スタッフ)、石崎専門家、ユアさん (スタッフ)、富田業務調整専門家)



関係 4 機関に開いていただいた歓迎の式典

(バーシー・スー・クワン⁷)

⁷ ラオスの伝統的な儀式。人間には、32個の魂（クワン）が宿っており、これが体内にあると幸せに過ごすことができるが、誕生、結婚、旅立ち、来訪など節目の時期にこれが体外に出やすくなるため、それを体内に繋ぎ止めたり、呼び戻したりするために実施される儀式である。中央にある花飾りを囲んで座り、その花飾りに付いている白い糸を持ち、祈祷師による祈祷が終わった後、集まった方々が健康やミッションの成功を祈りながら来訪者などの手首にミサガのような白い紐を巻いていく。この日は、私の歓迎会と矢尾板前専門家の送別会の趣旨で開催され、関係 4 機関から JCCメンバーや、MCメンバー、ワーキンググループのメンバーなど約 40 名の方々に参加していただき、歓迎していただいた。

追想・国際協力の最前線¹

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

樋口 瑠 惟

1 本稿の目的

私は、令和6年4月から令和8年3月まで、2年間、裁判官出身者として、国際協力部教官を務めておりました。この度、ICD NEWSの編集担当者から、教官を卒業し裁判所に戻るにあたり、ICD NEWSにエッセイを寄稿してほしいと仰せつかりました。もっとも、ICD NEWSという場に単なる個人的なエッセイを載せることはふさわしくないように思いましたので、本稿は、私の教官時代の思い出を振り返りつつ、対外的には、裁判官から出向してきた国際協力部教官が、近時の同部においてどのような活動に従事しているのかについて、業務報告をすることを兼ねるものしたいと思います²。

なお、もとより本稿は私個人の意見や感想を書き記したものであり、過去及び現在の所属組織の意見を代表するものではありません。

2 国際協力部との出会い

まずは、出向前に遡って振り返ってみたいと思います。私は、（新型コロナウイルス禍で予定より1年遅れつつも）令和3年の夏から令和5年の夏まで2年間、英国で行政官長期在外研究に従事し、令和5年の8月に日本に戻ってまいりました。その後しばらくは、一時的に名古屋家庭裁判所少年部への常填補を命ぜられ、多量の少年審判等に忙殺される日々を過ごしておりました。年が明け、令和6年に入って異動のシーズンとなり、私も次の任地の連絡を待っていたのですが、いただいた連絡は「法務省法務総合研究所教官」というものでありました。正直に申し上げますと、当時、法務省のことにはあまり詳しくなく、困惑の気持ちの方が大きかったことを、ここに懺悔しておきます。しかも、話をよく聞くと、東京の昭島市にある「国際協力部」というところで勤務するらしいということであり、「それは何をするとところでしょうか」と思わず聞き返してしまったことを今でもよく覚えています。

その後、前任者と連絡が取れ、話を聞くと、とても海外出張が多い部署だということでした。個人的には、2年間の英国生活を経て、海外で生活するのはしばらく遠慮したいという気持ちになっていたのですが、比較的短期の海外出張は差し支えなく、むしろ

¹ 本稿の表題ですが、国際協力部の皆さんにはお馴染みのとおり、法務総合研究所が発刊する「研修」誌に令和6年から連載されている、国際協力部と国際連合研修協力部によるコラム「国際協力の最前線～Think Globally, Act Locally～」の改題です。同コラムの表題の発案者は私であるとお思いの方がいらっしゃるかもしれませんが、私の記憶によれば、私が命名したのは後半の英語部分であり、「国際協力の最前線」の部分は、原彰一教官（現千葉地方裁判所判事）のアイデアであったように思われることを、ここに書き残しておきます。

² なお、せっかくの機会ですので、本稿では、裁判所から出向している他の方々（教官、現地専門家）や裁判官OBの方々の、国際協力への関与の実情についても、意識的に触れておきたいと思います。

楽しみなくらいでしたので、4月に着任するときには、困惑の気持ちはかなり薄れ、期待半分、不安半分というところでした。

そこからの2年間は、なかなか怒涛の日々でした。というのも、国際協力部が所管する協力活動の相手国は、令和6年4月当時で主に10か国（ベトナム、カンボジア、ラオス、インドネシア、東ティモール、ウズベキスタン、ネパール、モンゴル、バングラデシュ、スリランカ）あり、その後4か国（キルギス、フィジー、タンザニア、ウクライナ）増え、これらの国々を、2人しかいない裁判官出身の教官で分担して担当していたため、国内研修や海外出張の数が非常に多かったのです。結局、私は、2年間で18回の海外出張と15回の国内研修を実施しました。また、裁判官出身教官は、海外の法曹等に対して日本の法制度を講義する機会が数多くあるのですが、こうした講義の数は、2年間でちょうど30回を数えることとなりました。

次の項では、こうした私の教官業務の思い出を、国別にもう少し詳しく見ていこうと思います。

3 教官時代の思い出

(1) カンボジア

カンボジアは、令和7年度途中から本格的に担当させていただきました。現地には、元同僚でもある、後藤圭介専門家（検察官出身）と溝口千恵専門家（前水戸地方裁判所判事補）が派遣されており、同専門家らとよく連絡を取り合いながら、JICAによる「法・司法分野人材育成プロジェクト」の実施を支援してまいりました。同プロジェクトは、カンボジアの裁判官教育において民事法に関する解釈・適用能力の向上を図る上で効果的な教材の作成を主眼としており、令和7年度は特に、民事訴訟法の基本原則に関する教材と争点整理（弁論準備手続）に関する教材の作成が進められました。

担当教官として最も尽力したのは、それら各教材の作成等のために実施された本邦研修（令和7年10月）の企画・立案・実施ですが、これについては別稿にてご報告済みですので、割愛いたします³。カンボジアに対する活動は、民事訴訟法の解釈や民事裁判実務に関し、（あまり比べるべきものではないですが）同様の支援活動をしている他国よりも、かなり細かい議論に踏み込む傾向があり、頭を悩まされることが多かったように思います。この点は、民事裁判のご経験が豊富な、谷有恒弁護士（元大阪地方裁判所部総括判事）、高原知明大阪大学教授（元大阪地方裁判所判事、元最高裁判所調査官）には、特に助けていただきまして、ありがとうございました。

現在は、次期の法制度整備支援プロジェクトの在り方について両国間で議論されているところと承知しておりますが、日本の支援を得て作成されたカンボジア民法及び民事訴訟法について、カンボジア側が主導的にそれらをブラッシュアップ的に改正し

³ 拙稿「第3回カンボジア法・司法分野人材育成支援研修」ICD NEWS第104号（2026年3月号）199頁以下をご参照ください。

ようとする動きが見られることは興味深いことであり、注視に値するように思います。

カンボジアには、それ以外にも、令和7年9月と令和8年2月の2回、現地を訪れる機会をいただきました。周囲のメコン流域諸国と異なり、辛味やクセがマイルドな（と私は感じる）クメール料理が印象に残っています。また、同国では古い遺跡や寺院を目にする機会も多く、クメール文化の歴史と伝統を感じられました。

(2) インドネシア

インドネシアは、JICAによる法制度整備支援プロジェクトが、法務省（旧法務人権省）と最高裁判所の2機関をカウンターパートとして展開されていることは周知のとおりですが、私はこのうち、最高裁判所に対する活動について、令和6年度から令和7年7月頃まで担当させていただきました。いずれも前プロジェクト（「ビジネス環境改善のためのドラフター的能力向上及び紛争解決機能強化プロジェクト」）下のことであり、当時の國井陽平長期派遣専門家（現新潟地方裁判所判事）と協力して、令和6年10月と令和7年7月の2回、本邦研修を企画・立案・実施しました⁴。これらの研修は、知的財産権法の諸論点や知的財産紛争の解決手法を取り上げるものであったところ、裁判官出身であるとはいえ、知財事件の担当経験がほとんどない私にとっては、なかなか困難を極める仕事でした。東京地方裁判所知財部の勤務経験がある、当時の國井専門家や志摩祐介教官（現長期派遣専門家）や、講師をお務めいただいた知的財産高等裁判所長経験者の裁判官OBの皆さま（飯村敏明弁護士、清水節弁護士、高部眞規子弁護士）、知的財産高等裁判所及び東京地方裁判所知財部の現職裁判官の皆さまには、大変助けていただき、この場を借りて改めて感謝いたします。

上記プロジェクトは令和7年9月に終期を迎え、現在は後継プロジェクトが実施されています。私は、この後継プロジェクトの最高裁判所に係る部分のPDM作成にも関与させていただきました。後継プロジェクトは、知財事件に限定せず、より広くビジネス関連の民事事件全般について、判決書の質の向上や審理手続の改善、調停等のテーマを取り扱うものとなりました。広範なテーマで、まずは何から始めるべきか悩ましいところもあるかもしれませんが、裁判官出身の長期派遣専門家に広範な裁量を委ねる形になっておりますので、まずは志摩専門家に、ぜひ創意工夫を凝らした自由な活動をしていただきたいと思います。

インドネシアには、令和6年12月に1回、ジャカルタに行く機会を得ました（上記プロジェクトの関係ではなく、官房国際課が実施する知的財産権セミナーの関係です）。交通渋滞は凄まじいものでしたが、街全体に大変な活気が感じられ、ASEAN諸国の雄として、これからますます目覚ましく発展していく国であるように思いま

⁴ 詳細は、拙稿「インドネシア法制度整備支援 第18回本邦研修」ICD NEWS第101号（2025年3月号）109頁以下と、佐々木康平「インドネシア法制度整備支援 第20回本邦研修」ICD NEWS第103号（2025年11月号）92頁以下をご参照ください。

した。

(3) ラオス

ラオスは、令和6年度と令和7年度の2年間を通じて、特に民事法支援の活動に関わらせていただきました。これらの活動の詳細については、ICD NEWS前号に長期派遣専門家2名とともに詳しいまとめ記事を寄稿しておりますので、そちらに譲ります⁵。

ラオスでの民事法に関する現在の活動の中心は、要するに、日本が起草支援し近時施行されたラオス統一民法典を素材に、その条文を解釈して請求権の発生等に必要要件を抽出するという作業に慣れ親しんでいただくことにあると考えています。そうはいっても、ラオスの法曹は法解釈という営為に必ずしも馴染みがなく、長期派遣専門家は、法解釈の考え方を基礎から説明することに変えて苦勞されています。阿讃坊明孝専門家、澤井裕前専門家、石崎明人専門家に、改めて敬意を表します。私自身も、現地セミナーや本邦研修時の活動を通じ、日本の要件事実論の基礎やブロックダイヤグラムの手法等について講義をする機会を得ました。もっとも、要件事実論的な考え方を今以上に推し進めるのであれば、立証責任の分配についてより踏み込んだ説明が必要になってくるところ、このことはラオスの民事裁判実務に大きな変革を迫ることにつながり得るため、なかなかそこまで踏み込めませんでした。この点に関連し、ラオス側からは、今後、判決の公開に向けて日本の支援を得たいという要請があるようですが、判決の公開の前提となる判決書の質の向上、さらにその前提となる裁判実務（審理）の変革や質の向上を支援するために、日本側にも、日本の裁判官の知見をより効果的に投入することができるようなスキームの構築を検討することが求められる段階に来ているように感じます。

ラオスの本邦研修は2回（令和7年3月及び5月）、企画・立案・実施しました。2回目は、日本とラオスの外交関係樹立70周年に伴い、ラオス国立司法研修所（NIJ）の所長、教官を招へいして研修を合同実施し、成果物の出版イベントも開催するというので、その時は大変苦勞しましたが、今となっては良い思い出です。令和7年10月には、合同調整委員会所属のラオス法・司法機関の高官の方々（最高人民裁判所副長官等）が訪日されるということで、最高裁判所判事への表敬訪問の手配等に関与させていただきましたが、こちら是非日常的で印象深い思い出になりました。

NIJといえば、3か月に1回のセミナーは、大変楽しく講義を実施させていただきました（交通事故、相続、不法行為、保証と、テーマは多岐にわたり、準備はなかなか大変でしたが。）。その関係もあって、ラオスには、令和6年5月、9月及び令和8年3月の3回、出張させていただきました。ベトナムやタイなどの大国に囲まれているが、牧歌的な雰囲気はかなり残る国で、カオニャオをはじめとする食事も素朴

⁵ 拙稿（阿讃坊明孝専門家、石崎明人専門家との共同執筆）「ラオス民事法支援の現在」ICD NEWS第104号（2026年3月号）35頁以下をご参照ください。

で美味しく、私のお気に入りの出張先の1つでした。

(4) モンゴル

モンゴルは、令和7年度の夏前頃から本格的に担当させていただきました。現在、民法典関係について、JICAによる支援が検討されていますが、私が関与したのは、国際協力部の独自活動である商法典関係の支援と、家庭裁判所に関する支援です。

前者につき、令和8年1月に共同研究を実施しました（こちらはICD NEWSにて報告する余力がありませんでしたが、商法、会社法、民法、民事訴訟法を広く取り扱う共同研究で、私自身も民事保全法の講義を担当させていただきました。）。過去のICD NEWSにもたびたびお名前が登場しているかもしれませんが、徳本穰九州大学教授、B. アマルサナー先生とS. バトバヤル先生には、今回の共同研究でも大変お世話になりました。

後者につき、モンゴルでは令和8年4月頃から、家事事件と少年事件を専属的に扱う、家庭と子どもの裁判所が新設されることとなりました。モンゴルの最高裁判所関係者の説明によれば、日本の家庭裁判所制度をかなり参考にしたとのことと、実際、家庭裁判所調査官と同様の役割・機能を持つ、家族状況専門家という職種が導入されることとなっています。私もまた、前述のとおり、家庭裁判所で少年事件を数多く担当していた時期があったため、モンゴルからの家庭裁判所に関する支援要請には、大変な興味関心を持って対応させていただきました。令和8年2月には現地を訪れ、国立法律研究所の主催によるセミナーで、日本の家庭裁判所制度について発表をする機会を得たほか、同年3月末には、モンゴル裁判所評議会が開催した少年司法のシンポジウムにもオンラインで登壇させていただきました。また、後任者に引き継ぐこととなりましたが、令和8年6月には、モンゴルの最高裁判事ら裁判所の代表団が訪日する予定であるところ、日本の裁判所や研修所を訪問するほか、調停委員や調査官OBとの懇話等の機会が設けられるよう、プログラムのアレンジを行いました。

モンゴルを訪れたのは上記の令和8年2月の1回だけですが、真冬のため極寒のマイナス30度の世界を味わいました（日本に帰ってから2日後にはカンボジアに出張しましたが、プノンペンには日中30度の暑さであり、同じ時期に気温高低差が60度ある地域が同じアジア内にあるという事実、地球の不思議さを感じました。）。もっとも、お会いしたモンゴルの方々が皆、大変な親日派で、滞在期間中は昼も夜も非常に手厚いもてなしをいただき、ありがたかったです。

(5) ネパール

ネパールは、令和7年度に担当させていただきました。もっとも、同年はネパール

における J I C A の新規プロジェクト（民法逐条解説書作成支援）⁶の立ち上げの年であったところ、これには、国際協力部から磯井美葉調査員（元ネパール長期派遣専門家）、短期派遣専門家として長尾貴子弁護士（同）、J I C A 本部から笹泰子弁護士と森永太郎弁護士（元国際協力部長）という錚々たるメンバーが関与されており、また、アドバイザー・グループも、松尾弘慶応義塾大学教授をはじめ非常に重厚な大学の先生方によって構成されていて、私のような若造の出る幕はほとんどありません。定例会やアドバイザー・グループ会合に出席しては、ベテランの皆さまが交わされる激論を口も挟めず眺めていただけというのが正直なところですが、しかしながら教官2年目にして、国際協力の鉄火場に初めて立ち会ったように思われ、大変勉強になりました。

本邦研修は、内政上の一時的な混乱の影響により、令和7年度中の実施は叶いませんでしたが、令和8年8月に第1回の研修が予定されていますので、その成功を祈念しています。現地には、令和7年11月に1回、プロジェクトの合同調整委員会に出席するために出張させていただきましたが、朝、少し冷え込む中、日中の喧騒とは打って変わって静かな雰囲気の中で、磯井調査員の案内の下で訪れたお店でいただいたチャイの美味しさが、妙に印象に残っております。

(6) スリランカ

スリランカは令和6年度、教官1年目のときの担当国の1つでした。ご承知の方も多いかもかもしれませんが、J I C A 国別研修の枠組みの下、令和元年頃から、刑事司法制度の遅延改善等に向けた支援を実施してきた国であり、国際協力部の活動対象国の中では比較的珍しい、専ら刑事司法分野のみを対象とした活動を実施している国です。私自身は、裁判官としては専ら刑事裁判に従事してきたこともあり、スリランカに対する協力活動はかなり関心を持って取り組んでおりました。もっとも、現地セミナーを英語で実施しなければならないことには、英語音痴の私としては苦勞いたしました（その節は、森永弁護士には大変助けていただきました。）。四苦八苦しながらも、令和6年7月と同年12月の2回、現地に出張し、現地の裁判官や警察官等に相手に、日本の量刑の考え方、公判審理における証人や被害者の保護、性犯罪事件等の量刑といったテーマについて、講義を実施しました。また、令和7年2月には、スリランカの刑事司法実務家を訪日招へいして、本邦研修も実施し、その際には大島隆明日本大学教授（元東京高等裁判所部総括判事）をはじめとする日本の刑事司法実務家の皆さまに大変お世話になりました⁷。

スリランカ現地での思い出は大変色々あるのですが、やはりカレーの辛さの記憶が強烈です。島国ですので、カレーの具材もシーフードであることが多いのですが、あ

⁶ この新規プロジェクトの概要は、磯井美葉「ネパール次期案件 詳細計画策定調査」ICD NEWS第101号（2025年3月号）123頁以下によくまとまっていますので、ご参照ください。

⁷ 拙稿「タンザニア～関係機関訪問、協議等～」ICD NEWS第102号（2025年7月号）160頁以下をご参照ください。

るフィッシュカレーを食べたときは、誇張抜きで10分以上は口が痛くて喋れないほどでした。また、令和6年12月の出張時は、地方都市を訪れて裁判所を視察する機会を得ましたが、その都市に向かう道中、夜半に、路上を歩くゾウに2回邂逅しました。その時は、目の巨軀にすっかり魅入ってしまいましたが、現地では踏み殺される人も出るなど、本来は危険な生き物のようです。

(7) タンザニア（アフリカ）

本誌読者の多くの皆さまはご存じのとおり、国際協力部は、従前、アフリカ諸国との間の協力活動にはほとんど関与しておりませんでした。私も、着任当初は、まさか自分がアフリカに赴く機会があるとは思っていませんでしたが、教官として着任して三、四か月が経った夏頃、懇親会の二次会の帰りの電車内で、高橋一章教官（当時）から、アフリカに興味はないか聞かれ、二つ返事で承諾してしまったことから、その後1年半にわたり、アフリカ案件には大分力を注ぐことになりました。

アフリカの中でも、まずはタンザニアに焦点を当てて活動を開始することになりました。この辺りの経緯は、既に過去のICD NEWSで詳しく報告していますので、割愛いたします⁸。初めてタンザニアを訪れたのは令和7年3月末のことでしたが、そもそも現地に着くまでには、韓国・仁川とエチオピア・アディスアベバの2回乗り換えを経て、かつ、アディスアベバでは数十分しか乗換え時間がない中で、ターミナルの端から端までダッシュするという苦行(?)を経て、24時間以上を費やし、それだけでもなか大変でした。ダル・エス・サラームのみならず、特急電車に乗って内陸部の首都ドドマにも赴きましたが、広大な草原の中にポツンポツンと政府ビルが立つ、不思議な印象の街でした⁹。

初出張の後は、TICAD9に伴うイベント実施に向けた準備を進めていきました。2年間で最も大変な仕事の1つでしたが、こちらも既に過去のICD NEWSにて詳細に報告しましたので¹⁰、真面目な話は割愛します。上記イベントの準備のため、令和7年7月上旬に、再度、ガーナとタンザニアの2か国を訪れました。このとき、ガーナからケニアを経由してタンザニアに入る予定だったのですが、ケニア行きの航空便に乗る直前で呼び出され、「あなた達は乗れない」と言われてしまいました（そのときは理由の説明に乏しく、事態が分からなかったのですが、後から、乗り継ぎ搭乗予定だったケニア―タンザニア便が欠航になったことによるものと判明しました。）。振替便は当初、3日後と言われましたが、3日後にはタンザニアから成田に帰る便を予約しており、困りました。交渉の末、翌日の便に振り替えていただきましたが、今度は、飛行機に積んでいた荷物を降ろすのが間に合わないと言われ、荷物だけ

⁸ 拙稿（高橋一章教官（当時）と共著）「タンザニアとの協力関係の開始について～TICAD9テーマ別イベント実施及び協力覚書締結～」ICD NEWS第103号（2025年11月号）48頁以下をご参照ください。

⁹ 注1記載の「研修」誌のコラムにも、アフリカに関するエピソードを投稿させていただいたことがあります（研修928号（2025年10月号）53頁以下）。ご関心の向きはお読みいただければ幸いです。

¹⁰ 拙稿（高橋一章教官（当時）と共著）「タンザニアとの協力関係の開始について～TICAD9テーマ別イベント実施及び協力覚書締結～」ICD NEWS第103号（2025年11月号）48頁以下をご参照ください。

先にケニアに行ってしまいました。財布とスマホだけは持っていましたが、着替えもアメニティもなく、航空会社手配の市内のホテルに深夜0時過ぎに入ったところ、夕食は米とチキンとリンゴのみ、ホテルのシャワーは冷水しか出ず…。踏んだり蹴ったりでしたが、これらも今となっては懐かしい思い出です。

このように、大変苦勞して立ち上げたタンザニアとの協力活動ですので、今後、具体的な共同研究等が実施されることを陰ながら楽しみにしています。

(8) 東ティモール

東ティモールとの協力活動は、令和6年度に担当させていただきました。令和6年当時は、司法省との間で、土地関連法案（公有不動産、国の私有不動産、共同体財産のそれぞれを規律する法案）の起草に向けた活動を実施していたほか、現地出張時には、法律司法研修所や土地財産委員会との間で現地セミナーを実施するなどしていました。土地財産委員会は土地紛争の解決機関であり、土地紛争の和解や判決等に関する日本の裁判官の知見が求められていたものです。

まず、令和6年7月下旬から8月上旬に、実際に現地を訪問させていただきました¹¹。前記のラオス以上に、牧歌的な雰囲気が漂う国で、個人的にはとても気に入りました（東ティモールの食事は、ご飯、野菜炒め、チキンスープといった素朴なものが多く、この点も私の好みに合いました。）。上記共同体財産を実際に視察するために、ランドクルーザーに乗って悪路を山登りし、山中の伝統的な集落を訪れるなど、大変貴重な経験もさせていただきました。この出張結果も踏まえつつ、令和7年1月には、新型コロナウイルス禍前以来、何年かぶりに、東ティモール司法省の訪日招へいと共同研究を実施しました¹²。その際には草野芳郎弁護士（元広島高等裁判所部総括判事）、亘理格北海道大学名誉教授等、多くの皆さまに大変お世話になりました。

令和7年度は、東ティモールとの協力活動からは身を引いていたのですが、同国のASEAN加盟が果たされ、令和8年3月には、ホルナイ司法大臣が訪日され、法務省との間で協力覚書が締結されたこと¹³は、大変喜ばしいことと思っています。近時の東ティモールとの協力活動は、先方のニーズにアドホックに対応する側面が否めないものでしたが、上記協力覚書の下、より戦略的で一貫性のある協力活動が展開されていくことを期待しております。

(9) ウズベキスタン

国際協力部が、ウズベキスタンに対して実施している協力活動は複数ありますが、私はそのうち、令和7年度に、行政法に関する活動と民事法に関する活動に関与させ

¹¹ この出張の詳細は、大谷洋史「東ティモール出張報告～現地セミナー（戸籍法、和解条項）と関係機関等訪問～」ICD NEWS第100号（2024年11月号）215頁以下をご参照ください。

¹² 拙稿（大谷洋史教官（当時）、原彰一教官（当時）との共著）「令和6年度東ティモール共同法制研究（法案起草能力向上支援）」ICD NEWS第102号（2025年7月号）105頁以下をご参照ください。

¹³ 法務省ウェブサイト（https://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/hisho06_01402.html）（令和8年4月19日最終閲覧）をご参照ください。

ていただきました。

行政法に関する活動は、従前より実施していた、ウズベキスタン司法省との間の行政手続法解説書作成に向けた活動と、令和7年度より開始された、ウズベキスタン最高裁判所との間の行政訴訟法改正に向けた活動に分けられます¹⁴。両者についてそれぞれオンラインセミナーに複数回参加したほか、令和7年11月末から12月初めにかけて、両者を合同して、日本で共同研究を実施し、私自身も行政事件訴訟に関連する行政手続法の講義を実施させていただきました。また、これらの活動との関係では、市橋克哉名古屋経済大学特任教授と松本未希子同大学准教授には、大変お世話になりました。

民事法に関する活動はより主導的に取り組ませていただきました。この活動は、JICA国別研修の枠組みの下で実施しているものですが、ICD NEWS本号中に別途、詳細な記事を寄稿しておりますので、そちらをご覧ください。この活動との関係では、令和7年12月下旬に実際に、ウズベキスタン（タシケント）現地をご訪問させていただいたことがよく印象に残っています。非常に寒い時期でしたが、現地の関係機関の皆さまに大変歓待していただきました。プロフ、ノン、マンティ、シャシリク、そしてウォッカと、毎食のようにたくさんの食事をご馳走になり、常にお腹がいっぱいな出張でした。年が明けて令和8年2月に本法研修を実施しましたが、今年度も二本松利忠弁護士（元大阪地方裁判所所長、元最高裁判所家庭局長）と大川謙蔵摂南大学准教授に大変ご尽力をいただきまして、改めて感謝申し上げたいと思います。4月以降は、新しい国別研修の枠組みの下、ウズベキスタン改正後民法のコンメンタール作成に向けた取組が実施される見込みですが、この活動が円滑に進むことを陰ながら祈っております。

ウズベキスタンとの関係では、既に報道等もされているものですが、今後、中央アジアプラス日本の法務・司法大臣会合の実施に向けて、準備が進んでいくものと思います。この機会に国際協力部によるこれまでの地道な活動が陽の目を見て、更に発展深化していくことを望みます。

(10) ベトナム

最後にベトナムに関する活動をご紹介します。多くの読者の皆さまがご存じのとおり、もっとも昔から（30年以上）JICA法制度整備支援プロジェクトが実施されてきたベトナムですが、令和7年12月末をもって、プロジェクト活動が一時中断されることとなりました。私は、令和6年度と令和7年度を通してベトナムとの協力活動を担当し、プロジェクトによる活動のいわばアンカー部分の末端を担うとともに、国際協力部による新たな協力活動である「Legal Exchange and Development」（通称L

¹⁴ これらの活動との関係では、山下拓郎教官（当時）が、現地関係者と優れた信頼関係を築かれ、主導的な役割を果たされました。なお、山下拓郎「ウズベキスタンにおける法整備支援～行政法分野に関する支援～」ICD NEWS第102号（2025年7月号）62頁以下をご参照ください。

E A D) の立ち上げに関与させていただきました¹⁵。

ベトナム現地を初めて訪れたのは、教官として着任して早々の令和6年5月のことであり¹⁶、以来、離任に至るまで、全担当国の中で最多の5回の現地出張に赴かせていただきました(ハノイのみならず、ホーチミン、フエ、バンメトートと、色々な都市を訪問させていただきました。)。これらの現地出張の際には、当時のプロジェクトオフィスにいらっしゃった茅根航一専門家(現東京地方検察庁検事)、塚原正典専門家、大西宏道専門家(現国際協力部教官)等、長期派遣専門家の皆さまに大変お世話になりました。

プロジェクト活動に関しては、最高人民裁判所(S P C)との間の協力活動を中心に担当し、S P Cの最重要課題であった、判例制度の適切な運用に向けて、日本の裁判官からみた判例の考え方や、判例として選定すべき判決書等のテーマで、現地でも何度も講義を実施させていただきました。ただ、率直に言えば、S P Cに対しては、かつては平成12年から令和2年まで日本の裁判官が派遣されていた上、ベテランの裁判官や裁判官O Bによる判例制度の講義も何度も実施されてきているという経緯があったため、浅学非才の身において新たにどれほど有益な活動ができるのかという悩みがあり、これは最後まで解消されなかったように思います(その意味で、今般のプロジェクト活動の中断のタイミングは、日本側において、今後の協力活動で何ができるのか、その実質的な内容面を落ち着いて見つめ直す機会にするべきものかもしれません。)

令和7年4月には、S P Cの本邦研修の機会に、先方の最高人民裁判所判事が訪日されるというイベントがありました¹⁷。このときは日本の裁判所関係者及び裁判所O Bの皆さまに大変お世話になりました。ご講演を引き受けてくださった園尾隆司弁護士(元東京高等裁判所部総括判事)、草野芳郎弁護士(元広島高等裁判所部総括判事)及び知的財産高等裁判所と東京地方裁判所行政部所属の各裁判官の皆さまには改めて感謝申し上げます。また、表敬訪問に応じてくださった今崎幸彦最高裁判所長官及び岡正晶最高裁判所判事(当時)と、同表敬訪問の準備にご尽力いただいた最高裁判所事務総局秘書課の皆さまにも、この場を借りて改めて御礼を申し上げます。

令和8年3月、教官在任中の最後の研修業務は、上記L E A Dの枠組みによるベトナム司法省との共同研究でした。今後、このL E A Dによる取組がどのように進めら

¹⁵ L E A Dの意義については、既に、鈴木雄大「ベトナム出張報告～合同調整委員会及び高官会議出席等～」I C D NEWS第104号(2026年3月号)223頁以下で若干の言及があったほか、今後、このI C D NEWS又は他の媒体で詳細な報告があるかと思しますので、紙幅の都合もあり、本稿では説明を省略します。もっとも、他の機会に言及されることはないかもしれませんが、1点、このL E A Dの名付け親(産みの母)は、令和6年当時のベトナム担当であった村上愛子教官(現東京地方検察庁検事)であったことを、歴史の記録としてここに書き残しておきたいと思います。同教官は残念ながら、L E A Dの枠組みの下での実際の共同研究が実施される前にご異動されることとなりましたが、その後、無事に第1回の共同研究が実施されるに至りました。

¹⁶ この出張については、拙稿「ベトナム・ラオス～現地専門家協議、関係機関訪問等～」I C D NEWS第100号(2024年11月号)176頁以下をご参照ください。

¹⁷ 本邦研修の詳細は、拙稿「ベトナム法制度整備支援(S P C) 第74回本邦研修」I C D NEWS第102号(2025年7月号)140頁以下をご参照ください。

れていくか、また、JICA法制度整備支援プロジェクトが再開されるかどうか、どちらも積み残しの課題として後任者に引き継ぐこととなってしまいました。どのような形で、我が国の古くからのパートナーであるベトナムとの法務・司法分野の協力関係が、今後も良好に保たれて続いていくことを、心より願っております。

4 最前線にエールを！

ここまでご報告してきたもの以外にも、日ASEAN諸国等共同研究、英語圏アフリカ諸国におけるビジネス法研修（倒産法）、国際知財司法シンポジウム（JSIP）、法整備支援連絡会などなど、数多くの研修やイベントを企画・実施ないし関与させていただきましたが、割り当てられた頁数を超過してしまっておりますので、この辺りで筆を置きたいと思います。

ここまでお読みいただいておりますが、国際協力部に勤務する裁判官出身の教官の業務の特色は、多数の国との協力活動に横断的に関与できることにあり、国内で法律家としての仕事をしているだけでは触れ合う機会に乏しい、色々な世界を見ることができる素敵な仕事です。そして、1つ1つの国にそれぞれ独特の個性があって、それまで行ったことがなかった国も、実際に訪問してみると、その国の文化や国民性等への解像度が格段に高まるように思います。本稿でお名前を挙げさせていただいたような、国際協力分野のベテランの皆さまには足元にも及びませんが、この出向中の2年間は、国際協力の最前線の末席に連なることができたのではないかと自負しております。

無事に2年間の勤務を終えて、4月から裁判所に戻ることとなりました。今後は応援団として陰ながら見守ることとしたいと思いますが、今後も引き続き国際協力の最前線でご活躍される皆さまにおかれては、非常にご苦勞も多い中で、難しい職務に精励されるものと思います。本稿をお読みの皆さまにおかれましても、そのような困難に果敢に挑まれる、最前線に立つ方々に、引き続き、最大限のエールをお送りいただければ幸いです。

最後に、この2年間の私の活動を支えてくださった国際協力部の教官、専門官、現地専門家の皆さまに、改めて感謝と御礼を申し上げて、本稿の結びとしたいと思います。



令和8年3月25日 ラオス・ヴィエンチャン市内にて
(このラオス出張が、教官としての最後の仕事となった)

右から3人目：矢尾板隼専門家（現名古屋地方検察庁検事）

左から2人目：山下拓郎専門家（前国際協力部教官）

左から3人目：阿讃坊明孝専門家

右から2人目：石崎明人専門家

左端：筆者

【講義・講演】

2026年2月から同年5月までの間に当部の教官が実施した講義・講演は、下記のとおりです。

記

1 東京地方検察庁における講義

日 時 2026年4月22日（水）

場 所 東京地方検察庁

対象者 司法修習生

テーマ 国際協力部説明会

講 師 教官 奥 大樹

2 富山大学における講義

日 時 2026年5月11日（月）

形 式 オンライン

対象者 学生

テーマ 法学への扉

講 師 教官 味田 亮輔

3 長崎大学における講義

日 時 2026年5月13日（水）

形 式 オンライン

対象者 学生

テーマ 法整備支援論

講 師 教官 奥 大樹

【研修等実施履歴】

2026年2月から同年5月までの間に当部等が実施した研修等は、下記のとおりです。

研修の詳細等についてお知りになりたい方は、当部までご連絡ください。

記

1 研修

(1) ウズベキスタン本邦研修

日 時 2026年2月17日（火）から同月26日（木）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ ウズベキスタン民法改正上の諸論点

担 当 教官 樋口 瑠惟、鈴木 雄大

国際専門官 川添 光乃

(2) インドネシア本邦研修

日 時 2026年5月19日（火）から同月30日（土）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ 日本の法制定過程、人材育成、倒産法に関する知見の獲得等

担 当 教官 石水 佑佳、廣田 桂

国際専門官 金澤 潤

2 共同研究

(1) ベトナムLEAD共同研究

日 時 2026年3月10日（火）から同月17日（火）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 法務省の組織構造及び人材育成等、国際仲裁及び国際調停等

担 当 教官 鈴木 雄大、樋口 瑠惟

国際専門官 神谷 哲夫

(2) キルギス共同研究

日 時 2026年5月13日（水）から同月22日（金）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ 国際化・デジタル化時代における現代的課題に対処するための法執行能力向上

担 当 教官 奥 大樹、佐々木 康平

国際専門官 川添 光乃

3 セミナー

ベトナム現地セミナー

日 時 2026年4月6日（月）、同月7日（火）

場 所 ハノイ

テーマ 日本とベトナムの裁判制度及び民事訴訟実務について

担 当 教官 鈴木 雄大、佐々木 康平

4 その他

東ティモール司法大臣招へい

日 時 2026年2月28日（土）から同年3月7日（土）まで

場 所 法務省赤れんが棟ほか

テーマ ASEAN加盟に伴う今後の協力関係強化

担 当 教官 佐々木 康平、奥 大樹、大谷 洋史
国際専門官 小枝 桃子

【活動予定】

2026年8月から同年11月までの間に当部等が実施する予定の研修等は、下記のとおりです。

諸事情により延期又は中止となる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

なお、実施日時が未定の研修等については、記載していません。

記

1 研修

(1) ネパール本邦研修

日 時 2026年8月19日（水）から同月29日（土）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ ネパール民法逐条解説書原稿案の検討

(2) インドネシア本邦研修

日 時 2026年9月29日（火）から同年10月10日（土）まで

場 所 JICA東京ほか

テーマ 調停の運用改善と争点整理手続の導入

(3) 国際協力人材育成研修

日 時 2026年11月9日（月）から同月20日（金）まで

場 所 国際法務総合センター及びラオス

テーマ 法制度整備支援に携わる人材の育成

2 共同研究

(1) 日ASEAN諸国等共同研究

日 時 2026年8月3日（月）から同月12日（水）まで

場 所 国際法務総合センターほか

テーマ ビジネスと人権

(2) 日韓パートナーシップ共同研究（韓国セッション）

日 時 2026年10月20日（火）から同月28日（水）まで

場 所 韓国法院公務員教育院ほか

テーマ 不動産登記、商業法人登記、供託、戸籍

3 その他

(1) 法整備支援へのいざない

日 時 2026年8月8日(土)

場 所 国際法務総合センター

形 式 ハイブリッド形式(来場参加、オンライン参加の併用)

(2) 霞が関インターンシップ・法務省体験プログラム

日 時 2026年8月3日(月)から同月12日(水)まで

場 所 国際法務総合センター

公益財団法人国際民商事法センター設立30周年記念事業の概要について

前号でお知らせいたしました、公益財団法人国際民商事法センター30周年記念事業につきまして続報として現時点における企画案をお届けいたします。今後、詳細について順次ご案内するとともに参加者の募集等を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

●主催：公益財団法人国際民商事法センター（以下、財団）

共催：法務省法務総合研究所

●場所：経団連会館2F

●日時：2026年12月14日（月）（下記時間は現時点での目途）

13時00分～15時30分 シンポジウム 国際会議場

15時45分～17時45分 式典 国際会議場

18時00分～19時30分 懇談会 経団連ホール

●内容

1 シンポジウム「ビジネスと人権」（WEB配信あり。同時通訳）

① 講演

ヴィッキー・ボウマン氏（元英国ミャンマー大使）

バヌバトラ・カーン・ジッティアン氏（ASEAN政府間人権委員会タイ代表）

福原申子氏（出入国在留管理庁審議官）

② パネルディスカッション(1)：サプライチェーン・人権DD・救済（仮題）

ヴィッキー・ボウマン氏、長谷川知子氏（経団連常務理事）、企業関係者

（コーディネーター）山田美和氏（JETROアジア経済研究所）

③ パネルディスカッション(2)：外国人材との共生社会に向けて（仮題）

バヌバトラ・カーン・ジッティアン氏、福原申子氏、企業関係者

（コーディネーター）酒井邦彦財団理事

2 式典次第

① 挨拶（主催者、共催者、来賓）

② 記念講演

上川陽子氏（衆議院議員、元法務大臣、元外務大臣）

北岡伸一氏（東京大学名誉教授、JICA特別顧問・前理事長）

小杉丈夫財団理事 財団30周年の回顧と展望



当財団主催「ビジネスと人権－外国人材の受入れと共生社会の実現に向けて－」
シンポジウムの様子（2025年11月）



ASEAN 政府間人権委員会主催シンポジウムに当財団理事長が登壇・参加した時の様子
（マレーシア・2025年7月）

総務企画部国際事務部門国際専門官

川 添 光 乃

1 神戸から東京、東京から海外へ

新しい元号が「令和」になると発表された頃、私は神戸地方検察庁の検察事務官として採用されました。あれから8年が経ち、令和8年の今年、現在は法務省法務総合研究所総務企画部国際事務部門で、国際協力部（ICD）担当の国際専門官として勤務しています。

採用当時は、それまでずっと関西に住んでいたからか、何となく今いる場所から離れたくないという気持ちがありました。上司には、「兵庫県から出るつもりはないです。もし異動するとしても関西圏内で働きたいです。」と話していました。もちろん関西が好きという気持ちもあったのですが、当時の私は、そのときの環境や生活、慣れてきた仕事を手放したくなくて、漠然と変化を恐れていたのだと思います。そんな私が、今は東京で仕事をしていて、さらに、去年はタイの首都バンコクにあります国連開発計画（UNDP）での勤務も経験しました。

今回、『ICD NEWS』への寄稿の機会をいただきましたので、私が経験した国際業務や、その経験を通じて感じた自分自身の変化を振り返りながら、国際業務の魅力をお伝えできれば幸いです。

2 一步踏み出す勇氣

今から約5年前、検察庁で立会事務官として勤務していた頃のことですが、仕事にも少しずつ慣れてきた私は、今後の自分のキャリアやライフプランについて考え始めました。就職してからずっと、心のどこかで、「学生時代に学んだ英語を生かした仕事がしたい。」という気持ちがあったのですが、検察庁では英語を使う機会がなく、そもそも私は英語を流暢に話せるわけでもなかったもので、現実的ではないかと諦めていました。それに、家族や友人など、親しい人はみんな近くにいましたので、当時の私にとって、関西を離れるというのはかなりハードルの高いことでした。ですが、最終的には自分の成長のためだという気持ちになり、将来のことを考えると、挑戦するなら今しかないと思いましたので、異動（移動）を希望するという決断をしたのでした。

あれはたしか、「兵庫県から出ません。」と言っていた翌年のことでしたが、上司との面談で「国際業務に携わりたいので、来年東京に行きたいです。」と伝えました。上司は手元にあった過去の資料をめぐりながら、私の突然の心境の変化に驚いた様子でしたが、その決断を応援してくれました。

その後、法務省法務総合研究所への異動が決まり、最初は国際連合研修協力部（アジ研）の専門官を経験し、現在はICDの専門官として勤務しています。初めは、英語で

の書類作成やメール対応など、その全ての業務が新鮮で、日本にいながらも国際業務に携わっていること、そして、ごくわずかではありますが、法務省における国際協力的一端を担っていることに喜びを感じていました。

しばらくして、初めて海外出張に行く機会をいただいたとき、私はまさか仕事で海外に行く日が来るとは思っていませんでしたので、とても緊張して空港に向かったのを覚えています。この記事を書いている今もまた、スリランカへの上出張中ですが、この約3年間で、アジアを中心に6か国以上の国を訪れました。現地の空気や人々の暮らし、街並みは、もちろん国によって大きく異なります。インターネットや書籍で得られる知識も大切ですが、実際にその土地を訪れ、目で見て肌で感じる経験は、私にとって何物にも代え難い経験でした。

出張先では、現地の司法関係者と協議を実施したり、実際に現地セミナーを行ったり、用務の内容は様々です。関係者の方々と、オンラインではなく直接対面で話をするものの大切さは、このスリランカ出張中も度々感じました。また、出張のたびにいつも心を動かされることの 하나가、現地で仕事をされている日本人の存在です。私たちの出張に係る様々な調整をしてくださる大使館の方々や、現地で実際にプロジェクトに携わっている J I C A 職員の方々。その中には、法務省や検察庁から出向されている方も多数いらっしゃいます。数日間の出張や旅行とは異なり、数か月間、数年間、仕事のために海外で生活することは、決して簡単なことではないと思います。生活や言語、食べ物など、きっと日本では感じる事がなかった御苦労もたくさんある中で、日本を離れて海外の最前線で御活躍されている姿はとても頼もしく、同時に、この方々のためにも日本で頑張らなければと、いつも身が引き締まる思いになります。

3 海外で直面した現実

海外生活が決して楽しいだけではないと思うのは、私自身がそうだったからです。約1年前、こんな私にも海外で仕事をするチャンスが舞い込んできました。当時、法務省大臣官房国際課において、国際法務人材育成の一環として、U N D P バンコク地域事務所への J P O (Junior Professional Officer) 及びフェロー (Fellowship) の派遣制度が始まったのです。私は二代目のフェローとして、約半年間 U N D P で働く機会をいただいたのですが、海外での生活、国連での仕事、周りに日本人がいない環境、その全てが初めてでした。

このバンコクでの半年間、私が最も苦労したことは、言語の壁でした。タイの街中では、タクシードライバーや店員さんがタイ語を話していましたので、私も簡単な会話はできるようになりました。毎週金曜日の夜、タイ語のオンラインレッスンを受け、オフィスでタイ人のスタッフと会話の練習をする、という日々を送り、久しぶりに、新しい言語を学ぶ楽しさを感じていました。

楽しいだけではなかったのが、オフィスで使う英語です。国連では世界各国の人が働いているので、共通言語として英語を使用していました。それもかなりレベルが高く、

私みたいなたどたどしい英語を話している人は一人もいませんでしたし、初めの頃は、日課のように、自分の英語力のなさを実感して落ち込んでいました。

4 火曜日 10 時の訓練

そんな私にとっての自分との戦いは、毎週火曜日朝 10 時からのチームミーティングでした。私が所属していたチームでは、週に一度の定例ミーティングがあり、チームの 6 人が、それぞれ今取り組んでいる仕事の進捗を共有したり、困っていることがあればアドバイスを求めたりする場でした。

もちろん、私にも話すターンが回ってくるわけですが、その頃の私は言いたいことをスラスラと話せるレベルではなかったもので、正直月曜日の夜はとても憂鬱でした。しかし、それと同時に、週に一度のこのミーティングが、自分の成長を測れるいい指標になるとも思いました。

当初は、週末から月曜日の夜にかけて英文の原稿を作成し、ミーティングではそれを読んで一方的に話をするというスタイルでした。原稿を作成する過程で多くの単語やフレーズを調べるので、勉強にはなっていたのですが、一度作った原稿は、読む練習をするとしてもせいぜい 1～2 回でした。そして、原稿を読んでいるだけでは、本当の意味で英語を話せるようにはならないことに気がつきました。

そこで私が次にしたことは、同じように作成した原稿を、何も見ずに話せるようになるまで繰り返し何度も口にして、ミーティングの場ではいかにも今考えて話しているかのように、自然に話をするというものでした。読む練習をするときは、暗記しようと思って声に出すのではなく、今話したいことに集中して、こういう時はこういうフレーズを使う、ということを意識していました。すると、次第にいろいろなフレーズを使えるようになり、完全な原稿を作らなくても話せるようになっていったのです。

最終的には、といってもかなり時間がかかりましたが、帰国する 1 か月前くらいからは、話したいことの概要やキーワードだけをメモしてミーティングに臨み、その場で、自分の頭の中の引き出しから使えるフレーズを探し、少しずつ文章を作れるようになっていました。

5 挑戦の先にあったもの

法務省で国際業務に携わり、さらに海外で働く経験をした今、私は日本での仕事に、これまで以上のやりがいや広がりを感じるようになりました。再び ICD の専門官として勤務する中で、数年前の自分にはなかった知識や視点が身についたことを実感しています。また、様々な場面で臆することなく挑戦できるようになり、仕事に取り組む上での度胸がついたように思います。同じ仕事をしていても、以前より幅広い視点で物事を捉えられるようになり、それまで点として理解していた知識や経験が、線としてつながっていく感覚を覚えるようになりました。

もちろん語学力は重要ですが、それ以上に大切なのは、相手の立場や文化的背景を理

解しようとする姿勢、そして自分の考えを分かりやすく伝えようとする姿勢だと思います。国籍も文化も異なる同僚たちと一つの目標に向かって仕事を進める経験は、非常に刺激的でした。会議では多様な意見が飛び交い、自分にはなかった発想や考え方に触れる機会も数多くありましたし、自分の意見を持ち、それを伝えることの大切さも学びました。この半年間の経験は、自分自身の視野を大きく広げてくれたとともに、自分を見つめ直す貴重な機会にもなりました。バンコクでの仕事は決して容易なものではありませんでしたが、その分、得られたものも想像以上にたくさんありました。帰国して半年以上が経った今も、その経験は日々の業務や物事の考え方に生きていると思いますし、国際業務への挑戦は、単に海外で働く経験を得ることにとどまらず、自分自身の可能性を広げる大きなきっかけになったと感じています。かつて変化を恐れていた私にとって、あのときの一步は想像以上に大きな意味を持つものでした。

6 おわりに

最後になりましたが、日頃からICDの活動に御支援・御協力をいただいている皆様に厚く御礼を申し上げ、本稿を締めくくらせていただきます。法務省や検察庁職員の皆様を始め、多くの方々に国際業務を知っていただくきっかけになりましたら幸いです。

－編集後記－

I C D NEWS第105号を最後まで御覧いただき誠にありがとうございます。編集担当として改めて感謝申し上げます。

以下、本号に掲載された記事を御紹介します。

「巻頭言」では、九州大学・徳本教授から、「法制度整備支援に関わらせていただいて」と題して御執筆いただきました。モンゴルにおける商法典整備支援の御経験を通じて、法制度整備支援の意義と、日蒙の法学・司法交流の将来性について語られております。人との出会いや縁の大切さについて印象に残る記事となっております。

「外国法制・実務」では、次の記事を掲載しております。

ラオスについては、阿讃坊明孝JICA長期派遣専門家及び石崎明人JICA長期派遣専門家から「ラオスにおける Access to Justice の状況」と題して、地方における関連機関の実情について御紹介いただきました。

また、矢尾板隼名古屋地方検察庁検事（前：JICAラオス長期派遣専門家）から、「ラオス『法の支配発展促進プロジェクト・フェーズ2』の成り立ちと活動」と題して、約3年半に渡る御経験を振り返っていただく記事を御執筆いただきました。

インドネシアについては、志摩祐介JICA長期派遣専門家から、「インドネシア新プロジェクトのこれまでの歩みと展望 ～最高裁判所における活動報告～」と題して、2025年10月から始まったプロジェクトについて御紹介いただきました。

キルギスについては、高橋一章UNCITRAL RCAP Legal Expert（元国際協力部教官）から、「キルギス基本法制について（3）～キルギス民事訴訟法～」と題して、キルギス民事訴訟法について概観するとともに検討を行っていただきました。

さらに、高橋一章UNCITRAL RCAP Legal Expert から、UNCITRAL 及びUNCITRAL RCAPの活動及びインドネシアにおいて実施されたインターナショナルセミナーについて御紹介いただきました。

「活動報告（国際研修・共同研究）」では、モンゴル共同研究、ウズベキスタン本邦研修、東ティモール司法大臣招へい、ベトナムLEAD共同研究を取り上げております。

「活動報告（外国出張）」では、キルギス出張、インドネシア出張及びカンボジア出張を取り上げております。

活動報告（その他の活動）では、山下拓郎JICAラオス長期派遣専門家から、「次世代に向けた持続可能な活動へ」と題して、ラオス「法の支配発展促進プロジェクトフェーズ2」について、樋口瑠惟東京地方裁判所判事補（元国際協力部教官）から、「追想・国際協力の最前線」と題して、教官時代の思い出を振り返りつつ、業務報告について、御執筆いただきました。

「活動報告（講義・講演）」では、2026年2月から2026年5月までの間に当部

の教官が実施した講義・講演について掲載しております。

「活動報告（研修等実施履歴）」では、同時期に当部等が実施した研修等について掲載しております。

「活動報告（活動予定）」では、2026年8月から2026年11月までの間に当部等が実施する予定の研修等及び公益財団法人国際民商事法センター設立30周年記念事業の概要について掲載しております。

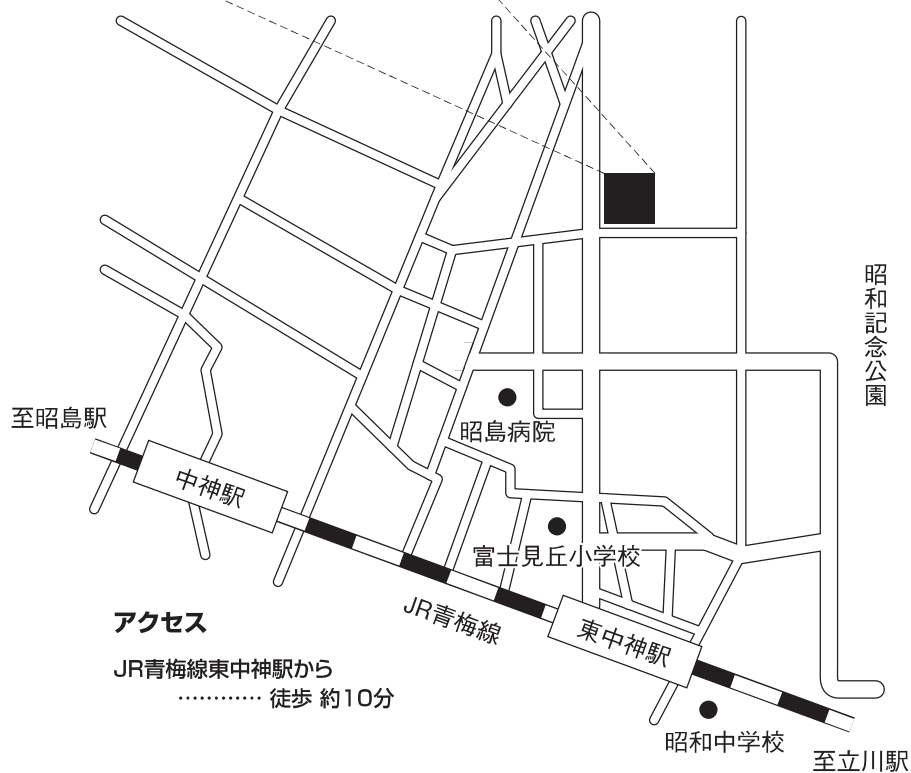
「専門官の眼」では、総務企画部国際事務部門の川添光乃国際専門官から、主にUNDPバンコク地域事務所での勤務経験について掲載いただきました。

最後になりましたが、御多忙の中、御寄稿くださいました執筆者の皆様に厚く御礼申し上げます。

関係者の皆様におかれましては、今後とも更なる御協力を賜りますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。



法務総合研究所国際協力部
(国際法務総合センター 国際棟)



ICD NEWS -LAW FOR DEVELOPMENT-

ISSN 1347-3662

法務省法務総合研究所 国際協力部

〒196-8570 東京都昭島市もくせいの杜二丁目1番18号
国際法務総合センター

電話：(042) 500-5150/5178 (国際協力部代表)

FAX：(042) 500-5195

ウェブサイト：https://www.moj.go.jp/housouken/housou_icd.html

メールアドレス：icdmoj@moj.go.jp

編集：法務省法務総合研究所

発行：2026年7月

